# 岩手町給水装置工事施行要領

令和８年４月１日以降適用

岩手町水道事業所

# 目　　次

令和８年３月13日水道事業管理者決裁


１　総則

１・１　目的 …… 1

１・２　用語の定義 …… 1

１・３　給水装置工事の種類 …… 2

１・４　給水装置工事の施工 …… 2

１・５　加入金・手数料 …… 3

２　給水装置の設計 …… 4

２・１　事前調査等 …… 4

２・１・１　事前調査等 …… 4

２・２　給水方式と給水管の口径の決定 …… 6

２・２・１　給水方式 …… 6

２・２・２　同時使用水量 …… 7

２・２・３　計画一日使用水量 …… 12

２・２・４　設計水圧 …… 12

２・２・５　給水管内の流速 …… 12

２・２・６　メーター口径の選定 …… 12

２・２・７　給水管の口径の決定 …… 13

２・３　給水装置の構造及び材質 …… 21

２・３・１　給水装置の構造及び材質の基準 …… 21

２・４　給水装置の設計基準 …… 24

２・４・１　配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具 …… 24

２・４・２　給水管の占用位置 …… 29

２・４・３　給水管の埋設深さ …… 29

２・４・４　給水管の埋設工法 …… 30

２・４・５　給水管等の分岐 …… 31

２・４・６　構造物等に近接又は交差する場合の配管 …… 35

２・４・７　給水管の布設替えと切替え …… 39

２・４・８　仕切弁及び止水栓の設置 …… 40

２・４・９　メーターの設置 …… 43

２・４・10　メーター直結止水栓及び逆止弁の設置 …… 50

２・４・11　自己メーターの設置 …… 50
２・４・12　排水弁の設置 …… 50
２・４・13　メーター下流側の配管 …… 52
２・４・14　水抜き用の給水用具の設置 …… 57
２・４・15　受水槽への給水と受水槽の構造等 …… 59
２・４・16　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置 …… 65
２・４・17　水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置 …… 66

３　施工 …… 67
３・１　施工の準備と現場管理 …… 67
３・１・１　許可等の取得と許可条件の遵守 …… 67
３・１・２　分岐位置及び埋設物の確認 …… 67
３・１・３　現場管理 …… 68
３・２　土工事 …… 69
３・２・１　掘削 …… 69
３・２・２　土留め …… 69
３・２・３　埋戻し …… 69
３・２・４　残土処理 …… 70
３・２・５　舗装の本復旧 …… 70
３・２・６　舗装の仮復旧 …… 70
３・３　給水管の分岐 …… 71
３・３・１　分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出 …… 71
３・３・２　給水装置工事に関し技能を有する者の施工・監督 …… 71
３・３・３　給水管の分岐の際の留意事項 …… 71
３・４　配管 …… 73
３・４・１　配管施工上の留意事項 …… 73
３・４・２　撤去工事の施工 …… 76
３・５　弁、栓、メーター及び筐等の設置 …… 77
３・５・１　仕切弁、止水栓及び筐の設置 …… 77
３・５・２　メーター及びメーターボックスの設置 …… 78
３・６　給水管等の明示 …… 80
３・６・１　給水管等の明示 …… 80

４　申込み等の手続と設計審査 ····· 82
４・１　申込み等の手続と設計審査 ····· 82
４・１・１　給水装置工事の手続 ····· 82
４・１・２　給水装置工事の申込み ····· 83
４・１・３　給水装置工事設計審査と承認 ····· 84
４・１・４　設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み ····· 84
４・１・５　給水装置工事の取消し ····· 85
４・１・６　占用許可の変更及び取消し ····· 85
４・１・７　占用許可の完了の届出等 ····· 85
４・２　申請を省略できる給水装置工事 ····· 85
４・２・１　給水装置工事申請を省略できる工事の範囲 ····· 85
４・２・２　申請を省略できる工事の設計及び完了検査等 ····· 86

５　検査 ····· 87
５・１　管理者が行う給水装置工事の検査 ····· 87
５・２　検査の申込み ····· 87
５・３　工事事業者が行う自社検査 ····· 90
５・４　管理者が行う完了検査 ····· 91
５・４・１　書類検査 ····· 91
５・４・２　現場検査 ····· 91
５・４・３　設計審査手数料と検査手数料 ····· 92
５・４・４　検査の立会いを省略できる工事 ····· 93
５・５　管理者が行う完了検査の合否 ····· 93
５・６　給水装置所有者への引き渡し ····· 93

６　給水装置工事図の作成 ····· 94
６・１　図の作成 ····· 94
６・２　設計図及びしゅん工図の様式等 ····· 94
６・３　作図記号及び地図記号等 ····· 94
６・４　口径及び延長等の単位 ····· 95
６・５　設計図及びしゅん工図に記載する図 ····· 95
６・６　位置図の作成 ····· 96
６・７　平面図の作成 ····· 97
６・８　その他の図の作成 ····· 98

６・９　設計変更の場合の設計図の作成 …… 99
６・10　立面図の作成 …… 99
６・11　オフセット図の作成 …… 100

７　様式集 …… 105

８　雑則 …… 120
８・１　雑則 …… 120

# 1　総則

## 1・1　目的

この岩手町給水装置工事施行要領（以下「要領」という。）は、水道法、水道法施行令、岩手町水道給水条例等に基づき給水装置工事の設計、施工、手続、設計審査、完了検査等に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な給水装置工事の実施を図ることを目的とする。

〈解説〉

1　準拠する法律等については、次のとおりである。

（1）水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

（2）水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）

（3）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）

（4）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成９年厚生省令第14号。以下「省令」という。）

（5）岩手町水道給水条例（昭和35年条例第14号。以下「条例」という。）

## 1・2　用語の定義

この要領において、用いられる用語の意義は、次のとおりである。

1　管理者　岩手町上水道事業管理者をいう。

2　工事事業者　岩手町指定給水装置工事事業者をいう。

3　主任技術者　給水装置工事主任技術者をいう。

4　道路　道路法（昭和27年法律第180号）第３条に規定する道路をいう。

5　法定外道路　岩手町法定外道路条例（平成14年条例第40号）第２条に規定する道路をいう。

## １・３　給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりである。

１　新設工事　新たに給水装置を設置する工事をいう。

２　改造工事　給水装置の管種、口径、位置及びこれに直結する給水用具の一部又は全部を変更する等の工事をいう。

３　修繕工事　給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事をいう。

４　撤去工事　給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

## １・４　給水装置工事の施行

１　給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

２　給水装置工事について、利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意を得なければならない。

３　給水装置工事は、工事事業者が施行しなければならない。

４　工事事業者は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。

〈解説〉

１　改造又は修繕工事で、管理者が工事の申込みの必要がないと認めた場合を除く。

２　次のいずれかに該当するときは、利害関係人が同意した旨を証する書面を管理者に提出しなければならない。なお、この場合当事者間の契約文書等であるときは、その写しを提出すること。

（１）他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

（２）他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。

（３）他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

（４）その他、管理者が必要と認めるとき。

## 1・5　加入金・手数料

1　給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーター口径の増大を伴うものをいう。）をする者から、加入金を徴収する。

（1）新設の場合　メーターの口径に応じ次表に定める額

| メーターの口径 | 金　　額 |
|---|---|
| φ13㎜ | 27,500円 |
| φ20㎜ | 64,900円 |
| φ25㎜ | 101,200円 |

| メーターの口径 | 金　　額 |
|---|---|
| φ30㎜ | 146,300円 |
| φ40㎜ | 259,600円 |
| φ50㎜ | 405,900円 |

（2）メーター口径の増大を伴う場合は、増径前後の各メーター口径に応じた額の差額となる。

（3）既納の加入金は、還付しない。ただし、給水の開始前に給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。

2　給水装置工事の際には設計審査手数料、工事検査手数料を納入しなければならない。

| 工事種別 | 分 岐 口 径 | 設計審査手数料(円) | 工事検査手数料(円) |
|---|---|---|---|
| 新　設<br>改　造<br>撤　去 | φ20㎜以下 | 3,000 | 2,000 |
| | φ25～50㎜ | 4,000 | 3,000 |
| | φ75㎜以上 | 10,000 | 5,000 |

3　給水装置図面の写しの交付の際は、１件につき 200 円の手数料を納入しなければならない。

## 2　給水装置の設計

### 2・1　事前調査等

#### 2・1・1　事前調査等

| |
|---|
| 1　工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けた場合は、現地の状況等を把握するため必要な調査を行うこと。<br>2　次の事項については、必ず主任技術者が管理者と連絡又は調整を行うこと。（規則第23条）<br>（1）配水管等から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管等の位置の確認に関する連絡調整<br>（2）配水管等から分岐する工事及び給水装置の配水管等への取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整 |

〈解説〉

1　調査の良否は計画の策定、施工及び機能にも影響するため、あらゆる角度から調査検討し総合的に判断すること。

2　調査内容は、「工事申込者に確認するもの」、「管理者に確認するもの」及び「現地調査により確認するもの」がある。

別表第１　＜標準事前調査項目と内容＞

| 番号 | 調査項目 | 調　査　内　容 | 調査（確認）対象 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 申込者 | 管理者 | 現地 | その他 |
| 1 | 給水装置場所 | 住居表示、仮換地番号 | ○ | | ○ | |
| 2 | 使用水量 | 使用目的、使用人員、延床面積、取付栓数、使用状況等 | ○ | | ○ | |
| 3 | 既設給水装置 | 所有者、布設時期、形態(単独･共同等)、口径、管種、布設位置、使用水量、栓種･番号等 | ○ | ○ | ○ | 所有者 |
| 4 | 屋外配管 | メーター及び止水栓（仕切弁）の位置、給水管の布設位置等 | ○ | | ○ | |
| 5 | 屋内配管 | 給水栓等の位置（種類と個数）、給水用具 | ○ | | ○ | |
| 6 | 配水管等の布設状況 | 口径、管種、布設位置、水圧、工事番号、止水栓（仕切弁）の位置、消火栓･排水弁等の位置 | | ○ | ○ | |
| 7 | 道路（私道含む）の状況 | 道路の種別、舗装未舗装の別、幅員構成、掘削規制の有無 | | ○ | ○ | 道路管理者等 |
| 8 | 埋設物の状況 | 埋設物の種類、布設位置、口径等 | | | ○ | 埋設物管理者等 |
| 9 | 現地の施工環境 | 施工時間、関連工事等 | | | ○ | |
| 10 | 既設給水管から分岐する場合 | 所有者、給水戸数、布設時期、口径、布設位置、止水栓（仕切弁）の位置、既設建物との関連等 | ○ | ○ | ○ | 所有者 |
| 11 | 受水槽式の場合 | 受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート等 | | | ○ | |
| 12 | 工事に関する同意承諾の取得状況 | 分岐の同意、土地･建物の使用同意等 | ○ | | | 利害関係者 |
| 13 | 建築確認 | 建築確認通知書 | ○ | | | |
| 14 | 開発許可申請内容の確認 | 給水計画等 | ○ | | | 開発者等 |

## ２・２　給水方式と給水管の口径の決定

### ２・２・１　給水方式

１　給水方式は、直結式、受水槽式及び直結受水槽併用式とする。給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定すること。

２　給水方式の適用範囲は、次のとおりとする。

（１）直結式　　配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。

ア　建物の地上１、２階及び地下１階に給水するとき。

イ　建物の地上３階以上または地下２階に給水する場合で、管理者へ事前協議及び承認を得たとき。

（２）受水槽式　　受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。

ア　病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき。

イ　一時に多量の水を使用する場合、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。

ウ　配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。

エ　有害薬品を使用する工場等からの逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。

オ　給水用具以外の設備に給水するとき。

カ　直結式給水に適合しないとき。

（３）直結受水槽併用式　　一つの建築物内で直結直圧式と受水槽式を併用する方式である。

ア　地上３階建て以上又は地下２階以上の建物で、階層別に給水方式を分けるとき。

イ　給水用具以外の設備に一部給水するとき。

〈解説〉

１　設計条件を考慮した上で、直結式を優先して検討すること。

２　受水槽の設置者は、条例等に基づき適正に管理し、その管理の状況に関する検査を実施しなければならない。

２・２・２　同時使用水量

１　同時使用水量とは、対象とする給水装置内に設置される給水用具のうち、同時に使用される給水用具の吐水量の総和をいう。

２　直結直圧式の場合の給水管の口径の決定の基礎となるものである。

３　算定方法の選択については、各種方法の特徴を踏まえて使用実態に応じていずれかを選択すること。

（１）一戸建て住宅等の場合

ア　同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

（ア）同時使用水量は、同時に使用する給水用具の種類別吐水量（別表第２を標準とする）の総和とする。

（イ）同時使用する給水用具数は、同時使用を考慮した標準給水用具数（別表第３を標準とする）のとおりである。

イ　標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量は、全ての給水用具の吐水量の総和を給水用具の総数で割ったものに、総給水用具数と標準同時使用水量比（別表第４）の使用水量比を乗じて求める。

（２）集合住宅等の場合

ア　戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q = 42N^{0.33}$　(10 戸未満の場合)

$Q = 19N^{0.67}$　(10 戸以上 600 戸未満の場合)

Ｑ：同時使用水量（Ｌ／ min)

Ｎ：戸数

イ　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q = 26P^{0.36}$　（１～30 人の場合)

$Q = 13P^{0.56}$　(31～ 200 人の場合)

Ｑ：同時使用水量（Ｌ／ min)

Ｐ：人数（人）

ウ　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$Q=26P^{0.36}$　（１～30 人の場合）

$Q=15.2P^{0.51}$　（31 人以上の場合）

Ｑ：同時使用水量（ℓ／ min）

Ｐ：人数（人）

（３）一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等の場合

給水用具給水負荷単位による方法とし、同時使用水量は、器具給水負荷単位（別表第５）の器具給水負荷単位に器具数を乗じたものの総和をもとに、給水用具給水負荷単位による同時使用水量図（別図第１）から求める。

（水道施設設計指針 2012 から引用）

別表第２　＜給水用具の種類別吐水量＞　　（水道施設設計指針から引用）

| 用　途 | 吐水量（L/min） | 対応する給水用具の口径（㎜） | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 台所流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗たく流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗面器 | ８～15 | 13 | |
| 浴槽（和式） | 20～40 | 13～20 | |
| 〃（洋式） | 30～60 | 20～25 | |
| シャワー | ８～15 | 13 | |
| 小便器（洗浄水槽） | 12～20 | 13 | 1回（4～6秒）の吐水量2～3ℓ |
| 〃（洗浄弁） | 15～30 | 13 | |
| 大便器（洗浄水槽） | 12～20 | 13 | 1回（8～12秒）の吐水量13.5～16.5ℓ |
| 〃（洗浄弁） | 70～130 | 25 | |
| 手洗器 | ５～10 | 13 | |
| 消火栓（小型） | 130～260 | 40～50 | |
| 散水 | 15～40 | 13～20 | |
| 洗車 | 35～65 | 20～25 | 業務用 |

※　給湯器については、瞬間式の場合は出湯能力、貯湯式の場合は給水能力によること。

※　これ以外の器具については、それぞれの器具の性能表によること。

※　湯沸器は、その号数を使用水量とする。

別表第３　＜同時使用を考慮した標準給水用具数＞　　（水道施設設計指針から引用）

| 総給水用具数 | 1 | 2～4 | 5～10 | 11～15 | 16～20 | 21～30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 同時に使用する給水用具数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

別表第４　＜総給水用具数と標準同時使用水量比＞　　（水道施設設計指針から引用）

| 総給水用具数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 15 | 20 | 30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同時使用水量比 | 1 | 1.4 | 1.7 | 2.0 | 2.2 | 2.4 | 2.6 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.5 | 4.0 | 5.0 |

別表第５　＜器具給水負荷単位＞　　（水道施設設計指針、空気調和・衛生工学便覧から引用）

| 器 具 名 | 水　栓 | 器具給水負荷単位 | |
|---|---|---|---|
| | | 公衆用 | 私室用 |
| 大 便 器 | 洗浄弁 | 10 | 6 |
| 大 便 器 | 洗浄タンク | 5 | 3 |
| 小 便 器 | 洗浄弁 | 5 | － |
| 小 便 器 | 洗浄タンク | 3 | － |
| 洗 面 器 | 給水栓 | 2 | 1 |
| 手洗い器 | 〃 | 1 | 0.5 |
| 医療用手洗い器 | 〃 | 3 | － |
| 水飲み器 | 水飲み水栓 | 2 | 1 |
| 浴　　槽 | 給水栓 | 4 | 2 |
| シャワー | 混合栓 | 4 | 2 |
| 浴室一そろい | 大便器が洗浄弁による場合 | － | 8 |
| 浴室一そろい | 大便器が洗浄タンクによる場合 | － | 6 |
| 事務室用流し | 給水栓 | 3 | － |
| 台所流し | 〃 | － | 3 |
| 料理場流し | 〃 | 4 | 2 |
| 料理場流し | 混合栓 | 3 | － |
| 食器洗い流し | 給水栓 | 5 | － |
| 共同流し<br>洗面流し<br>（水栓１個につき） | 〃 | － | 3 |
| | 給水栓 | 2 | － |
| 掃除用流し | 給水栓 | 4 | 3 |
| 湯沸し器 | ボールタップ | 2 | － |
| 散水･車庫 | 給水栓 | 5 | － |

※　給湯栓併用の場合、１個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の３／４とする。

※　事務所、施設等不特定多数の人が使用するものを公衆用、住居等個人で使用するものを私室用とする。

別図第１　＜給水用具給水負荷単位による同時使用水量図＞

（空気調和・衛生工学便覧から引用）

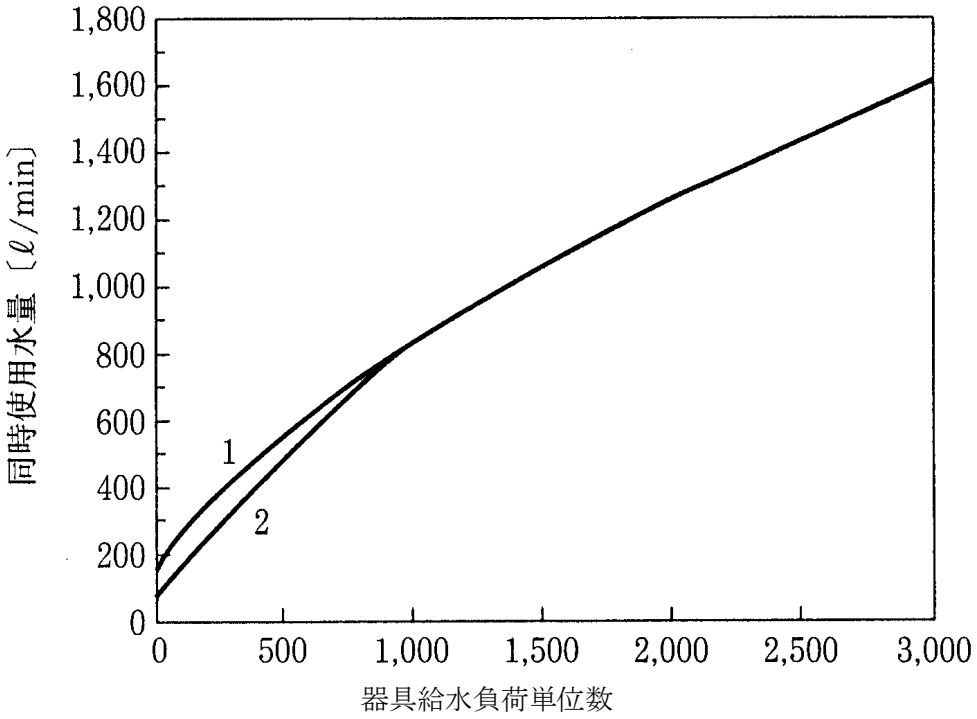


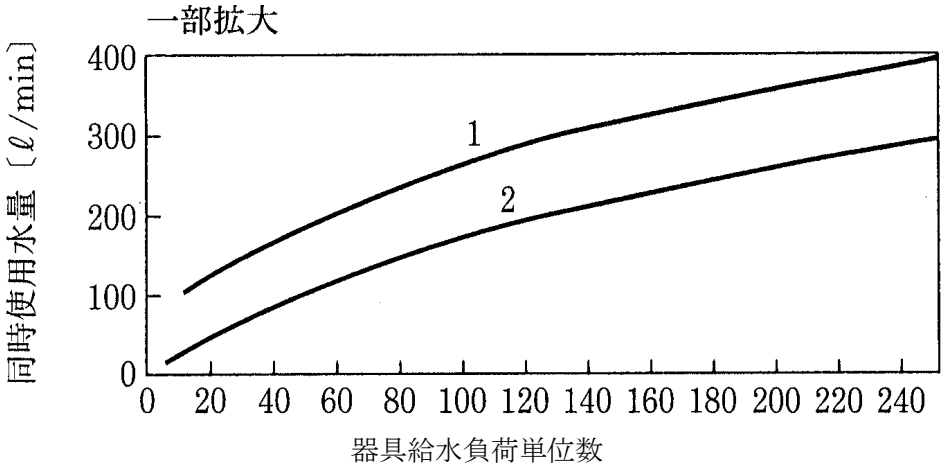


※　曲線１は大便器洗浄弁の多い場合、曲線２は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる。

### ２・２・３　計画一日使用水量

| |
|---|
| １　計画一日使用水量とは、給水装置に給水される一日当たりの水量をいう。<br>２　受水槽式の場合の受水槽の有効容量の決定等の基礎となるものである。<br>３　施設の規模と内容、給水区域内における類似施設の使用実態等を十分考慮して設定する。<br>４　給水管の口径を決定するための受水槽への単位時間当たり給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。 |

〈解説〉

２　受水槽式の場合で改造工事を行う場合は、実績使用水量について十分に勘案すること。

### ２・２・４　設計水圧

| |
|---|
| １　設計水圧は、0.15MPa とすること。 |

〈解説〉

１　管理者が別に定める場合を除く。

### ２・２・５　給水管内の流速

| |
|---|
| １　給水管内の流速は、２ｍ／秒以下とすること。 |

〈解説〉

１　配水支管への影響、流水音、ウォーターハンマー、管路や器具の損傷等を防止するため、給水管内の流速が過大にならないように配慮する必要がある。（空気調和・衛生工学会）

### ２・２・６　メーター口径の選定

| |
|---|
| １　メーター口径の選定は、次によること。<br>（１）同時使用水量又は計画一日使用水量が、メーター口径別許容流量の範囲内である。<br>（２）メーター口径は、接続する給水管（メーター上流側）の口径以下である。 |

〈解説〉

１　直結直圧式の戸建て専用住宅等の場合のメーター口径は、おおむね次のとおりとすること。

（１）同時に使用する給水用具数(φ13 ㎜)が２個の場合は、メーター口径はφ13 ㎜とする。

（２）同時に使用する給水用具数(φ13 ㎜)が３個の場合は、メーター口径はφ20 ㎜とする。

（※　ただし、φ13 ㎜を超える給水用具（給湯器等）がある場合は、同時に使用する給水用具数に関わらずメーター口径はφ20 ㎜とする。）

（３）φ13 ㎜を超える給水用具（給湯器等）が２個の場合等は、メーター口径はφ25 ㎜とする。

## ２・２・７　給水管の口径の決定

１　給水管の口径は、配水管の設計水圧において計画使用水量を供給できる口径とすること。

２　給水管の口径は、著しく過大とならないように決定するものとし、次によること。

（１）各種給水用具の直管換算延長は、給水用具の種類別直管換算延長（別表第６）によるものとし、それ以外のものについては、製造メーカーの資料等をもとに計算して求める。

（２）摩擦損失水頭の計算は、次のとおりとする。

ア　給水管の口径が50㎜以下の場合は、ウエストン公式によるものとする。

$$h = \{0.0126 + (0.01739 - 0.1087D) / V^{0.5}\} \cdot (L/D) \cdot (V^2 / 2g)$$

$$Q = (\pi D^2 / 4) \cdot V$$

h：管の摩擦損失水頭（m）

V：管の平均流速（m／ sec）

L：管の長さ（m）

D：管の口径（m）

g：重力の加速度（ 9.8m／$sec^2$）

Q：流量（$m^3$／ sec）

ウエストン公式による流量図（別図第２）

イ　給水管の口径が75㎜以上の場合は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式によるものとする。

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

h：管の摩擦損失水頭（m）

V：管の平均流速（m／ sec）

Q：流量（$m^3$／ sec）

C：流速係数（屈曲部損失等を考慮し 110とする。）

D：管の口径（m）

L：管の長さ（m）

I：動水勾配（h／L）

ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図（別図第３）

（４）水理計算は、次のとおりとする。

水理計算は、次の式による。

$$h' + \Sigma h \leqq 15$$

$h'$：配水管分岐位置から給水栓までの高さ（m）

$\Sigma h$：総摩擦損失水頭（m）

15：設計水圧（m）

（５）メーター先の給水管の口径は、立ち上がり管を除いてメーター口径以下とする。

〈解説〉

1　給水管の口径は、設計水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ、経済性を考慮し著しく過大でない合理的な大きさにすること。

2（１）給水管の口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、設計水圧の圧力水頭以下となるよう計算によって求めること。また、給水管内の流速が２m／秒以下となることを確認すること。

（２）将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておくことが望ましい。

3（１）湯沸器や直圧式トイレ等のように最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付け部において３～５m程度の水頭を確保すること。

（２）先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合等は、給湯水栓、シャワー等において所要水量を確保できるようにすること。

別表第６　＜給水用具の種類別直管換算延長＞

＜単位：ｍ＞

| 管径（㎜）<br>種　別 | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サドル付分水栓 | 1.5 | 2.0 | 3.0 | | | | | | | |
| 分岐箇所 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | | | | |
| 止水栓 | 3.0 | 8.0 | 10.0 | | | | | | | |
| 仕切弁 | | | | 0.24 | 0.3 | 0.39 | 0.63 | 0.81 | 1.2 | 1.4 |
| メーター直結止水栓 | 1.5 | 2.0 | 3.0 | 5.0 | 6.0 | 8.0 | | | | |
| メーター | 4.0 | 11.0 | 15.0 | 24.0 | 26.0 | 35.0 | 55.0 | 120.0 | 250.0 | |
| 逆止弁(スイング式) | | | | | | | 5.7 | 7.6 | 12.0 | |
| 逆止弁(ばね式単式) | 2.6 | 5.0 | 5.7 | 6.2 | 10.0 | 11.8 | | | | |
| 水抜栓 | 3.0 | 8.0 | 8.0 | 11.0 | 14.0 | 18.0 | | | | |
| 水抜きバルブ | 4.0 | 21.0 | 16.0 | 17.0 | 38.0 | 34.0 | | | | |
| エルボ(45°) | 0.36 | 0.45 | 0.54 | 0.72 | 0.9 | 1.2 | 1.8 | 2.4 | 3.6 | |
| エルボ(90°) | 0.6 | 0.75 | 0.9 | 1.2 | 1.5 | 2.1 | 3.0 | 4.2 | 6.0 | |
| ベント(45°) | | | | | | | 1.5 | 2.0 | 3.0 | 4.0 |
| ベント(90°) | | | | | | | 3.0 | 4.0 | 6.0 | 8.0 |
| Ｔ字管分流 | 0.9 | 1.2 | 1.5 | 1.8 | 2.1 | 3.0 | 4.5 | 6.3 | 9.0 | |
| Ｔ字管直流 | 0.18 | 0.24 | 0.27 | 0.36 | 0.45 | 0.6 | 0.9 | 1.2 | 1.8 | |
| 径違継手 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| ストップバルブ | 4.5 | 6.0 | 7.5 | 10.5 | 13.5 | 16.5 | 24.0 | 37.5 | 49.5 | 70.0 |
| アングルバルブ | 2.4 | 3.6 | 4.5 | 5.4 | 6.6 | 8.4 | 12.0 | 16.5 | 24.0 | 33.0 |
| 定水位弁 | | | 9.2 | 11.9 | 13.9 | 17.6 | 26.9 | 35.1 | 51.7 | 68.2 |
| ボールタップ | 2.4 | 3.6 | 13.7 | 17.7 | 21.0 | 26.2 | 40.0 | 52.0 | | |
| ストレーナー | 1.38 | 2.18 | 3.0 | 4.62 | 5.47 | 8.0 | 14.11 | 21.62 | 41.17 | 54.83 |

※　径違継手は、小さい方の管径とする。

別図第２　＜ウエストン公式による流量図＞

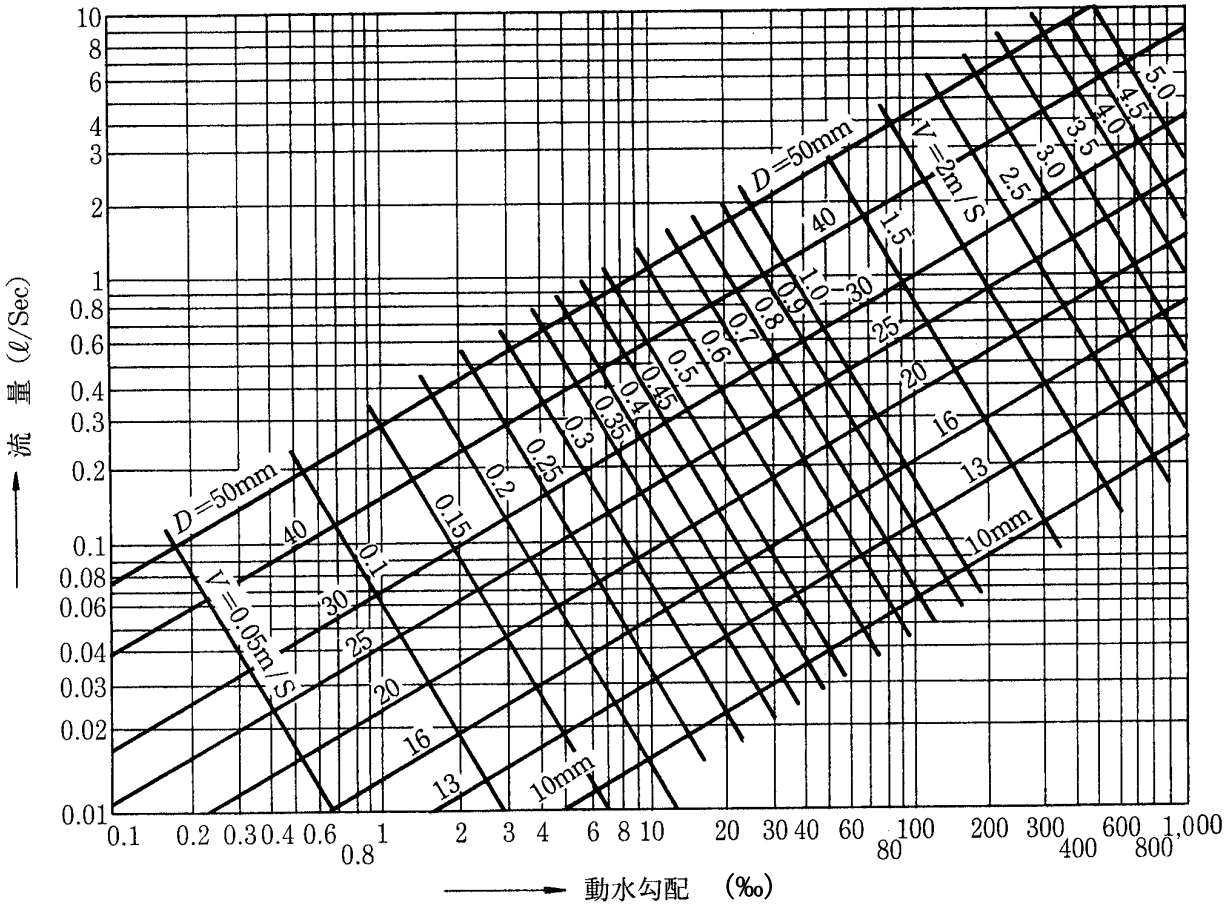


※　動水勾配早見表（別表第７）を参照のこと。

別図第３　＜ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図＞

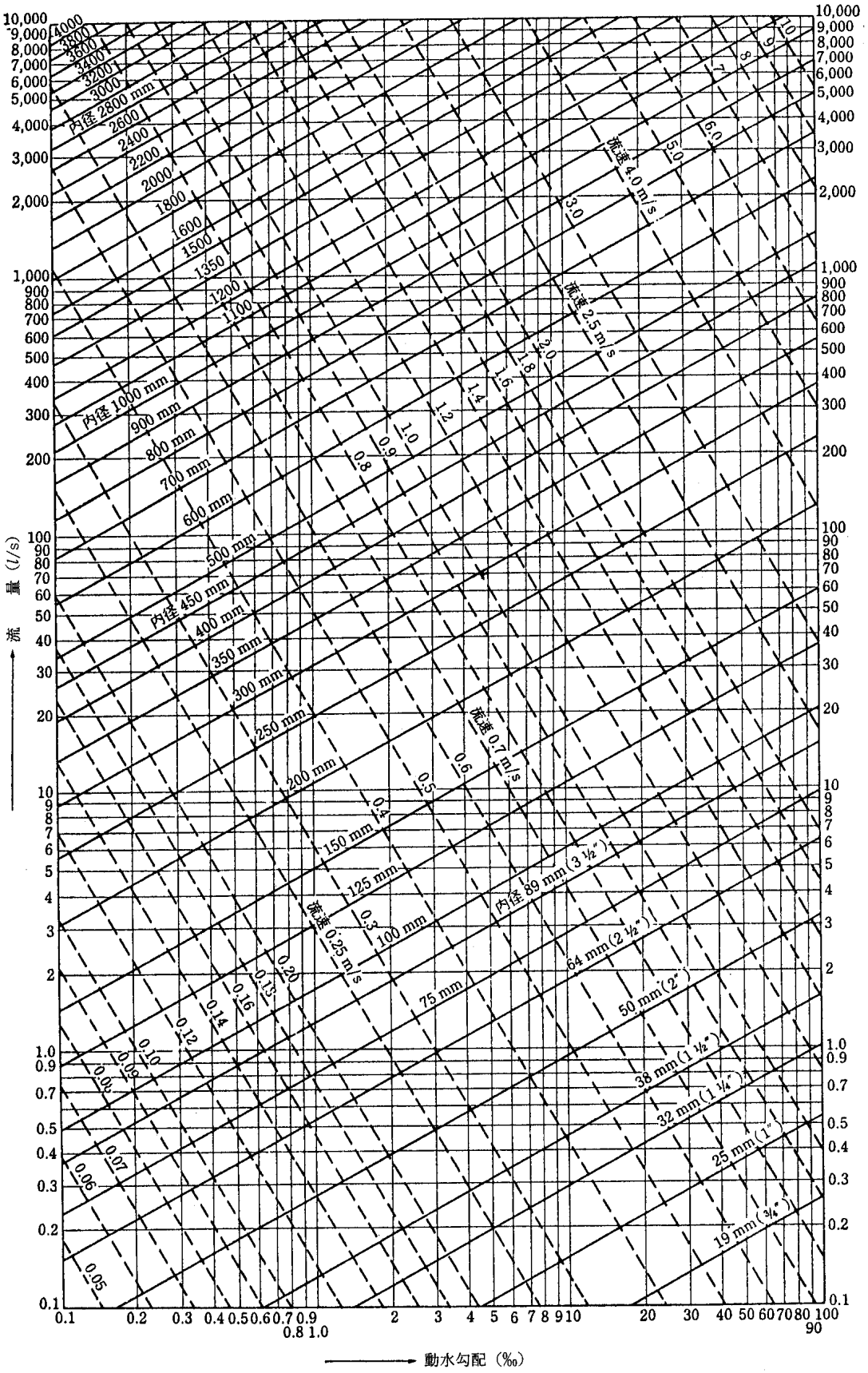


※　動水勾配早見表（別表第７）を参照のこと。

別表第７　＜動水勾配早見表＞

（ウエストン公式：流量の単位はℓ／分）　　＜網かけ部は、流速 2.0m／秒以上＞

［動水勾配(‰)］　№.1

| 流量 | φ13 | φ16 | φ20 | φ25 | φ30 | φ40 | φ50 | 流量 | φ25 | φ30 | φ40 | φ50 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 | 108 | 47 | 12 | 4 |
| 2 | 11 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 44 | 112 | 48 | 13 | 5 |
| 3 | 22 | 9 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 45 | 117 | 50 | 13 | 5 |
| 4 | 35 | 14 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 46 | 121 | 52 | 14 | 5 |
| 5 | 51 | 20 | 8 | 3 | 1 | 0 | 0 | 47 | 126 | 54 | 14 | 5 |
| 6 | 69 | 27 | 10 | 4 | 2 | 0 | 0 | 48 | 131 | 56 | 15 | 5 |
| 7 | 90 | 36 | 13 | 5 | 2 | 1 | 0 | 49 | 135 | 58 | 16 | 5 |
| 8 | 113 | 45 | 17 | 6 | 3 | 1 | 0 | 50 | 140 | 61 | 16 | 6 |
| 9 | 138 | 55 | 20 | 7 | 3 | 1 | 0 | 51 | 145 | 63 | 17 | 6 |
| 10 | 166 | 65 | 24 | 9 | 4 | 1 | 0 | 52 | 150 | 65 | 17 | 6 |
| 11 | 196 | 77 | 28 | 10 | 5 | 1 | 0 | 53 | 156 | 67 | 18 | 6 |
| 12 | 228 | 89 | 33 | 12 | 5 | 1 | 1 | 54 | 161 | 69 | 18 | 6 |
| 13 | 263 | 103 | 38 | 14 | 6 | 2 | 1 | 55 | 166 | 72 | 19 | 7 |
| 14 | 299 | 117 | 43 | 16 | 7 | 2 | 1 | 56 | 171 | 74 | 20 | 7 |
| 15 | 338 | 131 | 48 | 18 | 8 | 2 | 1 | 57 | 177 | 76 | 20 | 7 |
| 16 | 378 | 147 | 54 | 20 | 9 | 2 | 1 | 58 | 182 | 79 | 21 | 7 |
| 17 | 421 | 163 | 59 | 22 | 10 | 3 | 1 | 59 | 188 | 81 | 21 | 8 |
| 18 | 466 | 181 | 66 | 24 | 11 | 3 | 1 | 60 | 194 | 83 | 22 | 8 |
| 19 | 513 | 198 | 72 | 26 | 12 | 3 | 1 | 61 | 200 | 86 | 23 | 8 |
| 20 | 561 | 217 | 79 | 29 | 13 | 3 | 1 | 62 | 205 | 88 | 23 | 8 |
| 21 | 612 | 237 | 86 | 31 | 14 | 4 | 1 | 63 | 211 | 91 | 24 | 8 |
| 22 | 665 | 257 | 93 | 34 | 15 | 4 | 1 | 64 | 217 | 93 | 25 | 9 |
| 23 | 720 | 278 | 100 | 36 | 16 | 4 | 2 | 65 |  | 96 | 25 | 9 |
| 24 | 777 | 299 | 108 | 39 | 17 | 5 | 2 | 66 |  | 99 | 26 | 9 |
| 25 |  | 322 | 116 | 42 | 18 | 5 | 2 | 67 |  | 101 | 27 | 9 |
| 26 |  | 345 | 124 | 45 | 20 | 5 | 2 | 68 |  | 104 | 27 | 10 |
| 27 |  | 369 | 132 | 48 | 21 | 6 | 2 | 69 |  | 107 | 28 | 10 |
| 28 |  | 393 | 141 | 51 | 22 | 6 | 2 | 70 |  | 109 | 29 | 10 |
| 29 |  | 419 | 150 | 54 | 24 | 6 | 2 | 71 |  | 112 | 29 | 10 |
| 30 |  |  | 159 | 57 | 25 | 7 | 2 | 72 |  | 115 | 30 | 11 |
| 31 |  |  | 169 | 61 | 26 | 7 | 3 | 73 |  | 118 | 31 | 11 |
| 32 |  |  | 178 | 64 | 28 | 7 | 3 | 74 |  | 121 | 32 | 11 |
| 33 |  |  | 188 | 68 | 29 | 8 | 3 | 75 |  | 124 | 32 | 11 |
| 34 |  |  | 199 | 71 | 31 | 8 | 3 | 76 |  | 126 | 33 | 12 |
| 35 |  |  | 209 | 75 | 33 | 9 | 3 | 77 |  | 129 | 34 | 12 |
| 36 |  |  | 220 | 79 | 34 | 9 | 3 | 78 |  | 132 | 35 | 12 |
| 37 |  |  | 231 | 83 | 36 | 10 | 3 | 79 |  | 135 | 35 | 12 |
| 38 |  |  | 242 | 87 | 38 | 10 | 4 | 80 |  | 138 | 36 | 13 |
| 39 |  |  | 253 | 91 | 39 | 10 | 4 | 81 |  | 142 | 37 | 13 |
| 40 |  |  | 265 | 95 | 41 | 11 | 4 | 82 |  | 145 | 38 | 13 |
| 41 |  |  | 277 | 99 | 43 | 11 | 4 | 83 |  | 148 | 40 | 14 |
| 42 |  |  | 289 | 103 | 45 | 12 | 4 | 84 |  | 151 | 40 | 14 |

（ウエストン公式：流量の単位はℓ／分）　　＜網かけ部は、流速 2.0m／秒以上＞

［動水勾配(‰)］　№.2

| 流量 | φ30 | φ40 | φ50 | 流量 | φ40 | φ50 | 流量 | φ50 | 流量 | φ50 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 85 | 154 | 41 | 14 | 128 | 83 | 29 | 171 | 48 | 214 | 72 |
| 86 | 157 | 41 | 14 | 129 | 84 | 29 | 172 | 49 | 215 | 72 |
| 87 | 161 | 42 | 15 | 130 | 85 | 30 | 173 | 49 | 216 | 73 |
| 88 | 164 | 43 | 15 | 131 | 87 | 30 | 174 | 50 | 217 | 74 |
| 89 | 167 | 44 | 15 | 132 | 88 | 31 | 175 | 50 | 218 | 74 |
| 90 | | 45 | 16 | 133 | 89 | 31 | 176 | 51 | 219 | 75 |
| 91 | | 45 | 16 | 134 | 90 | 31 | 177 | 51 | 220 | 75 |
| 92 | | 46 | 16 | 135 | 91 | 32 | 178 | 52 | 221 | 76 |
| 93 | | 47 | 17 | 136 | 93 | 32 | 179 | 53 | 222 | 77 |
| 94 | | 48 | 17 | 137 | 94 | 33 | 180 | 53 | 223 | 77 |
| 95 | | 49 | 17 | 138 | 95 | 33 | 181 | 54 | 224 | 78 |
| 96 | | 50 | 18 | 139 | 96 | 34 | 182 | 54 | 225 | 78 |
| 97 | | 51 | 18 | 140 | 98 | 34 | 183 | 55 | 226 | 79 |
| 98 | | 52 | 18 | 141 | 99 | 34 | 184 | 55 | 227 | 80 |
| 99 | | 53 | 18 | 142 | 100 | 35 | 185 | 56 | 228 | 80 |
| 100 | | 54 | 19 | 143 | 101 | 35 | 186 | 56 | 229 | 81 |
| 101 | | 55 | 19 | 144 | 103 | 36 | 187 | 57 | 230 | 82 |
| 102 | | 56 | 19 | 145 | 104 | 36 | 188 | 57 | 231 | 82 |
| 103 | | 57 | 20 | 146 | 105 | 37 | 189 | 58 | 232 | 83 |
| 104 | | 58 | 20 | 147 | 106 | 37 | 190 | 58 | 233 | 84 |
| 105 | | 59 | 20 | 148 | 108 | 37 | 191 | 59 | 234 | 84 |
| 106 | | 59 | 21 | 149 | 109 | 38 | 192 | 60 | 235 | 85 |
| 107 | | 60 | 21 | 150 | 110 | 38 | 193 | 61 | 236 | 86 |
| 108 | | 61 | 22 | 151 | 112 | 39 | 194 | 61 | 237 | 86 |
| 109 | | 63 | 22 | 152 | 113 | 39 | 195 | 61 | 238 | 87 |
| 110 | | 64 | 22 | 153 | 114 | 40 | 196 | 62 | 239 | 88 |
| 111 | | 65 | 23 | 154 | 116 | 40 | 197 | 62 | 240 | 88 |
| 112 | | 66 | 23 | 155 | 117 | 41 | 198 | 63 | 241 | 89 |
| 113 | | 67 | 23 | 156 | 118 | 41 | 199 | 63 | 242 | 89 |
| 114 | | 68 | 24 | 157 | | 42 | 200 | 64 | 243 | |
| 115 | | 69 | 24 | 158 | | 42 | 201 | 65 | 244 | |
| 116 | | 70 | 24 | 159 | | 43 | 202 | 65 | 245 | |
| 117 | | 71 | 25 | 160 | | 43 | 203 | 66 | 246 | |
| 118 | | 72 | 25 | 161 | | 44 | 204 | 66 | 247 | |
| 119 | | 73 | 26 | 162 | | 44 | 205 | 66 | 248 | |
| 120 | | 74 | 26 | 163 | | 44 | 206 | 67 | 249 | |
| 121 | | 75 | 26 | 164 | | 45 | 207 | 68 | 250 | |
| 122 | | 76 | 27 | 165 | | 45 | 208 | 68 | | |
| 123 | | 77 | 27 | 166 | | 46 | 209 | 69 | | |
| 124 | | 79 | 27 | 167 | | 46 | 210 | 69 | | |
| 125 | | 80 | 28 | 168 | | 47 | 211 | 70 | | |
| 126 | | 81 | 28 | 169 | | 47 | 212 | 70 | | |
| 127 | | 82 | 29 | 170 | | 48 | 213 | 71 | | |

(ヘーゼン･ウィリアムズ公式：流量の単位はℓ／秒)

［動水勾配(‰)］　No.1

| 流量 | φ75 | φ100 | 流量 | φ75 | φ100 | 流量 | φ75 | φ100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.0 | 19.6 | 4.8 | 6.0 | 41.6 | 10.0 | 8.0 | 70.9 | 17.5 |
| 4.1 | 20.6 | 5.1 | 6.1 | 42.9 | 11.0 | 8.1 | 72.5 | 17.9 |
| 4.2 | 21.5 | 5.3 | 6.2 | 44.2 | 11.0 | 8.2 | 74.2 | 18.3 |
| 4.3 | 22.4 | 5.5 | 6.3 | 45.5 | 11.0 | 8.3 | 75.9 | 18.7 |
| 4.4 | 23.4 | 5.8 | 6.4 | 46.9 | 12.0 | 8.4 | 77.6 | 19.1 |
| 4.5 | 24.4 | 6.0 | 6.5 | 48.3 | 12.0 | 8.5 | 79.3 | 19.5 |
| 4.6 | 25.4 | 6.3 | 6.6 | 49.7 | 12.0 | 8.6 | 81.0 | 20.0 |
| 4.7 | 26.5 | 6.5 | 6.7 | 51.1 | 13.0 | 8.7 | 82.8 | 20.4 |
| 4.8 | 27.5 | 6.8 | 6.8 | 52.5 | 13.0 | 8.8 | 84.6 | 20.8 |
| 4.9 | 28.6 | 7.1 | 6.9 | 53.9 | 13.0 | 8.9 | 86.3 | 21.3 |
| 5.0 | 29.7 | 7.3 | 7.0 | 55.4 | 14.0 | 9.0 | 88.1 | 21.7 |
| 5.1 | 30.8 | 7.6 | 7.1 | 56.8 | 14.0 | 9.1 | 89.9 | 22.2 |
| 5.2 | 31.9 | 7.9 | 7.2 | 58.8 | 14.0 | 9.2 | 91.8 | 22.6 |
| 5.3 | 33.1 | 8.2 | 7.3 | 59.8 | 15.0 | 9.3 | 93.6 | 23.1 |
| 5.4 | 34.3 | 8.4 | 7.4 | 61.4 | 15.0 | 9.4 | 95.5 | 23.5 |
| 5.5 | 35.4 | 8.7 | 7.5 | 62.9 | 15.0 | | | |
| 5.6 | 36.6 | 9.0 | 7.6 | 64.4 | 16.0 | | | |
| 5.7 | 37.8 | 9.3 | 7.7 | 66.0 | 16.0 | | | |
| 5.8 | 39.1 | 10.0 | 7.8 | 67.6 | 17.0 | | | |
| 5.9 | 40.3 | 10.0 | 7.9 | 69.3 | 17.0 | | | |

## ２・３　給水装置の構造及び材質

### ２・３・１　給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、次によること。

1　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 ㎝以上離れていること。

2　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

3　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

4　水圧、土圧、その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

（1）給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

（2）家屋の主配管等は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（3）給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

（4）給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置されていてはならない。

（5）鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

5　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

（1）屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁にあっては、耐久性能及び耐寒性能、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能を有するものとするか、又は断熱材で被覆すること等により、適切な凍結の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（2）水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものを除く。

（3）酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（４）漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

６　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

７　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

（１）水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次のいずれかによること。

ア　逆流を防止するための性能を有する給水用具が水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあっては、水受け容器の越流面の上方 150 ㎜以上の位置）に設置されていること。

イ　吐水口空間（別表第 16）に規定する吐水口空間が確保されていること。

（２）水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、吐水口空間（別表第 16）に規定する吐水口空間を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離することにより、適切な逆流の防止のための措置が講じられていること。

〈解説〉

１（１）政令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）を参照のこと。

（２）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第 16 条）

（３）主任技術者は、給水装置が基準省令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認しなければならない。（法第 25 条の 4）

（４）給水管及び給水用具に適用される性能基準は、給水管及び給水用具の性能基準（別表第８）のとおりである。

４（５）ガソリンスタンド、自動車修理工場等では、ポリエチレン管等合成樹脂性の管の使用は避け、金属管を使用すること。

別表第８　＜給水管及び給水用具の性能基準＞

| 給水管及び給水用具 ＼ 性能基準 | | 耐圧 | 浸出 | 水撃限界 | 逆流防止 | 負圧破壊 | 耐寒 | 耐久 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給　水　管 | | ● | ● | — | — | — | — | — |
| 水　栓<br>ボールタップ | 飲　　用 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| | 飲用以外 | ● | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| バ　ル　ブ | | ● | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ |
| 継　　手 | | ● | ○ | — | — | — | — | — |
| 浄　水　器 | | ○ | ● | — | ○ | — | — | — |
| 湯　沸　器 | 飲　　用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| | 飲用以外 | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ | — |
| 逆流防止器 | | ● | ○ | — | ● | ○ | — | ● |
| 水撃防止器 | | ● | ● | ● | — | — | — | — |
| ユニット器具<br>（流し台、洗面台、浴槽、便器等） | 飲　　用 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| | 飲用以外 | ● | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 自動食器洗い器、冷水機・洗浄装置付便座等 | | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |

凡　例

●　適用される性能基準

○　給水用具の種類、設置場所により適用される性能基準

## ２・４　給水装置の設計基準

### ２・４・１　配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具

１　配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具については、次によること。

（１）使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第９）による。

（２）配水管からφ75㎜以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。

（３）道路（公道等官地）内にφ75㎜以上の給水管を布設する場合は、耐震管（GX 形ダクタイル鋳鉄管、高密度ポリエチレン管）を使用すること。

（４）ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管（EP）を使用すること。

（５）ダクタイル鋳鉄管を使用する場合において、曲管やＴ字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図る。

（６）管路の一体化は、GX 形、Ｓ50 形継手の場合はライナによること。また、Ｋ形継手の場合は離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用する。

（７）ダクタイル鋳鉄管からの分岐については、原則として断水・切落し工法を基本とするが、やむを得ない場合は不断水工法とする。

（８）分岐する場合は他の分岐箇所から 30cm 以上離す。

〈解説〉

管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定している。

１（１）ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は耐震管（GX 形、S50形）を原則とする。ただし、既設管との接続や複雑な配管の場合を除く。

（２）配水管分岐部から仕切弁（止水栓）までの耐震性等を高めるためである。仕切弁先メーター上流側までの管種はφ75㎜以上の場合はGX形ダクタイル鋳鉄管、高密度ポリエチレン管とすること。

（３）開発行為等で道路予定地内に布設する場合を含む。宅地内の場合も耐震管を使用することが望ましい。

（７）耐震継手を使用した配水管を断水・切落し施工により接続する場合等は、離脱防止継手（GX形、S50形）またはＫ形継手の離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用すること。

GX形ダクタイル鋳鉄管の切管を接合する場合は、G-Linkを使用すること。

なお、配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保すること。

（７）耐震継手を使用した既設配水管から切落し又は不断水で分岐する場合は既設配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保することとし、施工時には目視で確認すること。

なお、配水管しゅん工図と現地が整合しない場合もあり得るので、試掘等調査を行い確認することが望ましい。耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法（別図第４）を参照のこと。

（７）配水管口径が150㎜を超える場合や、断水件数や仕切弁の操作箇所数が多い場合、または断水できない現場事情がある場合は、事前に管理者に相談すること。

（８）サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法（別図第５）を参照のこと。

別図第４　＜耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法＞

１　既設管を切落して分岐する場合

掘削範囲を一体化長さも含めた範囲とする。

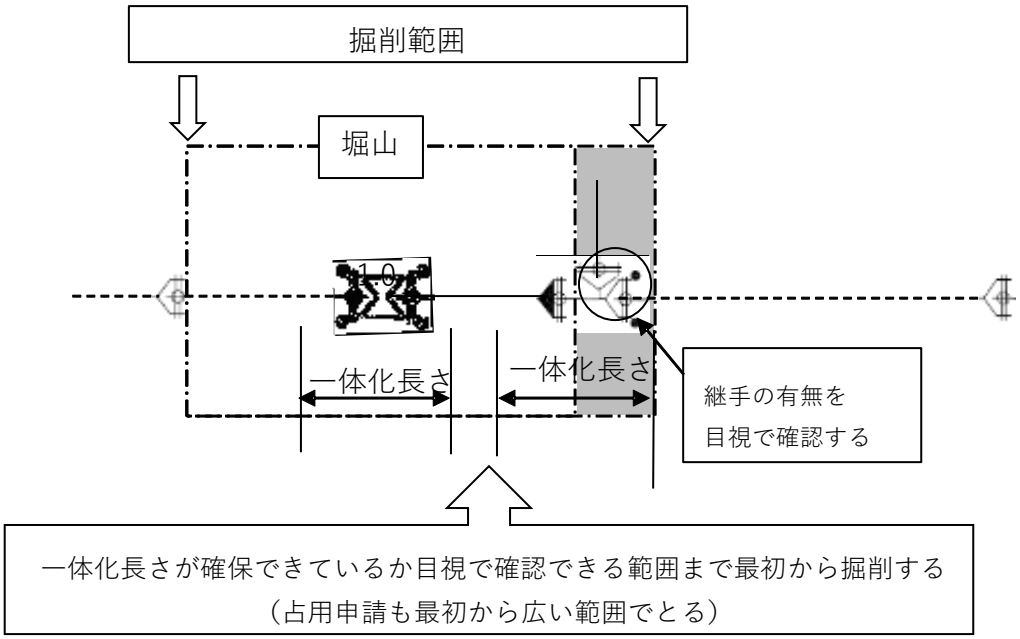


２　不断水分岐の場合で、一体化長さの範囲内に一体化されていない既設の継手を確認した場合

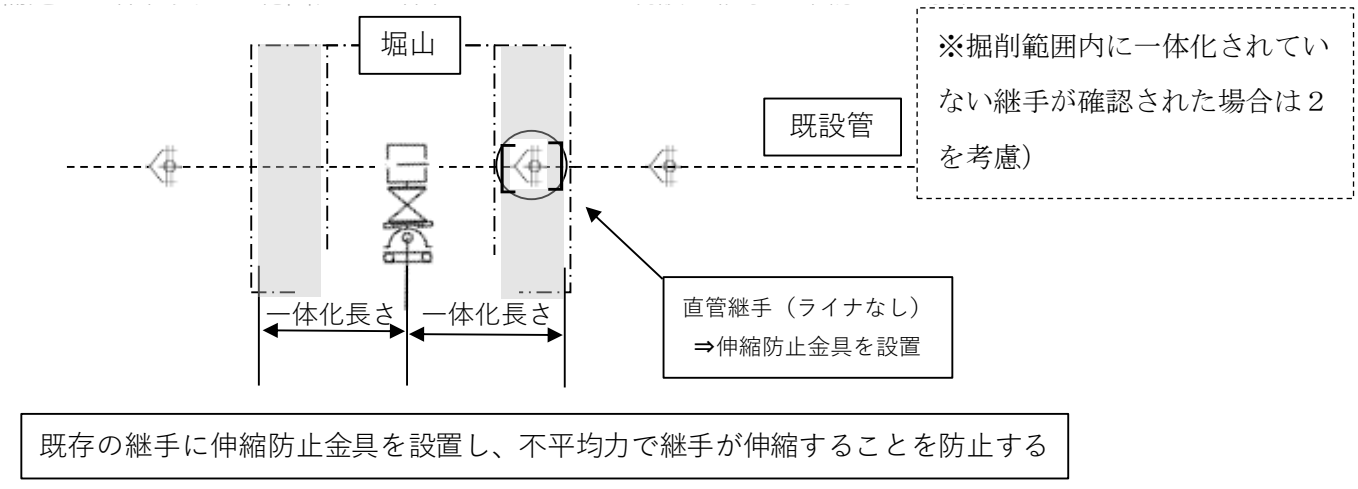

別図第５　＜サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法＞

１　サドル付分水栓の場合

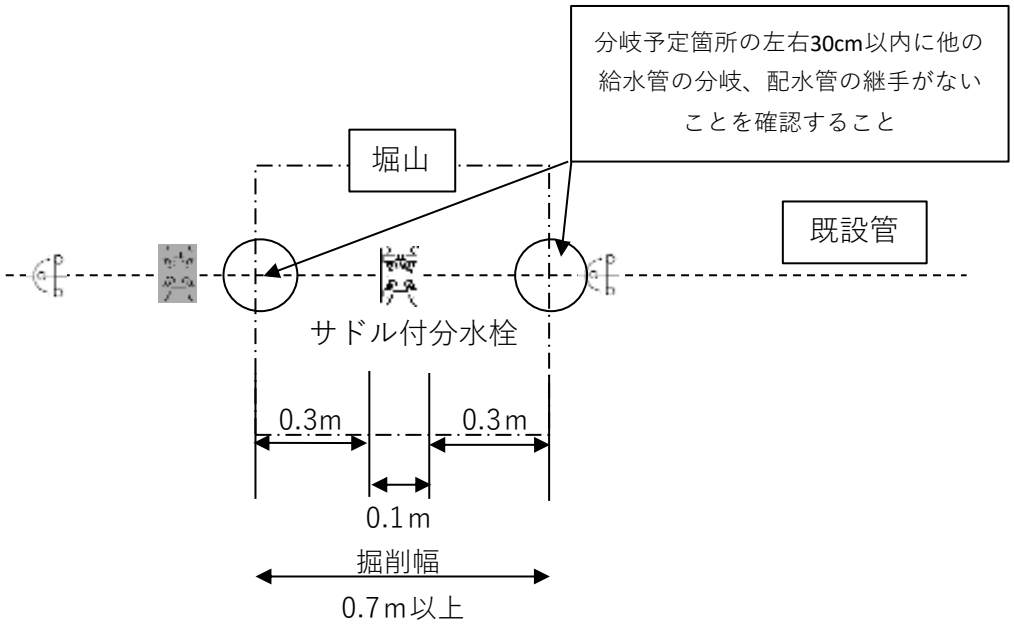


２　不断水分岐の場合

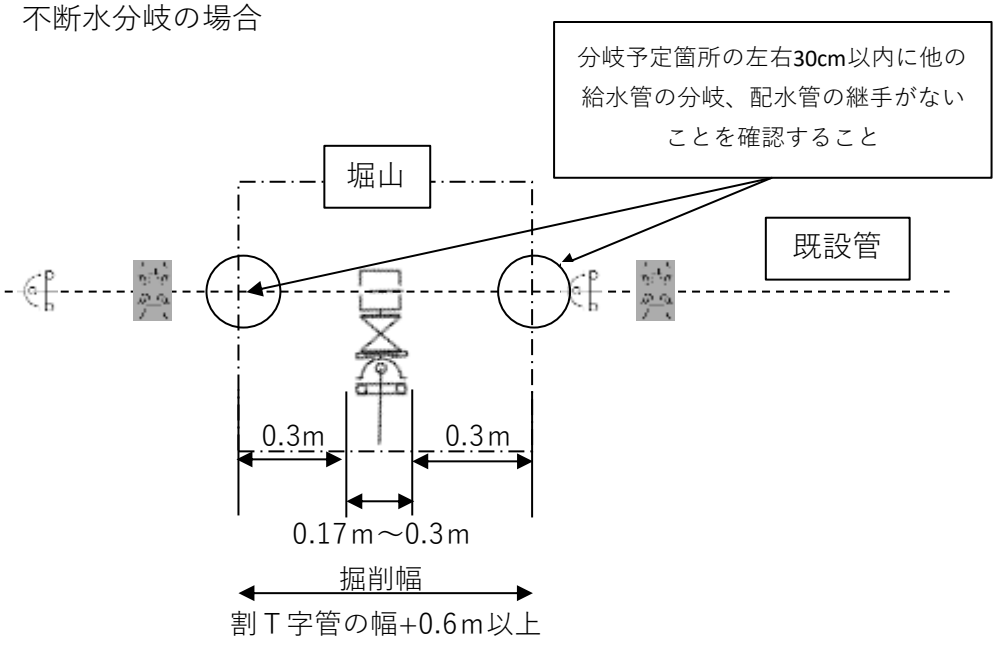


※分岐予定箇所付近に、他の給水管の分岐又は継手部が近接している場合は、分岐個所から0.3m以上離れていることを確認するため、掘削幅は概ね0.7m以上とすること。
分岐予定箇所の左右0.3m以内に他の給水管の分岐、配水管の継手等が無いことが確実な場合は、掘削幅を最小で0.5mとすることができる。

別表第９　＜給水装置工事の指定材料一覧表＞

１　分岐用具

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| サドル付分水栓 | 鋳鉄管用 | 20～50 | JWWA B 117 | 銅製密着コア※1を装着 |
| | S50 形ダクタイル鋳鉄管用 | 20～25 | JWWA B 117 に準拠 | 銅製密着コア*2を装着 |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管用 | 20～50 | JWWA B 117 | |
| | 配水用ポリエチレン管用 | 20～50 | PTC B 20 | |

【解説】

*1 従来の脱酸銅製コア及びステンレス製密着コアは使用しないこと。

※2 高級鋳鉄管（CIP）の場合は不要とする。

２　給水管・継手類

（１）ポリエチレン管・継手類

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| ポリエチレン管 | １種二層管（軟質） | 13～50 | JIS K 6762 | |
| 高密度<br>ポリエチレン管 | | 20～50 | PWA005 | |
| ポリエチレン管<br>金属継手 | メカニカルＢ形 | 13～50 | JWWA B 116 | |
| | ワンタッチ式継手 | 13～50 | 認証機関による品質認証品 | |
| 高密度ポリエチレン管用金属継手 | メカニカルＢ形（PWA005用） | 20～50 | 認証機関による品質認証品 | |

（２）ステンレス鋼管・継手類

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| 波状ステンレス鋼管(B) | SUS316 | 20、25 | JWWA G 119 | |
| 伸縮可とう式ステンレス鋼管継手 | １形<br>２形 | 20、25 | JWWA G 116 | |
| 被覆可とう管 | | 20、25 | 認証機関による品質認証品 | |

（3）鋼管・継手類

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | SGP-PB<br>SGP-PD | 13～50 | JWWA K 132 | 埋設管にはSGP-PDを使用する。 |
| 硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VB<br>SGP-VD | 13～50 | JWWA K 116 | 埋設管にはSGP-VDを使用する。 |
| 管端防食継手 | | 13～50 | JPF MP 003 | |

3　止水用具

（1）仕切弁

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| ソフトシール仕切弁 | FCD製・内ねじ式・右回り開 | 50～ | JWWA B 120 | |
| ゲートバルブ | スピンドル付<br>弁体ゴム製 | 30～40 | 認証機関による品質認証品 | |
| 仕切弁筐 | A1L(φ100mm)<br>A1(φ150mm～)<br>A1S(浅層埋設φ100mm～) | | | |
| 仕切弁筐台 | コンクリート製 | | | |
| | 再生プラスチック製 | | | |

（2）止水栓

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| 止水栓 | シールリング止水栓 | 20～50 | | |
| メーター直結止水栓 | ボール式伸縮止水栓 | 13～50 | | |
| | 逆止付ボール式伸縮止水栓 | 13～50 | | |
| 止水栓筐 | 伸縮型（φ100mm～）<br>鋳鉄製蓋に限る。 | 13～50 | | |

4　逆止弁

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| ばね式単式逆止弁 | Ⅰ形、Ⅱ形<br>(φ50mm両端フランジ) | 13～50 | JWWA B 129 | 逆止付止水栓を採用しない場合 |

5　メーターボックス

| 品　　名 | 種　　類 | 口径(mm) | 規 格 等 | 適　　用 |
|---|---|---|---|---|
| メーターボックス | 樹脂製メーターボックス | 13～ | | |
| | 鋳鉄製蓋 | 13～ | | |

### ２・４・２　給水管の占用位置

給水管を道路、法定外道路、河川区域、水路敷地、鉄道敷地又は私道内に布設する場合の占用位置は、当該管理者又は当該所有者等の指示に従うこと。

〈解説〉

1　歩車道の区別のある道路内に布設するときは、原則として歩道内に布設すること。

### ２・４・３　給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、次によること。

1　公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次のとおりとする。

（１）道路及び法定外道路内に給水管を布設する場合の管頂部と路面との距離（以下「土被り」という。）は、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、0.8m）とする。

（２）マウンドアップ歩道の場合は、最小土被りにマウンドアップの高さ分を加える。

（３）これによりがたい場合は、当該管理者と協議する。

2　河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の土被りは、当該管理者と協議すること。

3　私道内については、次のとおりとする。

（１）給水管を布設する場合の土被りは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3ｍを加えた深さ以上（最小土被りは、 0.8m）とする。

（２）これによりがたい場合は、当該所有者と協議すること。

4　宅地内については、次のとおりとする。

（１）管理用止水栓（１次止水栓)以降については 0.6m以上とする。

（２）管理用止水栓（１次止水栓)以降について 0.6m未満とする場合は、適切な凍結防止策を施す。

〈解説〉

1　水管橋取付部の堤防横断箇所、他の埋設物との交差の関係で土被りを標準値まで取れない場合等は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すこと。

4　岩手町の凍結深度を考慮したものである。

なお、標高が高い等、凍結深度が 0.6ｍより大きい場合は、埋設深さを凍結深度以上とすること。

## ２・４・４　給水管の埋設工法

給水管の埋設工法は、次によること。

1　公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次によること。

（1）道路、法定外道路及び私道内に給水管を布設する場合は、開削工法を基本とする。

（2）掘削断面は、標準掘削断面図（別図第６）とし、道路幅員、交通の状況、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を考慮し、最小かつ安全な断面とする。

（3）当該管理者又は当該所有者から埋設工法の指示があった場合は、それに従うこと。

2　河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の埋設工法は、当該管理者と協議すること。

3　宅地内については、次によること。

（1）宅地内に給水管を布設する場合の埋設工法は、開削工法とする。

（2）掘削断面は標準掘削断面図（別図第６）とし、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を検討し、最小かつ安全な断面とする。

別図第６　＜標準掘削断面図＞

H：掘削深さ

Hが 1.5mを超える場合は、土留工とすること。

Hが 1.5m以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。

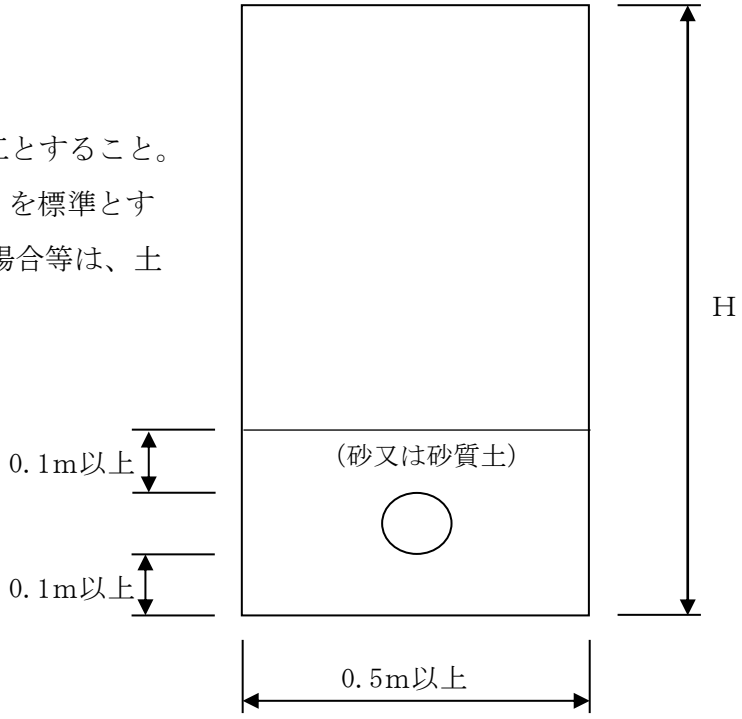

## ２・４・５　給水管等の分岐

配水管等から給水管等を分岐する場合は、次によること。

１　分岐の位置等

（１）分岐の位置は、他の給水管の分岐位置及び継手部の端面から 30 ㎝以上離す。

（２）配水管等の異形管及び継手からは分岐しない。

（３）道路の交差点内では分岐しない。

（４）同一敷地内への分岐取出しは１箇所とする。

（５）分岐口径は、直結直圧式は配水管等の口径より一段落ち以下、受水槽式は二段落ち以下とする。

（６）道路及び法定外道路内の分岐口径は 20 ㎜以上とする。

（７）共同管から受水槽式給水及び直結増圧式給水分岐はしない。

（８）ダクタイル鋳鉄管からφ50 ㎜以上のダクタイル鋳鉄管の分岐は、一体化長さを考慮する。

２　配水管等からの分岐数

（１）標準管径均等表（別表第 10）によること。

３　分岐方法及び使用材料

（１）配水管等の管種及び口径並びに給水管等の必要口径に応じて、サドル付分水栓、Ｔ字管、バルブ付割Ｔ字管又はチーズを用いるものとし、分岐方法は、分岐方法一覧表（別表第 11）によること。

（２）配水管等に対して直角に分岐する。

４　取出し管の配管

（１）単独栓である取出し管の配管は、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第７）によること。

（２）　道路内及び宅地内で高密度ポリエチレン管及びポリエチレン管を布設する場合において生曲げによる配管とする場合は、指針等の曲げ半径とすること。

（３）配水管等への取付口からメーターまでは、メーター二次側の給水管や他のメーター先の給水管と原則交差させないこと。

〈解説〉

１（３）特にバルブで囲まれた範囲からは分岐しないこと。

（４）（ア)ただし、建築確認上の敷地として分割されている場合は除く。

※敷地とは建築物があるときは建築確認上の敷地をいう。

(イ)複数の敷地を一つの敷地として建築することなどにより不要になる専用栓や予定栓が発生する場合は、撤去すること。

４（５）配管が交差している場合、メーターの前後のいずれかで漏水が発生しているか判別がつかなくなるため。別図第 11＜メーターボックスの仕様＞ ２メーターの取付（流水方向 について）を参照。

別表第 10　＜標準管径均等表＞

| 枝管（㎜）／主管（㎜） | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 65 | 75 | 100 | 150 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 1.00 | | | | | | | | | |
| 20 | 2.89 | 1.00 | | | | | | | | |
| 25 | 5.10 | 1.74 | 1.00 | | | | | | | |
| 30 | 8.02 | 2.72 | 1.57 | 1.00 | | | | | | |
| 40 | 15.59 | 5.65 | 3.23 | 2.05 | 1.00 | | | | | |
| 50 | 29.00 | 9.80 | 5.65 | 3.58 | 1.75 | 1.00 | | | | |
| 65 | 55.90 | 19.03 | 10.96 | 6.90 | 3.36 | 1.92 | 1.00 | | | |
| 75 | 79.97 | 27.23 | 15.59 | 9.88 | 4.80 | 2.75 | 1.43 | 1.00 | | |
| 100 | 164.50 | 55.90 | 32.00 | 20.28 | 7.89 | 5.65 | 2.94 | 2.05 | 1.00 | |
| 150 | 452.00 | 154.00 | 88.18 | 56.16 | 27.27 | 15.58 | 8.09 | 5.65 | 2.75 | 1.00 |

（主管と枝管の均等径）$N = \left(\frac{D}{d}\right)^{\frac{5}{2}}$

D：主管の呼び径

d：枝管の呼び径

※　配水管等が管網を形成している場合（ループ配管）は、表の数値の２倍の分岐数を標準とする。

別表第 11　＜分岐方法一覧表＞

| 配水管等 | | 分岐口径<br>(㎜) | 工　法 | 使用材料 |
|---|---|---|---|---|
| 管　種 | 口径(㎜) | | | |
| ダクタイル鋳鉄管<br>鋳鉄管 | 75～150 | 20～50 | 不断水 | サドル付分水栓 |
| | | 50～150 | 断水・切落 | Ｔ字管 |
| | | 50～75<br>(配水管等の口径の一段落ち以下) | 不断水 | サドル付分水栓<br>バルブ付割Ｔ字管 |
| ポリエチレン管 | 20～50 | 20～30 | 不断水 | サドル付分水栓 |
| | | 20～40 | 断水・切落 | チーズ |
| 鋼管 | 100～150 | 20～75 | 断水・切落 | チーズ |
| | | 20～50 | 不断水 | サドル付分水栓 |
| 硬質ポリ塩化ビニル管 | 20～200 | 20～100 | 断水・切落 | Ｔ字管 |
| | | 20～150<br>(配水管等の口径の一段落ち以下) | 不断水 | サドル付分水栓<br>バルブ付割Ｔ字管 |
| 配水用ポリエチレン管 | 50～150 | 20～50 | 不断水 | サドル付分水栓 |
| | | 50～100 | 断水・切落 | Ｔ字管 |
| | | 50～75<br>(配水管等の口径の一段落ち以下) | 不断水 | サドル付分水栓<br>バルブ付割Ｔ字管 |

別図第７　＜配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図＞

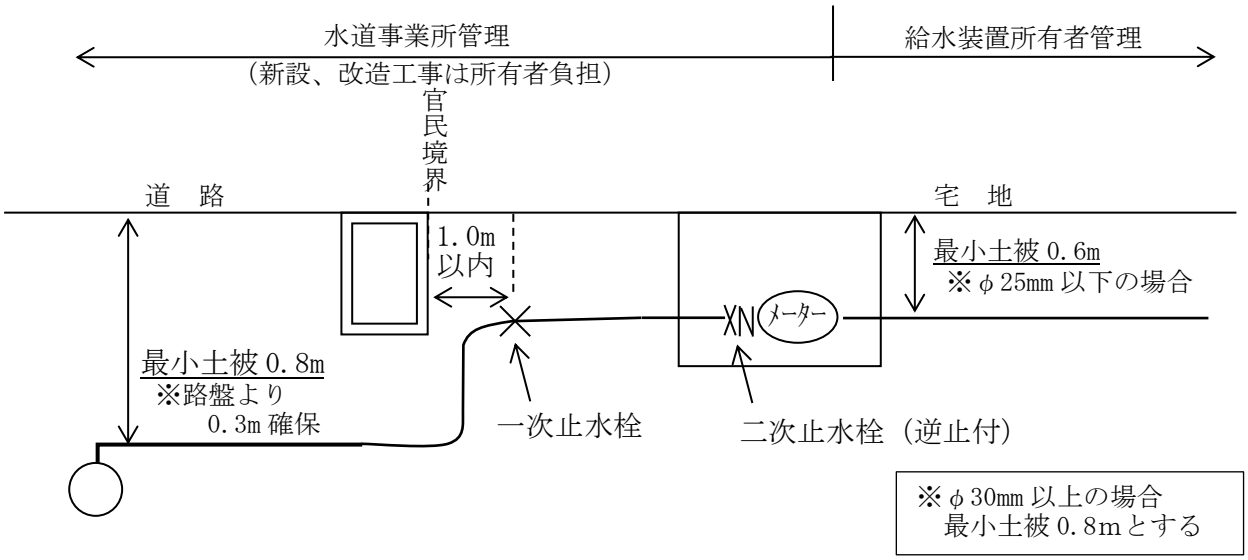


※深さ 1.40m以上となる場合は協議すること。宅地盤が高い場合は宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例（別図第 10）を参照。

| 埋設深さH（m） | 管理用止水栓の寸法（長さ） |
|---|---|
| H=0.60～0.75 未満 | 0.30m |
| H=0.75～1.05 未満 | 0.65m |
| H=1.05 以上～1.40 | 0.8m |

※１　給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.8m）とすること。

※２　地盤沈下のおそれがある場合、他の地下埋設物が支障になる場合等は、分水栓接続部に被覆可とう管を使用すること。

※３　国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表(別表第 12)を参照のこと。

別表第 12　＜ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表＞

＜単位：㎜＞

| PP 管口径 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 |
|---|---|---|---|---|---|
| PP 管外径 | 27 | 34 | 42 | 48 | 60 |
| 防護管(PD 管) | 50 以上 | 65 又は 80 | 80 | 80 | 100 |

※１　防護管の管種は、PD 管や DIP 管を使用することが望ましい。

## ２・４・６　構造物等に近接又は交差する場合の配管

構造物等に近接又は交差する場合の配管は、次によること。

1　構造物等に近接する場合の配管

（1）道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等に近接して給水管を布設する場合

ア　構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第８）によること。

イ　構造物又は埋設物から60㎝以上離して布設する。

（2）軌道又は変電所等に近接して金属製の給水管を布設する場合は、電食防止措置を行う。

（3）給水管と構造物又は埋設物の離れが60㎝未満の場合は、保温工を行う。

（4）鉄道沿線において工事を施行する場合は、工事計画段階において当該管理者と協議すること。

（5）河川区域内に給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

2　構造物と交差する場合の配管

（1）道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等と交差して給水管を布設する場合

ア　構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第８）によること。

イ　構造物の基礎コンクリート下面又は埋設物下面から30㎝以上離して布設すること。

ウ　構造物の上部を通過する場合は離れを60㎝以上確保すること。

エ　これによりがたい場合は、当該管理者と協議すること。

（2）軌道又は河川を横断して給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

（3）橋梁等に添架等を行う場合は、橋梁等の管理者又は所有者と協議すること。

（4）給水管と構造物又は埋設物の離れが60㎝未満の場合は、防護管を設置し保温工を行うこと。

別図第８　＜構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図＞

１　構造物等に近接する場合の配管

（１）ブロック積工に近接する場合

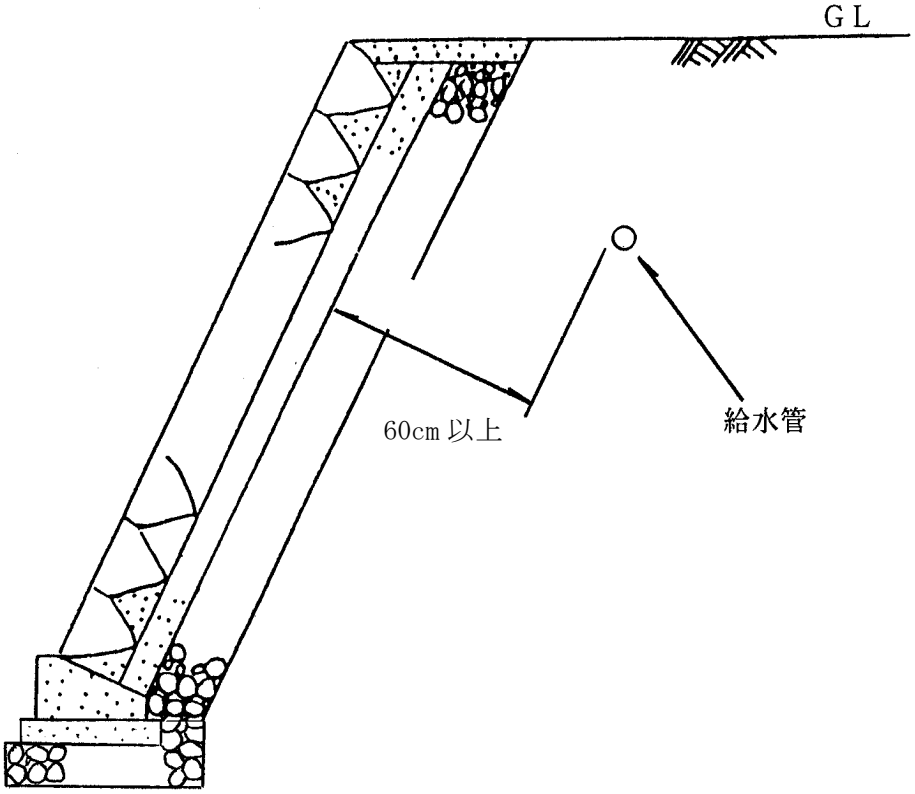


（２）雨水渠に近接する場合

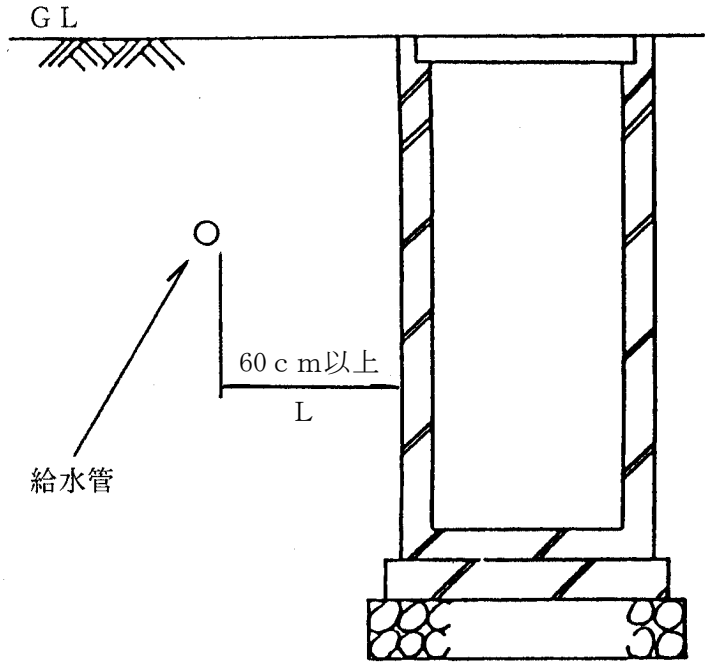


※　Ｌが 60 ㎝未満の場合は、保温工を行うこと。

2　構造物等を交差する場合の配管

（1）給水管の口径が 40 ㎜以下

ア　標準配管

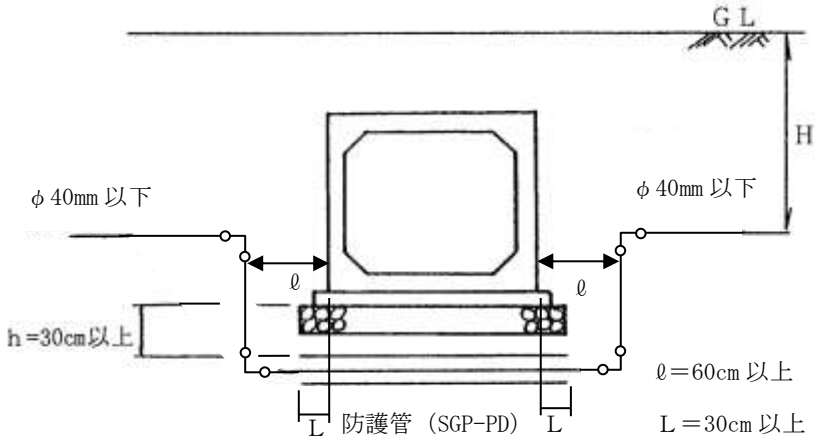


イ　地盤沈下のおそれがある場合の配管

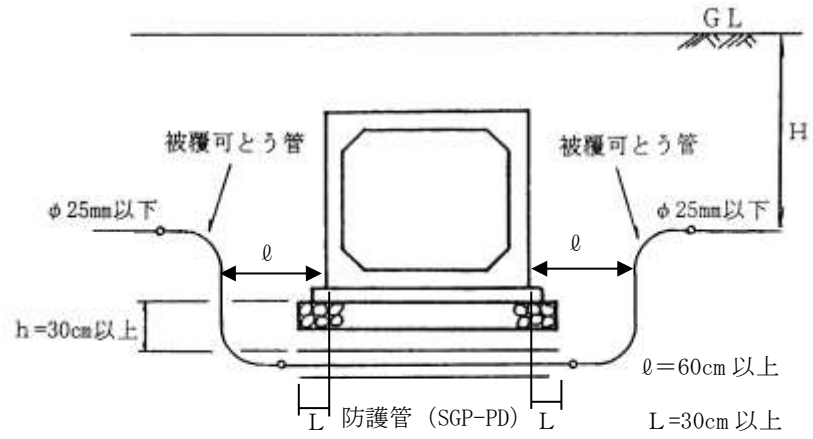


（2）給水管の口径が 50 ㎜以上

※1　Lが 60 ㎝未満の場合は、保温工を行うこと。

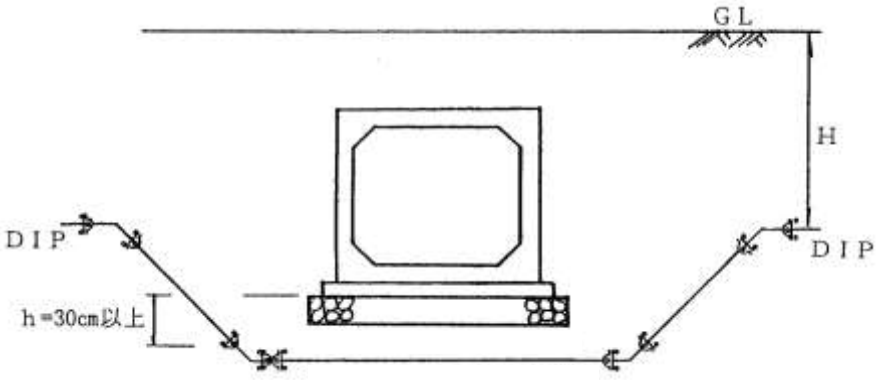


※2　防護管の端部は、土砂等が流入しないように防食テープ等で処理すること。

（3）構造物の上部を通過する場合の配管

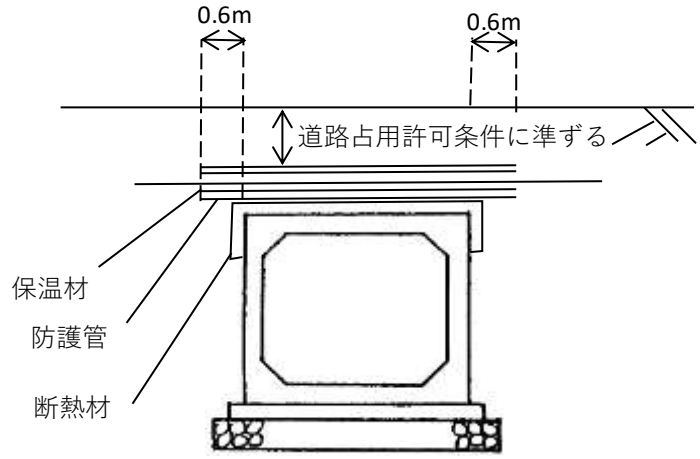


※ 断熱材・保温材は発砲プラスチック保温材（発砲スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等）を使用すること。

## ２・４・７　給水管の布設替えと切替え

給水管の布設替えと切替えにあたっては、次によること。

1　既設の鉛製給水管については、原則として、すべての鉛製給水管を布設替えすること。

2　甲形分水栓により鋳鉄製の配水管から取出している鉛製給水管を布設替えする際は、甲形分水栓変換用サドル付分水栓を採用することが望ましい。

3　共同管等の給水管の増径、改良工事にあたって、既設管に管理用止水栓がない場合や不足していると判断される場合は、管理者の指示により新たに管理用止水栓を設置すること。

4　既設のメーターボックスが損傷している場合、または、旧型のコンクリート製ボックス（小型）の場合は、給水管工事と併せて積極的に改修を進めること。

## ２・４・８　仕切弁及び止水栓の設置

仕切弁及び止水栓の設置は、次によること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第７）を参照のこと。）

１　設置の留意点

（１）仕切弁及び止水栓は、配水管等から直角に分岐した方向線上に設置する。

（２）専用の筐又はメーターボックスに収納して設置する。

（３）止水栓の傾きを防ぐため、止水栓にスペーサー（樹脂製）を設置することを標準とする。

２　道路内に設置する場合

（１）交差点の外側に設置する。（道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図（別図第９）を参照のこと。）

（２）仕切弁又は止水栓を設置する給水管の埋設深さに合わせて設置する。また、止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6ｍの場合は呼び長さ0.3ｍ、土被りが0.9ｍの場合は0.65ｍ、1.2ｍの場合は0.8ｍを標準とする。

（３）仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は５㎜以内とすること。

（４）仕切弁筐は管の土被りが0.9ｍの場合にはA1S(浅層埋設用)を、土被り1.2ｍの場合にはA1L(従来埋設用)を使用すること。

３　単独で給水装置を宅地内に設置する場合

（１）操作が容易で維持管理に支障がない場所に管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（２）メーター口径が25㎜以下の場合

ア　管理用止水栓(一次止水栓)及び逆止付メーター直結止水栓(二次止水栓)を設置する。

イ　配水管から分岐させた給水管を延長し、官民境界を過ぎた場所で給水管を土被り0.6ｍまで立ち上げ、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置に管理用止水栓を設置することを標準とする。

ウ　逆止付メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.6ｍとする。

エ　宅地盤が盛土等で高い場合は宅地内で立上り管を設置する。（宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例（別図第10）を参照のこと）

（３）メーター口径が30～50㎜の場合

ア　仕切弁（一次止水栓）及び逆止付メーター直結止水栓（二次止水栓）を設置する。

イ　仕切弁は、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

ウ　逆止付メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.9ｍとする。

（４）メーター口径が75㎜以上の場合

ア　仕切弁は、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

4　共同管の場合

（１）操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（２）それぞれの給水装置に、逆止付メーター直結止水栓を設置する。

（３）管理用止水栓または仕切弁は、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置の共用部分に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6ｍの場合は呼び長さ0.3ｍ、土被りが0.9ｍの場合は0.65ｍ、1.2ｍの場合は0.8ｍを標準とする。

（４）系統又は棟ごとにも、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（５）配水管の分岐から宅地まで距離が遠い場合は第一及び第二止水栓を設置する。

（６）逆止付メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りはメーター口径に応じて0.6～0.9ｍとする。

5　予定栓の場合

（１）操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

（２）取出し管の口径が25㎜以下の場合

ア　管理用止水栓を設置する。

イ　管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6ｍの場合は呼び長さ0.3ｍ、土被りが0.9ｍの場合は0.65ｍ、1.2ｍの場合は0.8ｍを標準とする。

（３）取出し管の口径が30㎜以上の場合

ア　仕切弁を設置する。

イ　仕切弁は、道路境界から宅地側に約1.0ｍの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

別図第９　＜道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図＞

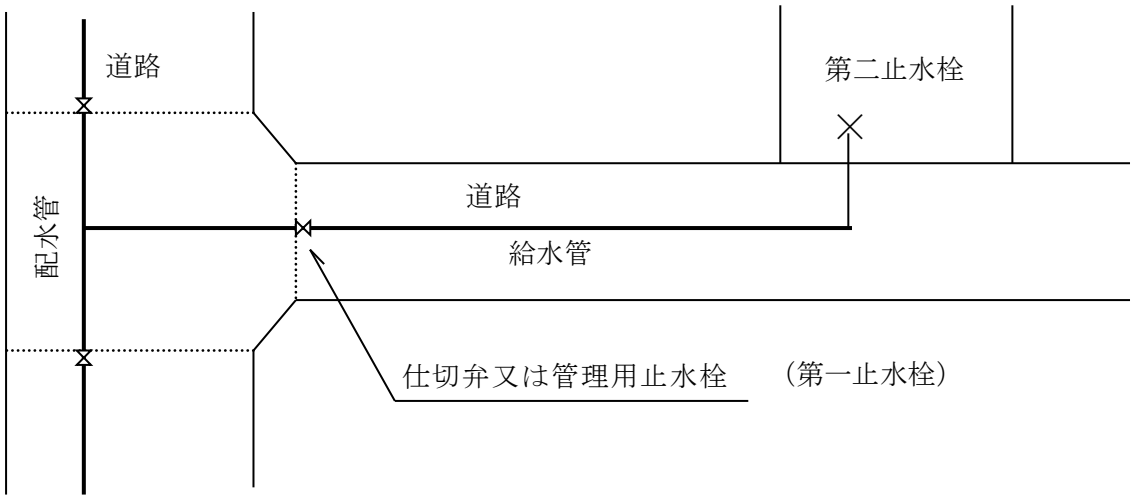


別図第 10＜宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例＞

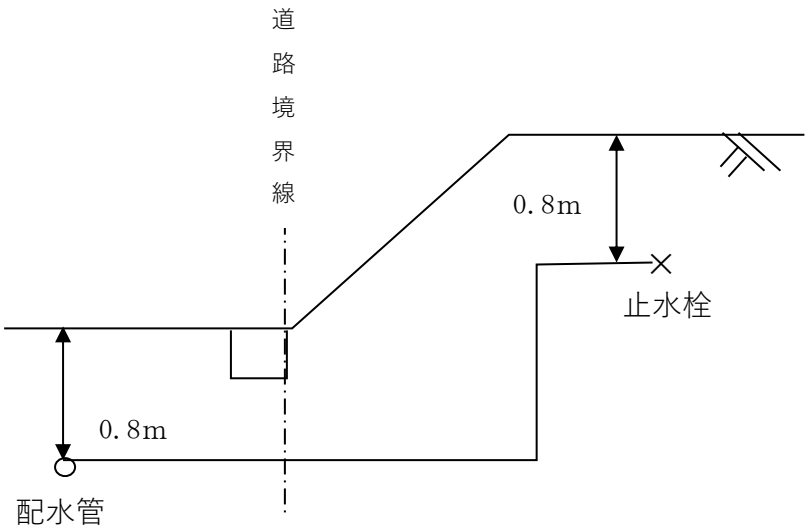

## ２・４・９　メーターの設置

１　メーターの設置基準等は、次のとおりである。

（１）検針及び維持管理が容易であり、かつ、損傷、凍結、汚染等のおそれがない場所に設置すること。

（２）建物内、車庫内又は駐車場で車の下になるような場所、車の出入りする通路、小屋、ゴミ置場、庭園又は花壇、室外器等の下部、屋根からの雪等でメーターが隠れてしまうような場所等には設置しないように努めること。

（３）単独で給水装置を宅地内に設置する場合のメーターの設置は、できるだけ当該宅地の出入口に近い場所とし、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第７）により設置すること。

（４）メーターの伝送線は標準で７ｍ以内とする。７ｍ以上の伝送線が必要な場合は事前に協議すること。

（５）直結直圧式の場合、一世帯につき１個のメーターを設置するものとし、集合住宅等のメーターの配置は、メーターの標準配置図（別図第13）により、建物の奥から手前へ、かつ最上階の世帯から順にその下の階の世帯へといった順に同方向で直列又は並列に設置すること。

（６）遠隔指示装置及び伝送線は、メーターの設置標準図（別図第14）によるものとし、遠隔指示装置の設置場所は、検針の維持管理が容易に出来るように常時目視可能な場所とすること。伝送線は、耐候性の可とう管に入れること。

２　メーターの設置方法等は、次によること。

（１）メーターは原則、地中に設置するものとし、メーターボックス内に収納すること。（メーターボックスの仕様（別図第11）を参照のこと。）

ア　メーター口径が13～25㎜の場合は、樹脂製の防寒型メーターボックスとする。底から約0.2m（下から１段目）付近に発泡スチロール製の中蓋を設置しメーターを保温する。

イ　メーター口径が30㎜以上の場合は、鉄筋コンクリート構造のメーターボックスに保温材を設置し収納する。ただし、管理者の許可を得た場合は、40㎜まで樹脂製の防寒型メーターボックスとすることができる。

（２）メーターの土被りは、次によること。

ア　メーター口径が13～25㎜の場合は、0.6ｍとする。

イ　メーター口径が30～50㎜の場合は、0.9ｍとする。

ウ　メーター口径が75㎜以上の場合は、0.9ｍ又は1.2ｍとする。

（３）メーター周りの配管は、メーター前後の標準配管図（別図第13）によること。
（４）給水装置工事を実施する場合には、施工箇所に関わらず、必ず既設メーターの状況を確認すること。また、メーターの維持管理が困難であると判断された場合は、メーターボックスの改修等の措置を講じること。

〈解説〉

1　メーターの位置は、管理者が定める。

2　配管に際しては、できるだけ継手の数を少なくなるように計画すること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第７）及びポリエチレン管の曲げ配管（別表第14）を参照のこと。）

3　メーターの維持管理は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。特にメーターボックスが損傷し、メーター交換に支障をきたす事例が多数発生していることから、メーターボックスの改修を積極的に進めること。

4　メーターの設置に当たっては、メーターの逆取付等を防止するため、メーターの向きが取り出し方向と逆向きとならないように設置すること。（メーター前後の標準配管図（別図第12）を参照のこと。）

別図第 11　＜メーターボックスの仕様＞

1　メーターボックスの内寸

| メーター口径（㎜） | メーターボックスの種類 | ボックスの内寸法（Ｌ）（㎜） |
|---|---|---|
| 13～20 | ＦＲＰ又は同等の性能を有する合成樹脂製二重構造防寒型 | 490 以上 |
| 25 | ＦＲＰ又は同等の性能を有する合成樹脂製二重構造防寒型 | 560 以上 |
| 30 | 鉄筋コンクリート構造 | 750 |
| 40 | 鉄筋コンクリート構造 | 750 |
| 50～100 | 鉄筋コンクリート構造 | 1,100 |
| 150 | 鉄筋コンクリート構造 | 1,400 |

2　メーターの取付（流水方向について）

<table>
<tr><th>○　適切</th><th>×　不適切</th></tr>
<tr><td> 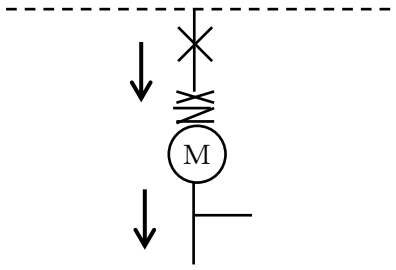

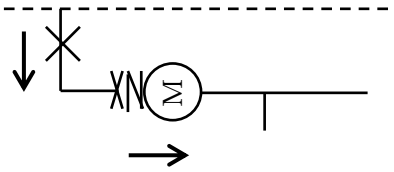
</td><td>流水方向と逆向きにならないこと。<br>メーター交換時の逆取付防止のため。
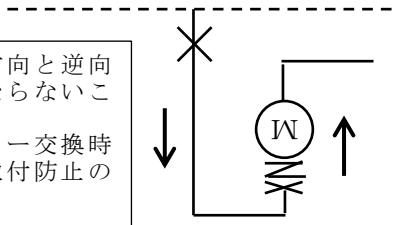

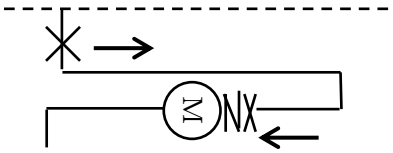

取出管から見て配管方向と逆方向にしないこと。</td></tr>
<tr><td> 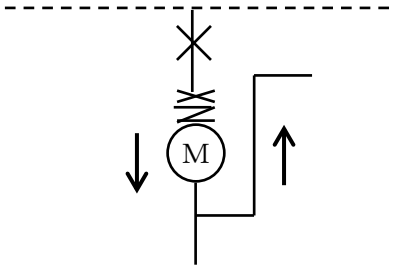

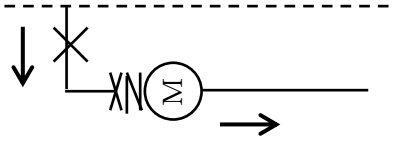
</td><td> 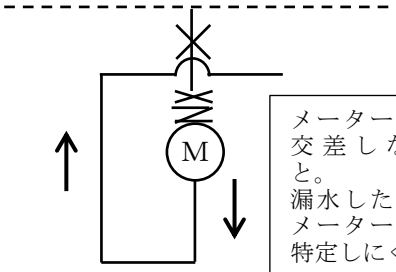

メーター手前で交差しないこと。<br>漏水した場合、メーター前後を特定しにくい。
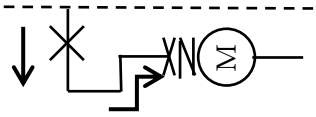

流水方向から逆方向に戻らないこと。断水して止水栓を移設。</td></tr>
<tr><td>（集合住宅等）
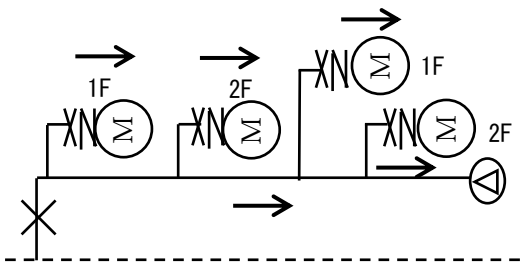
</td><td>メーター向きを揃えること。<br>上階、下階を揃えること。<br>メーターを平行に並べないこと
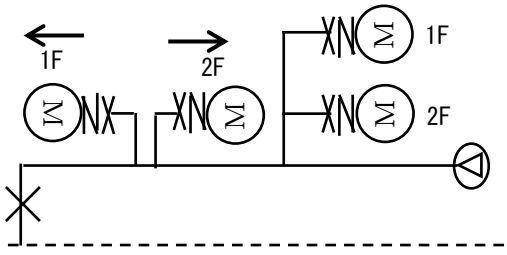
</td></tr>
</table>

3　メーター口径が 30 ㎜以上の場合のメーターボックスの構造図

（1）メーターボックスの構造

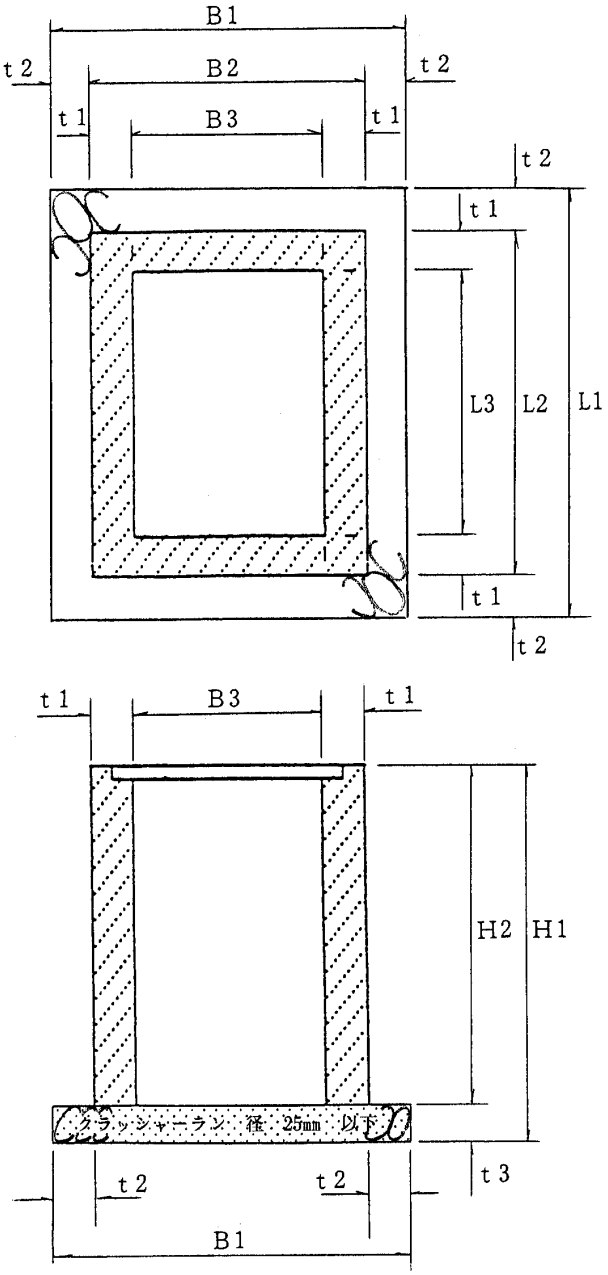


| メーター口径（㎜） | B1（m） | B2（m） | B3（m） | L1（m） | L2（m） | L3（m） | H1（m） | H2（m） | t1（m） | t2（m） | t3（m） | 適　用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30、40 | 1.05 | 0.85 | 0.55 | 1.25 | 1.05 | 0.75 | 1.15 | 1.00 | 0.15 | 0.10 | 0.15 | |
| 50 | 1.25 | 1.05 | 0.75 | 1.60 | 1.40 | 1.10 | 1.15 | 1.00 | 0.15 | 0.10 | 0.15 | |
| 75、100 | 1.25 | 1.05 | 0.75 | 1.60 | 1.40 | 1.10 | 1.15 | 1.00 | 0.15 | 0.10 | 0.15 | 埋設深さ 0.9mの場合 |
| 75、100 | 1.25 | 1.05 | 0.75 | 1.60 | 1.40 | 1.10 | 1.45 | 1.30 | 0.15 | 0.10 | 0.15 | 埋設深さ 1.2mの場合 |

※　メーターボックスについては、鉄筋コンクリート二次製品も使用できる。

（2）筐蓋（鋳鉄製）の寸法等

ア　メーター口径が 30・40 ㎜

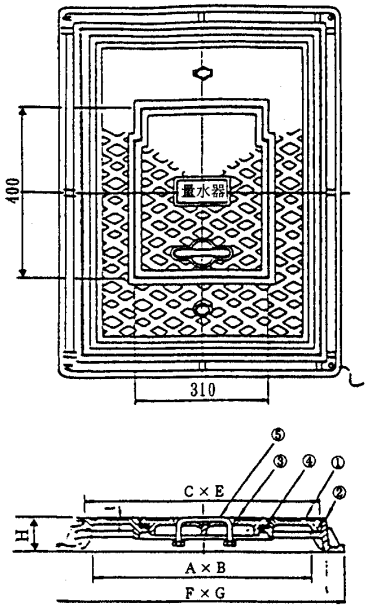


＜単位：㎜＞

| 符号 | A | B | C | E | F | G | H | t | 破壊荷重 | 重量kg |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| MB1-2N | 515 | 715 | 560 | 760 | 650 | 850 | 75 | 12 | 13T | 87 |

イ　メーター口径が 50～100 ㎜

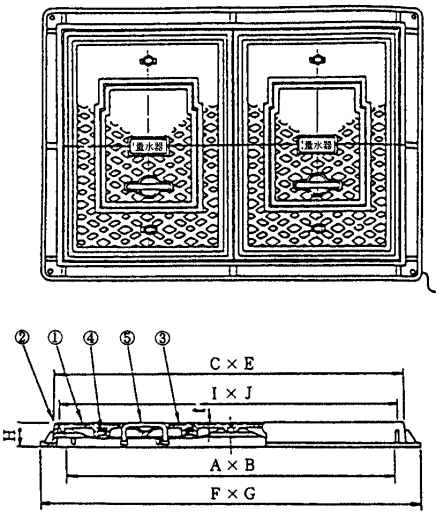


＜単位：㎜＞

| 符号 | A | B | C | E | F | G | H | I | J | t | 破壊荷重 | 重量kg |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| MB2-2N | 1,077 | 715 | 1,146 | 784 | 1,240 | 880 | 75 | 1,120 | 760 | 12 | 13T | 190 |

※　口径が 150 ㎜のメーターボックス及び筐蓋の寸法等は、別途協議によること。

別図第 12　＜メーター前後の標準配管図＞

1　逆止付メーター用直結止水栓の場合

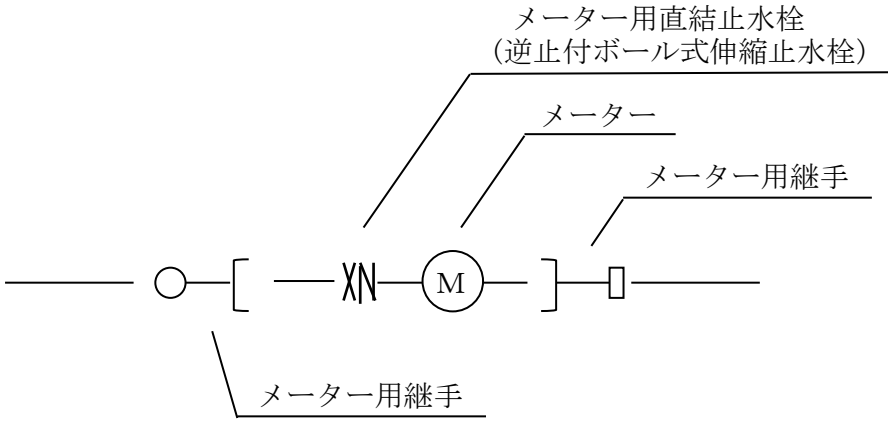


2　メーター用直結止水栓に逆止機能が無い場合

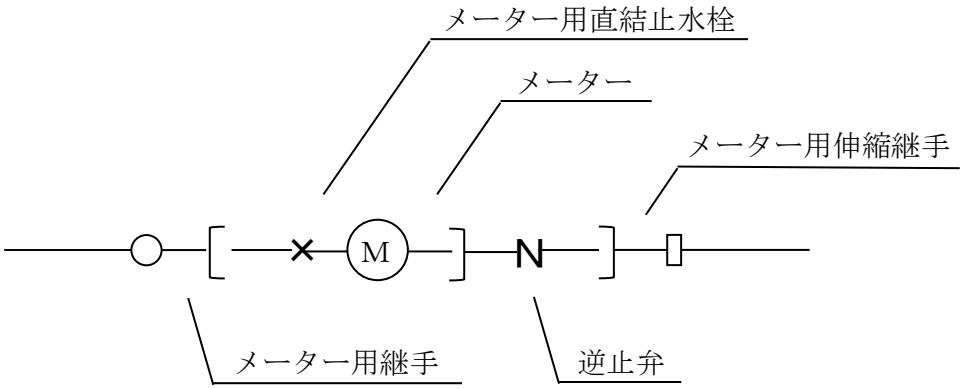

別図第 13　＜メーターの標準配置図＞

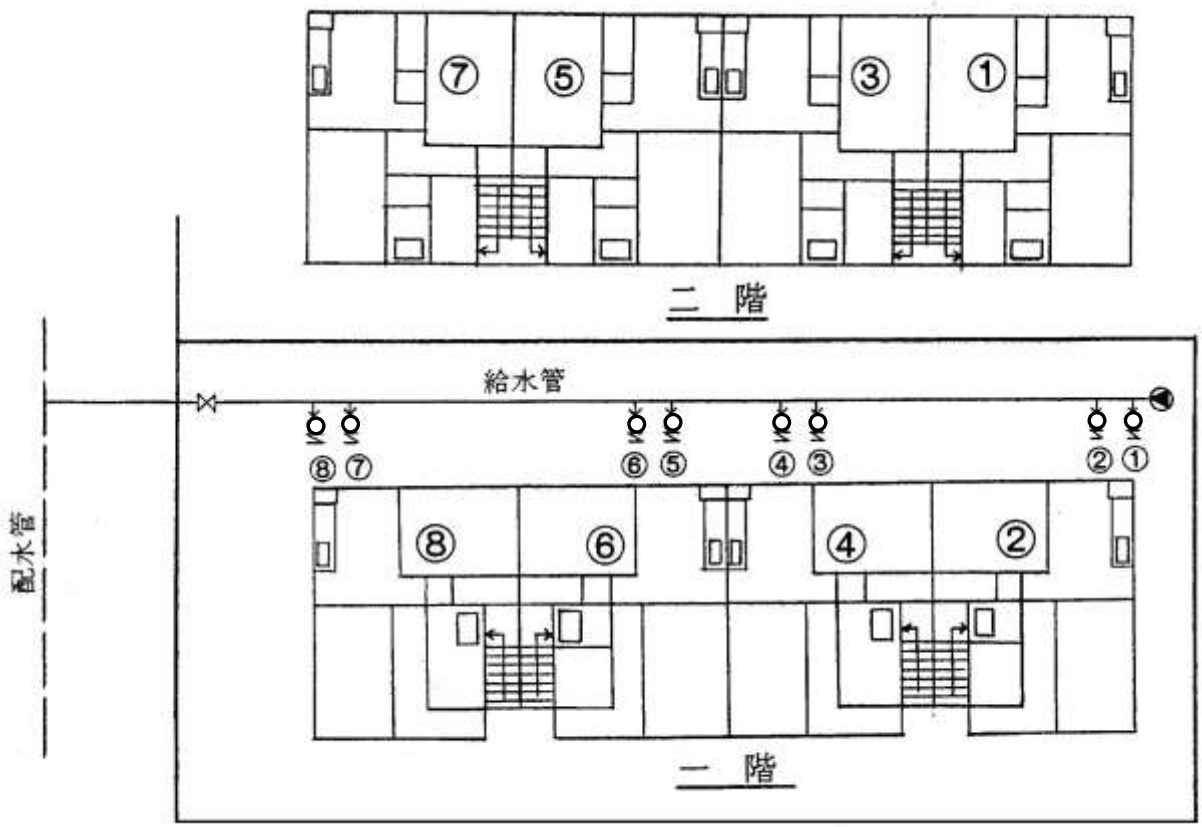


別図第 14　＜電子メーターの設置標準図＞

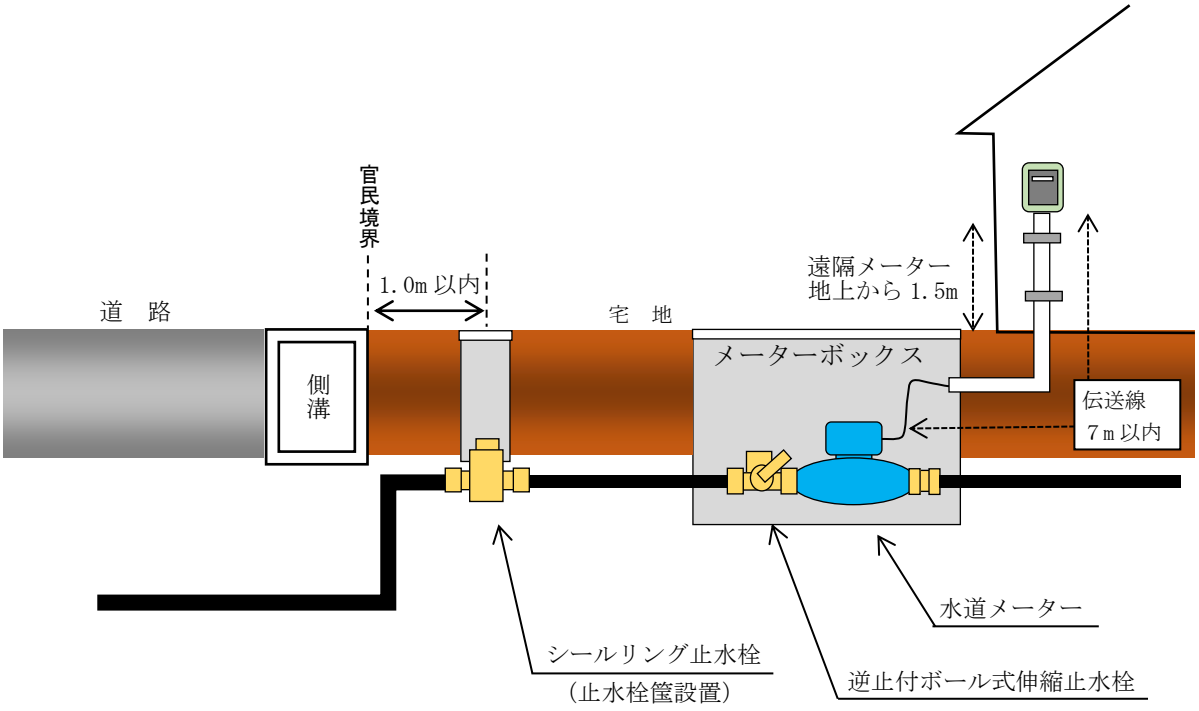


遠隔メーターは外壁等に固定すること。
固定できない場合は、自立スタンドを使用すること。

### ２・４・10　メーター直結止水栓及び逆止弁の設置

メーター直結止水栓及び逆止弁は、メーター前後の標準配管図（別図第13）によりメーターボックス内に収納して設置すること。

1　新設工事では、逆止付メーター直結止水栓またはメーター直結止水栓及び逆止弁を設置すること。

2　改造工事であっても、逆止弁が設置されていない場合は、メーター直結止水栓は設置するものとし、逆止弁は次のようなとき設置するものとする。

（1）自家水配管等の既設配管を流用するとき。

（2）メーター周りの工事を伴うとき。

（3）メーターボックス内に設置するスペースがあるとき。

（4）事業所や美容院などで特殊器具を接続するとき。

（5）その他管理者が必要と認めたとき。

〈解説〉

2（2）メーター周りの工事が伴わない場合でも、逆止弁を設置するように努めること。

（4）逆止弁を内蔵する特殊器具などの場合は、故障等による不具合が想定されるため。

### ２・４・11　自己メーターの設置

自己メーターを設置するときは、メーターを区別できるよう着色等を施すこと。

〈解説〉

1　自己メーターは、基準に適合したものを使用し、管理及び検定満期交換は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。

2　自己メーターには、メーター直結止水栓を設置することが望ましい。

### ２・４・12　排水弁の設置

1　排水弁は、次の場合に設置すること。

（1）口径が 30 ㎜以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40Ｌを超える場合又はφ20㎜以上のメーターが４個以上ある集合住宅等の場合

（2）その他管理者が必要と認めた場合

2　排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表（別表第 13）によること。

3　排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第９）によること。

4　弁室は、排水弁室構造図（別図第 15）によること。

5　排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。

6　排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を５㎜以内とすること。

〈解説〉

1　排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 13　＜末端口径別の排水弁選定表＞

| 給水管の末端口径（㎜） | 不凍式排水弁（㎜） |
|---|---|
| φ40 以下 | φ40 |
| φ50 | φ50 |
| φ75 以上 | φ50 又は地下式消火栓 |

別図第 15　＜排水弁室構造図＞

構造図はH=900㎜の場合である。

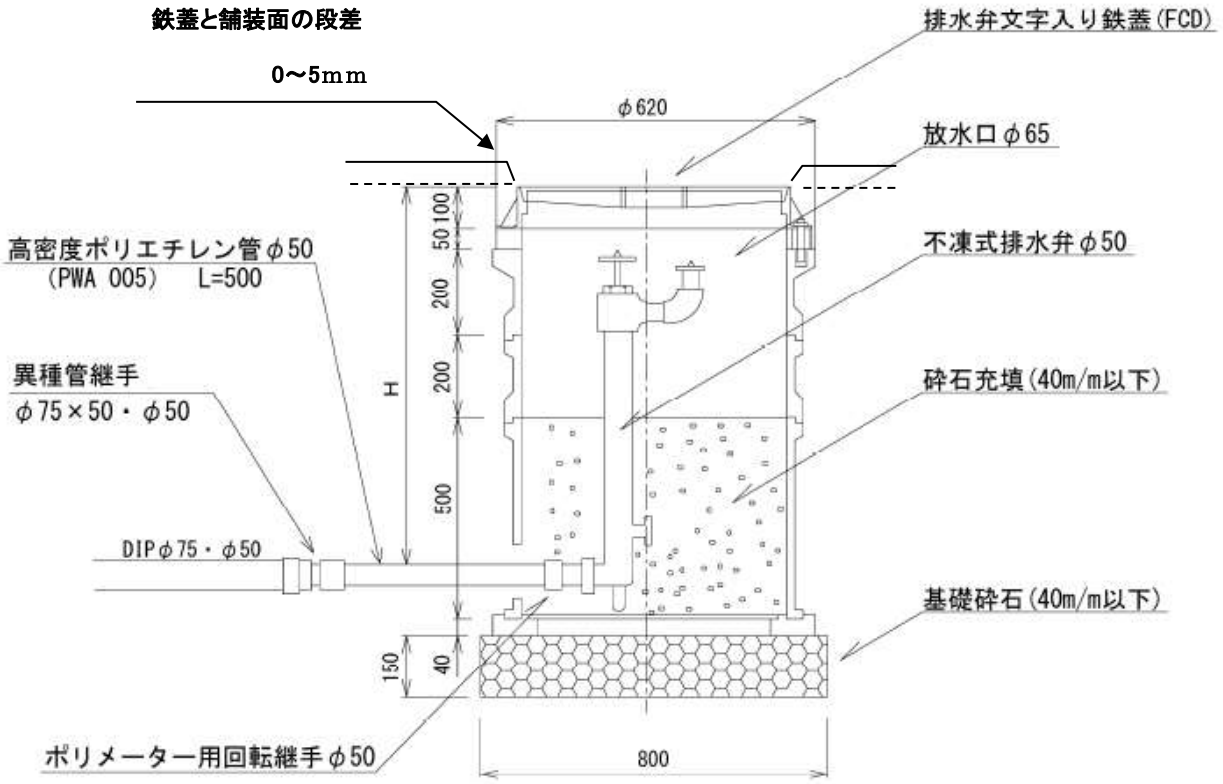


＜単位：㎜＞

## ２・４・13　メーター下流側の配管

１　配管工事の基本事項は、次によること。

（１）給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いる。

（２）給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行う。

（３）家屋の主配管は、建物基礎の外回りに布設することを原則とし、構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにする。

（４）凍結防止のための措置を行う。

２　配管にあたっての留意事項は、次によること。

（１）配管材料は、配管場所に応じた管種を選定することとし、十分な耐食性能を有すること。メーター先から建物までは、ポリエチレン管又は高密度ポリエチレン管を使用することが望ましい。

（２）宅地内の配管は、修理等の維持管理のため、直線的に配管する。

（３）曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保する。また、メーター直後では、直線部を１ｍ以上確保すること。

（４）とんぼ配管（しゅもく配管）はしないこと。分岐箇所の配管例（別図第16）を参照のこと。

（５）立ち上がり管以降の地上配管は、屋内配管とすることが望ましい。やむを得ず屋外配管とする場合は、保温工等の凍結対策を施すものとする。電熱線による保温を行う場合は省エネルギーに配慮したものが望ましい。

（６）立ち上がり管

ア　凍結対策等から口径を20㎜以上とする。

イ　立ち上がり管の保温工は、土中の深さ 0.6mから行う。

ウ　凍結した場合の解凍作業を考慮して、鋼管等とすることが望ましい。

エ　修理等の維持管理を考慮して、ソケット又はユニオン継ぎ手を設置する。

（７）さや管ヘッダ方式

ア　維持管理のために、床下等に点検口を設ける。

イ　管種及び口径等に適合した継手を使用する。

ウ　曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保し、管をしっかり固定する。

エ　ヘッダは給水栓数に応じたものを使用し、末端まで単独配管とし先分岐は行わない。ただし、ヘッダ先で分岐している手洗い付きトイレ（既製品等）については、設置条件等を確認の上でお客様に十分に説明して使用すること。

（８）各階ごとに修理等の維持管理のため、水抜き栓又は水抜きバルブを設置することが望ましい。

（９）給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置する。

（10）結露のおそれのある場所に配管する場合は、防露工を行う。

（11）工事の中断時又は１日の工事終了後は、管端部にプラグ等で栓をして汚水等が流入しないようにする。

３　活水器等の設置にあたっては、次によること。

（１）活水器等の設置場所は、メーター下流側とし、メーターボックスから50㎝以上離す。

（２）磁気活水器を設置する場合は、磁気漏洩防止の措置を講じる。

４　自家水配管などの既設配管を流用する場合は、給水装置の構造材質の基準に適合していることを確認する。

〈解説〉

１（１）ア　最終の止水機構の流出側に設置される給水用具とは、シャワーヘッド、大気圧式バキュームブレーカ等をいう。

イ　給水装置に使用する用具は、構造及び材質の基準に適合していることを自己認証又は第三者機関によって認証されたものとし、認証品であることを示すマークが表示されているものを使用すること。

ウ　主任技術者は、認証品であるかどうかを、資料、インターネットによる給水装置データベース等で確認すること。

エ　主任技術者は、施主が使用を希望する製品が基準に適合しないときは、その旨説明し理解を得ること。

（２）管種、施工環境、施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択すること。

（３）主配管は、建物基礎の外回りに布設するほか、小屋、外壁、庭木、コンクリート基礎、その他の工作物の下には埋設しないこと。やむを得ず工作物の下になる場合は、さや管に入れること。

（４）ア　屋外配管は、凍結深度より深く埋設すること。

イ　屋内配管は、水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ　鳥居配管の場合、確実に水抜きが行えるようにするために最上部に吸気弁を設置すること。

２（２）給水管は、将来の取替え、漏水修理等の維持管理を考慮し、建物等に平行で、かつ、直線的に配管することが望ましい。

（３）ポリエチレン管の曲げ配管（別表第14）を参照のこと。

（４）継手部分の圧力損失が極端に大きくなるため。

（５）屋内配管は、ピット又はシャフト内配管として充分なスペースを確保するとともに、適切な場所に出入口又は点検口を設けることが望ましい。

（６）メーター下流側の標準配管図（別図第17）を参照のこと。

（７）ア　給水管の交換又は漏水修理を容易にするために、点検口を設けること。

イ　さや管ヘッダ方式には、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管等が使用されるが、架橋ポリエチレン管とポリブテン管の継手は、口径によって共用できないものがあるので注意すること。

ウ　ポリエチレン管の最小曲げ半径については、ポリエチレン管の曲げ配管（別表14）を参照すること。また架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の最小曲げ半径については、架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径（別表第15）を参照のこと。

エ　架橋ポリエチレン管及びポリブテン管をやむを得ず土中に配管する場合は、保温材のほか防護管を使用すること。

３（１）給水管に直結する活水器等は給水用具であるため、その取付けは給水装置工事となる。

（２）給水管の外側に取付ける活水器等は給水用具にはあたらないが、管の切断等を伴う場合は給水装置工事となる。

４　使用材料の確認のほか、耐圧性能についても確認すること。

別図第16　＜分岐箇所の配管例＞

とんぼ配管

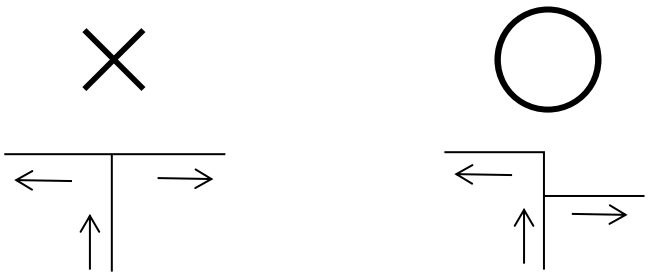

別図第17　＜メーター下流側の標準配管図＞

1　１階の配管

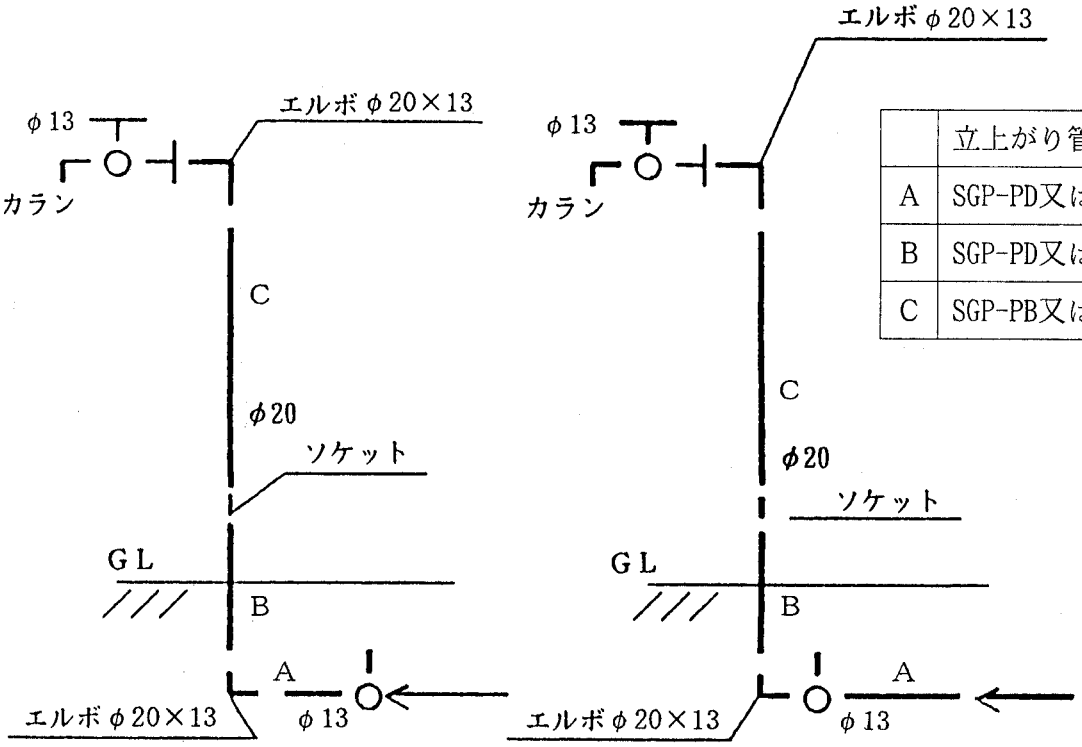


| | 立上がり管の管種 |
|---|---|
| A | SGP-PD又はSGP-VD |
| B | SGP-PD又はSGP-VD |
| C | SGP-PB又はSGP-VB |

2　２階の配管

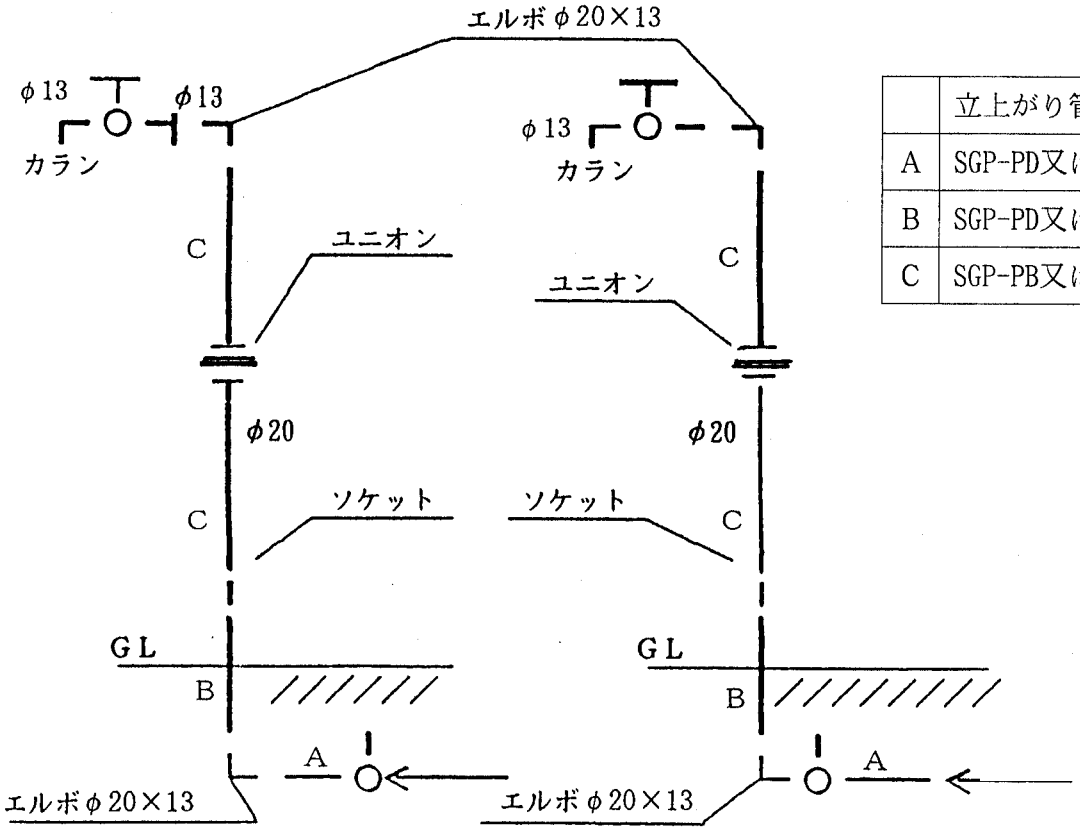


| | 立上がり管の管種 |
|---|---|
| A | SGP-PD又はSGP-VD |
| B | SGP-PD又はSGP-VD |
| C | SGP-PB又はSGP-VB |

別表第14　＜ポリエチレン管の曲げ配管＞

1（1）水道用ポリエチレン１種二層管（JISK6762）を生曲げによる配管とする場合は、次の表の曲げ半径以上とすること。

（2） ポリエチレン管を水平及び垂直方向に同時に生曲げ（ねじれ配管）としないこと。

（3） 分岐部前後や散水栓の手前、水抜栓手前でも直線部を１m以上確保すること。

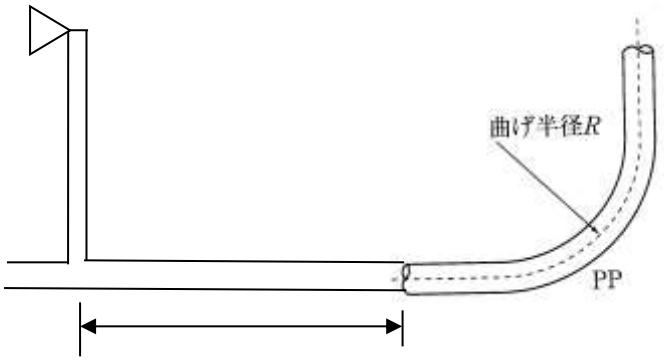


直線部１m以上確保

| 口径（mm） | 曲げ半径R(cm) |
|---|---|
| 13 | 55 以上 |
| 20 | 70 以上 |
| 25 | 85 以上 |
| 30 | 105 以上 |
| 40 | 120 以上 |
| 50 | 150 以上 |

（給水装置工事技術指針から引用）

別表第 15　＜架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径＞

1　架橋ポリエチレン管の曲げ半径等目安　（単位・mm）

| 呼び径 | 適合さや管 | 曲げ半径の目安<br>（　）内はさや管 | 立ち上がり曲げ | 合計曲げ個所数 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | 22・25 | 200（450） | 150 | ５箇所以下 |
| 20 | 36 | 300（1000） | 350 | |

（架橋ポリエチレン管工業会技術資料から引用）

2　ポリブテン管の曲げ半径等目安　（単位・mm）

| 呼び径 | 適合さや管 | 曲げ半径の目安<br>（　）内はさや管 | 立ち上がり曲げ | 合計曲げ個所数 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | 22・25 | 150（200・250） | 150 | ６箇所以下（水平部４以下、立上部２以下） |
| 20 | 36 | 300（450） | 250 | |

（ポリブテンパイプ工業会技術資料から引用）

## ２・４・14　水抜き用の給水用具の設置

１　水抜き用の給水用具は、操作及び修理等が容易な場所に設置すること。

（１）水抜き栓の設置

ア　水抜き栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

イ　水抜き栓の排水口の周りは、切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。（別図第18）

ウ　水抜き栓の種類は、使用条件等に適したものを選定する。

エ　水抜き栓は、維持管理上から使用用途ごとに設置すること。また、床下に設置する場合は、修理等の維持管理のため点検口を設ける。

（２）水抜きバルブの設置

ア　地下又は鳥居配管等で水抜き栓によることが困難な場合は、水抜きバルブを設置する。この場合、維持管理が容易にできるように地下室又はピット内等に取付ける。

イ　水抜きバルブからの排水は、バルブの排水口に接しないように排水管を設置し、間接排水を行う。また、排水は、専用の浸透桝等で処理する。

（３）外部排水式不凍給水栓の設置

ア　当該給水栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

イ　当該給水栓の排水口の周りは、外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図（別図第19）により切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。

〈解説〉

１　水抜き用の給水用具を設置できない場合は、保温工等別に凍結防止策を施すこと。

（１）鳥居配管等の場合は、最高部に吸気弁等を設置すること。その場合、維持管理ができるようにすること。

別図第 18　＜水抜き栓の排水口周りの標準図＞

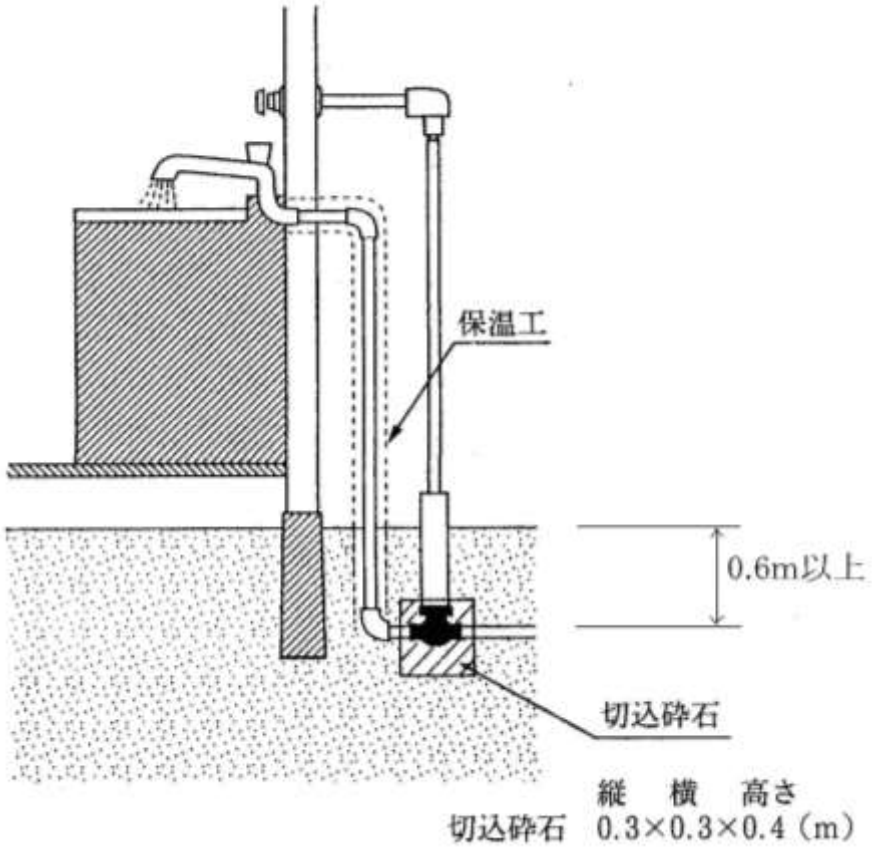


※　管内の水抜き水量が多い場合は、切込砕石量について考慮すること。

別図第 19　＜外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図＞

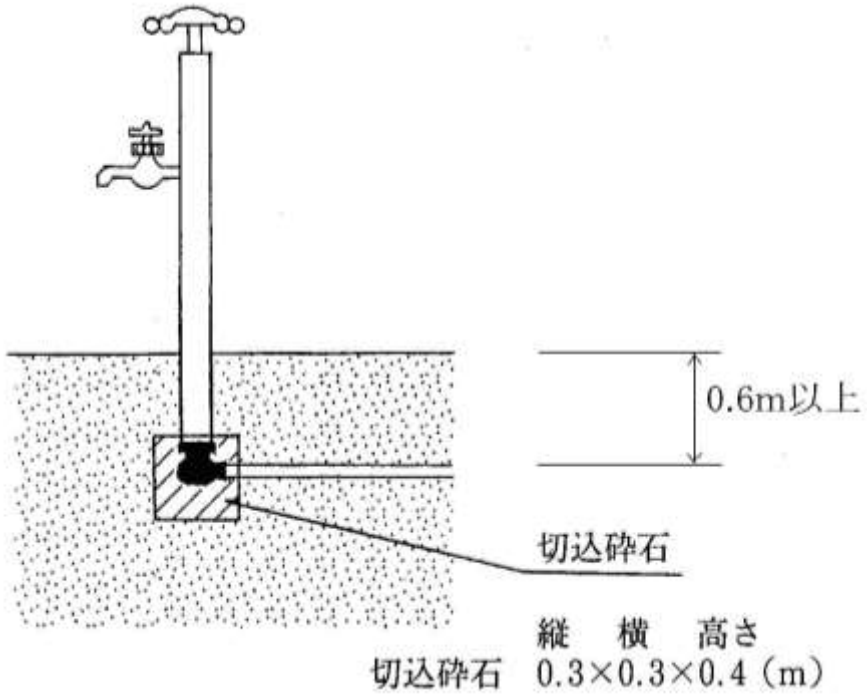

## ２・４・15　受水槽への給水と受水槽の構造等

１　受水槽への給水は、次によること。

（１）受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の40～60％を標準とする。

（２）受水槽への給水にあたっては、吐水口空間（別表第16）に規定する吐水口空間を確保する。

（３）受水槽への給水は、給水管の口径が20㎜以下にあっては複式ボールタップを、25㎜以上にあっては副弁付定水位弁を使用する。

（４）受水槽が二槽式で定水位弁をそれぞれ設置する場合は、一段落ちの口径とする。

（５）ボールタップで給水する場合は、波立ち防止板等を設置することが望ましい。

（６）受水槽への配管は、維持管理のためストップバルブを設置する。

（７）定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー、配水管水圧への影響を防止するため、定水位弁の流量調節機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速２ｍ/ｓ以下となる対策を講じるものとする。

（８）立上管の途中に可とう管を設ける。

（９）受水槽への給水管には、給水栓を設け、立ち上がり部分には凍結対策を施すこと。

２　受水槽の構造等は、建築基準法施行令、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準及び給排水設備技術基準（（財）日本建築センター）によること。

〈解説〉

１（１）良好な水質を保持し、停滞水が生じることのないようにするためである。

（２）吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽、流し、洗面器、浴槽、ロータンク等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

ア　吐水口空間とは、給水装置の吐水口の最下端から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心（25㎜を超えるものは吐水口の最下端）までの水平距離をいう。

イ　越流面とは、洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。水槽等の吐水口空間（別図第20）参照。

また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。

（７）受水槽への流入がメーター適正流量以上となり、配水管水圧の変動の要因となる場合があることから、メーター適正流量での流入と給水管内流速２ｍ/ｓ（２・２・５給水管内の流速）以下を確認するものとする。また、受水槽への通水を行う場合は、管理者

立ち会いのもと通水すること。その際に流量調節と確認を行う。

流量調節は定水位弁、定流量弁、減圧弁等により行うものとし、ストップバルブ、ゲートバルブでは行わないものとする。なお、メーター口径が30㎜以上においては定流量弁の設置が望ましい。

（9）受水槽の清掃、故障又は停電で受水槽以下の設備に支障をきたした場合等を想定し、メーター下流側の立上管までに直結の給水栓（飲用水用）を設ける。

2　受水槽を屋内に設置する場合は、給排水設備技術基準により点検スペースを考慮のうえ配置すること。

3　断水や停電時等の緊急時において受水槽内の水を使用できるようにするため、受水槽以降に自然流下で使用可能なバルブ又はカラン等を設置することが望ましい。

4　停電時等の対策として予備電源や発電機又はエンジン付きポンプ等を確保しておくことが望ましい。

5　使用水量が減少した場合等にも容易に水位調整が行えるよう、水位調整が可能なボールタップの設置やオーバーフロー管の配管等について考慮すること。（オーバーフロー管については、受水槽内で立ち上げておくことにより、水位調節後の吐水口空間の確保が容易となる。）

6　オーバーフロー管の排水口部には排水口空間(最小150㎜) を確保すること。オーバーフロー管の排水口空間(別図第21)参照。

別表第 16　＜吐水口空間＞

1　呼び径が 25 ㎜以下の場合

| 口径の区分 | 近接壁から吐水口の<br>中心までの水平距離　B1 | 越流面から吐水口の<br>最下端までの垂直距離　A |
|---|---|---|
| 13 ㎜以下 | 25 ㎜以上 | 25 ㎜以上 |
| 13 ㎜を超え 20 ㎜以下 | 40 ㎜以上 | 40 ㎜以上 |
| 20 ㎜を超え 25 ㎜以下 | 50 ㎜以上 | 50 ㎜以上 |

※１　浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端まで垂直距離は 50 ㎜未満であってはならない。

※２　プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200 ㎜未満であってはならない。

※３　※１及び※２は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

2　呼び径が 25 ㎜を超える場合

| 区　　分 | | 壁からの離れ　B2 | 越流面から吐水口の最下端までの垂直距離　A |
|---|---|---|---|
| 近接壁の影響がない場合 | | | 1.7ｄ’＋5㎜以上 |
| 近接壁の影響がある場合 | 近接壁１面の場合 | ３ｄ以下 | 3.0ｄ’以上 |
| | | ３ｄを超え５ｄ以下 | 2.0ｄ’＋５㎜以上 |
| | | ５ｄを超えるもの | 1.7ｄ’＋５㎜以上 |
| | 近接壁２面の場合 | ４ｄ以下 | 3.5ｄ’以上 |
| | | ４ｄを超え６ｄ以下 | 3.0ｄ’以上 |
| | | ６ｄを超え７ｄ以下 | 2.0ｄ’＋５㎜以上 |
| | | ７ｄを超えるもの | 1.7ｄ’＋５㎜以上 |

※１　ｄ：吐水口の内径(ｍ)　ｄ’：有効開口の内径(ｍ)

※２　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をｄとする。

※３　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

※４　浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 ㎜未満の場合にあっては、50 ㎜以上とする。

※５　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 ㎜未満の場合にあっては、200 ㎜以上とする。

別図第 20　＜水槽等の吐水口空間＞

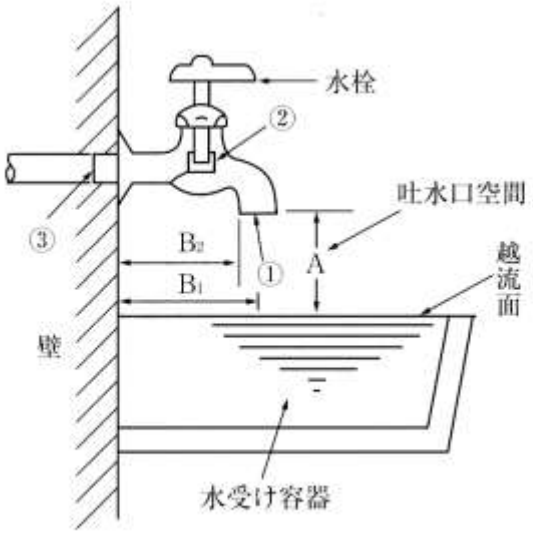


①吐水口の内径d
②こま押さえ部分の内径
③給水栓の接続管の内径
　以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径d'として表わす。

(1) 水受け容器

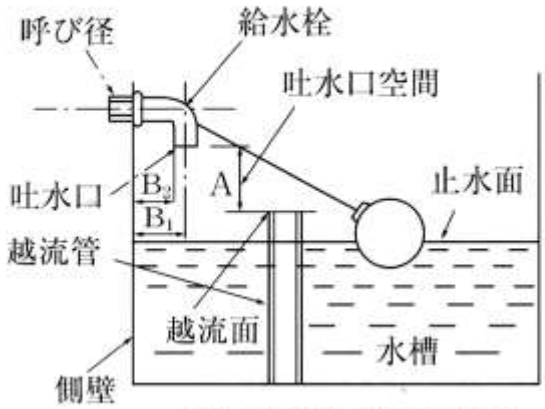


(2) 越流管（立取出し）

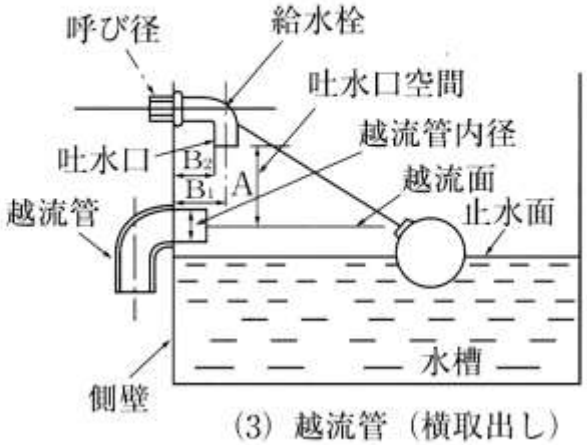


(3) 越流管（横取出し）

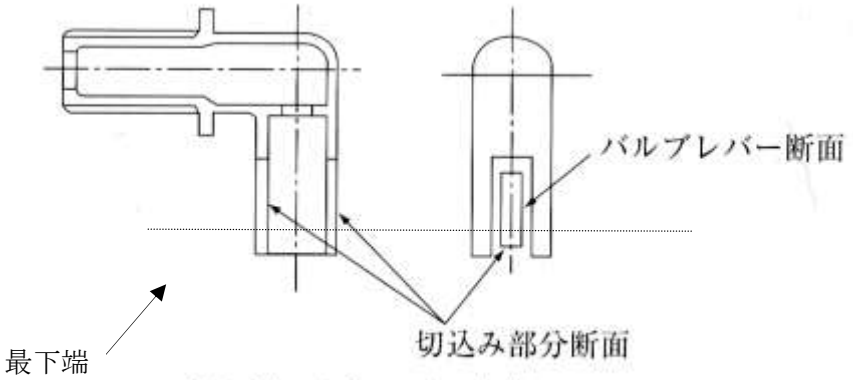


(4) ボールタップの吐水口
切込み部分の断面

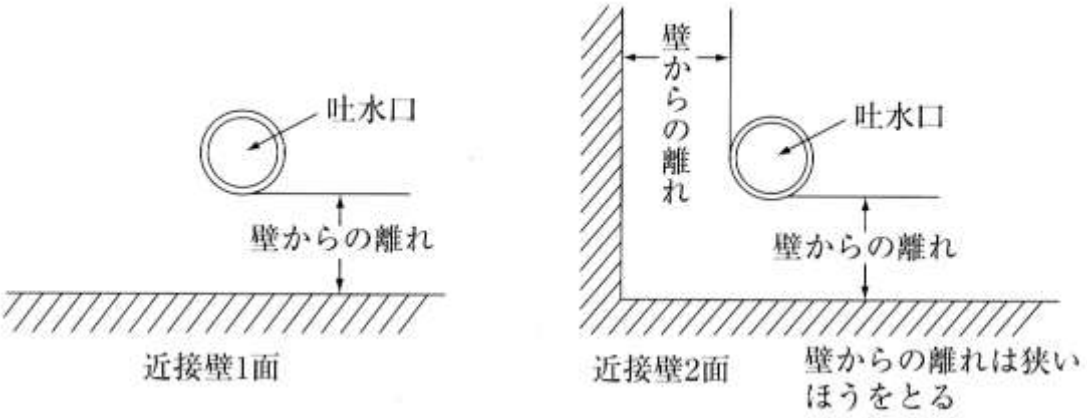


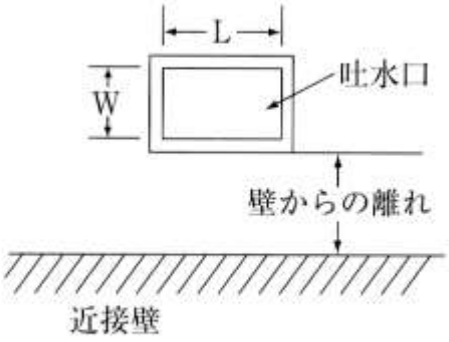


Lを吐水口内径dとする
ただし、L>W

(5) 壁からの離れ

吐水口空間

| | | |
|---|---|---|
| 吐水口から越流面までAの設定 | | |
| 呼び径の区分なし | | 吐水口の最下端から越流面までの垂直距離 |
| 壁からの離れBの設定 | | |
| 25 ㎜以下の場合 | B1 | 近接壁から吐水口の中心 |
| 25 ㎜を超える場合 | B2 | 近接壁から吐水口の最下端の壁側の外表面 |

別図第 21　＜オーバーフロー管の排水口空間＞

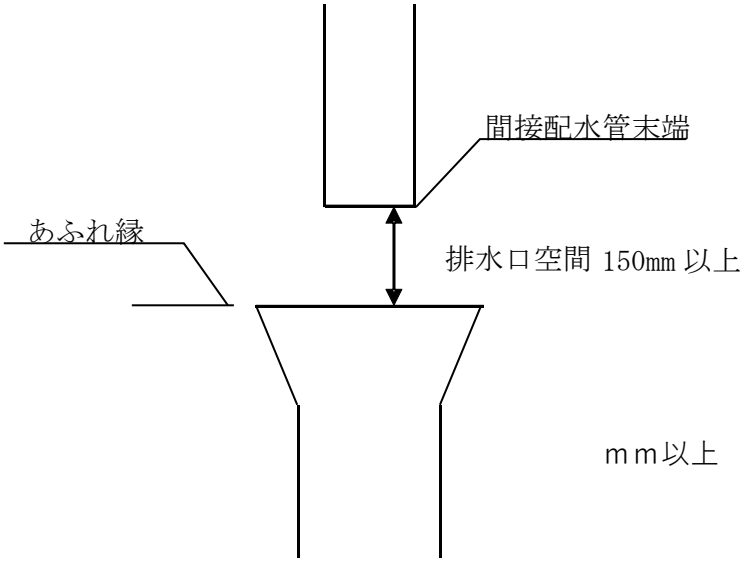

## ２・４・16　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置

１　小規模社会福祉施設等に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたっては、次によること。

（１）特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防設備士が水理計算を行い消防と協議することとなるが、給水装置工事を行う場合はその消防設備士の指導の下で工事事業者及び主任技術者が設計施工を行う。

（２）特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、直結式又は受水槽式のうち必要な水圧及び水量が得られるものを選択する。

（３）配水管の断水又は水圧低下によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合が想定されることを、設置者に周知する。

（４）当該スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該設備が条件付きであることを、借家人等に周知する。

（５）当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、当該設備が条件付きであることを譲受人に周知する。

（６）給水装置工事が完了したときは、消防設備士等が消防署等へ提出した書類の写し（水圧及び水量の設計方法等）を提出する。

（７）当該スプリンクラー設備の維持管理上における必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示する。

〈解説〉

１　小規模社会福祉施設等にスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められたことによる。（消防法施行令及び消防法施行規則）

２　水理計算を行う場合の設計水圧（配水管の分岐位置における水圧）は、0.15MPa とすること。ただし、事前協議によっては0.20MPa とする場合もあるので、協議すること。

２・４・17　水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置

| |
|---|
| １　水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という）の設置にあたっては、次によること。<br>（１）「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」（薬生水発0711第１号令和5年7月11日）を確認の上申請を行うこと。<br>（２）非常用貯水槽設置箇所の直近上流側に逆止弁を設置すること。<br>（３）非常用貯水槽設置箇所の上流側に水質確認用の水栓を設けること。 |

〈解説〉

１（１）ア　厚生労働省通知による。

イ　非常用貯水槽については、製造業者等から製品についての情報収集を十分に行うとともに、所有者に対して説明を行うこと。

ウ　非常用貯水槽を設置する際には、事前に管理者へ協議すること。

（１）ア　管理者の水質管理範囲は、非常用貯水槽の上流側までとなる。

イ　非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。

# 3　施工

## 3・1　施工の準備と現場管理

### 3・1・1　許可等の取得と許可条件の遵守

道路、水路等の占用を伴う給水装置工事の施行にあたっては、あらかじめ当該関係官公署から許可を取得するものとし、その許可条件を遵守すること。

1　道路、水路等の占用許可は、管理者が取得する。

2　所轄警察署長からの道路使用許可は、工事事業者が取得すること。

3　工事に伴い通行の制限を必要とする場合は、工事事業者が所轄消防署長等へ各種工事届を提出すること。

4　急傾斜地、埋蔵文化財等に係る許可又は届出等を必要とする事項については、申込者が取得又は届出等を行うこと。

〈解説〉

1　申込者が取得又は届出等とあるものについては、工事の委任を受けた工事事業者がその手続を行うこと。

2　占用許可の工事期間は、適正な期間を設定すること。

3　道路の場合は、掘削規制に注意すること。

（1）県管理の国県道は、12月中旬～3月末の冬期間。

（2）掘り返し規制個所

### 3・1・2　分岐位置及び埋設物の確認

1　工事事業者は、事前調査により分岐する配水管等の位置が不明な場合又は他の埋設物の近くを施工する場合は、次のとおり確認すること。

（1）当該管理者又は所有者に立ち会いを求める。

（2）試掘調査を実施する。

〈解説〉

1　「2・1・1　事前調査等」を参照のこと。

### ３・１・３　現場管理

| |
|---|
| １　工事事業者は、給水装置工事の施行にあたっては道路交通法、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、交通及び工事の安全に十分留意すること。 |
| ２　道路等管理者、警察署等から付される施工許可条件を精読し、内容を把握した者を現場に常駐させること。 |
| ３　工事に伴う騒音、振動等をできるだけ防止し、また、受動喫煙についても対策を講じ、生活環境の保全に努めること。 |
| ４　資材は適切に管理し、劣化防止に留意すること。 |

〈解説〉

工事事業者は、次により現場管理を行うこと。

１　保安施設の設置と安全管理

（１）工事場所の安全等を確保するために保安施設を設置し、必要に応じて交通整理員等の保安要員を配置すること。

（２）工事標示板を設置し、工事完了後は速やかに撤去すること。

（３）本復旧工事完了まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他の不良箇所が生じた場合は直ちに修復すること。

（４）道路又は水路内の給水装置工事について、当該管理者から指示を受けた場合はそれに従うこと。

（５）作業員等の安全について、十分留意すること。

２　許可条件に不明な点がある場合は、作業前に確認すること。

３　不測の事故等への対応

（１）あらかじめ管理者並びに道路管理者、所轄警察署、消防署及び埋設物の管理者等（以下「関係機関」という。）の緊急連絡先を確認しておき、不測の事故等へ迅速に対応できるようにしておくこと。

（２）工事中、不測の事故等が発生した場合は、管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。

（３）工事中、不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先すること。

（４）工事着手前の工事申込者との打ち合わせにおいては、騒音、振動、受動喫煙対策等に関する事項を確認し、対策の徹底をすること。

４　資材は関係機関の手引きや製品の説明書・仕様書等に従い適切に保管すること。特に高密度ポリエチレン管は紫外線により劣化することから留意すること。

## ３・２　土工事

### ３・２・１　掘削

| |
|---|
| １　掘削は、安全かつ適切な施工を行うものとし、翌日まで掘置きとはしないで、その日のうちに埋戻しを行うこと。<br>２　舗装道路を掘削する場合は、隣接する既設舗装部分へ影響を及ぼさないように、舗装切断機を使用して周りが矩形になるように切断した後、他の埋設物に注意して所定の深さまで施工すること。<br>３　掘削幅は、安全に施工できる幅とし、分岐方法、周辺の分岐状況等に応じて適正な幅とすること。（耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法（別図第４）、サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法（別図第５）参照） |

〈解説〉

１　道路掘削を伴う工事等の場合は、当該道路管理者及び所轄警察署長への許可申請が必要となる。この場合、道路占用及び使用許可等の条件を遵守して適正に施工し、事故防止に努めること。

### ３・２・２　土留め

| |
|---|
| １　掘削深さが1.5ｍを超える場合は、土留工を施すこと。<br>２　掘削深さが1.5ｍ以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。 |

〈解説〉

１　掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境、給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法とすること。

２　勾配掘りの場合は、土質条件等に応じた適切な安定勾配で床掘すること。

### ３・２・３　埋戻し

| |
|---|
| １　道路内及び宅地内の埋戻しは、20㎝以下の仕上り厚となるように、層ごとに十分締固め、陥没又は沈下等が生じないように施工すること。<br>２　管の底部は、凹凸が生じないように均し、砕石又は石塊等が管に接触しないように管の周囲を10㎝以上の砂又は砂質土で保護すること。 |

〈解説〉

２　発生土による埋戻しは、掘上げた土砂のうち産業廃棄物及びその他の雑物を取り除いた良質の土砂をもって行うこと。

### ３・２・４　残土処理

給水装置工事の施行によって生じた建設発生土及び建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の規定に基づき、工事事業者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。

〈解説〉

1　残土の搬出にあたっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は随時点検して路面の清掃を行うこと。また、必要に応じて散水し土砂及び粉塵を飛散させないように適切な措置を行うこと。

### ３・２・５　舗装の本復旧

1　道路の舗装の本復旧は、次のとおりとすること。

（１）既設舗装部分への影響範囲に舗装切断機を使用し、周りが矩形になるように切断した後、道路管理者が指示する舗装構成に従い施工する。

（２）舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会)、舗装設計施工指針（日本道路協会)、舗装施工便覧（日本道路協会)、舗装設計便覧（日本道路協会）に準拠すること。

（３）既設の区画線及び道路標示は、原状復旧する。

（４）舗装の影響幅は0.5ｍを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2ｍ未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

2　インターロッキングブロック又はカラー舗装等の特殊な舗装の本復旧は、当該道路管理者等の指示に従うこと。

3　舗装道路の本復旧は、埋戻し完了後速やかに行うこと。

〈解説〉

1　道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

### ３・２・６　舗装の仮復旧

1　埋戻しを完了した後、舗装道路の本復旧を速やかに実施することが困難な場合は、仮復旧工事を行うこと。

2　仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材を用い、舗装厚は３㎝以上とし、これにより難い場合は、道路管理者と協議すること。

3　既設の区画線及び道路標示は、仮復旧すること。

4　舗装の本復旧を行うまでは、常にパトロールを実施し、不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復を行うこと。

〈解説〉

1　道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

## ３・３　給水管の分岐

### ３・３・１　分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出

１　工事事業者が、配水管等からの分岐又は撤去工事等を行う場合は、管理者が現場で立ち会う。ただし、次に定める要件全てに適合する場合は、当該工事を適切に施工していることが確認できる資料の提出をもって、立ち会いに代えることができる。

（１）サドル付分水栓による分岐工事であること。

（２）事前調査により、埋設物の種類、布設位置、口径等が明確であること。

２　給水装置工事に伴い、仕切弁の操作が必要となる場合には、管理者にあらかじめ連絡をすること。

〈解説〉

２（１）給水装置工事の通水を行う際、配水管、給水管の状況によっては、にごりが発生する場合があることから、必要に応じて管理者が仕切弁の操作を行う。

（２）分岐工事の立ち合いで、仕切弁操作や洗管作業等を行う際に費用が発生する場合があるので、事前に打ち合わせること。

### ３・３・２　給水装置工事に関し技能を有する者の施工・監督

工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は技能を有する者に工事を監督させること。

### ３・３・３　給水管の分岐の際の留意事項

給水管の分岐にあたっては、次のことに留意すること。

１　サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を取付ける部分の配水管等は、十分清掃すること。

２　サドル付分水栓は、栓を配水管等に対して垂直に取付けること。また、バルブ付割Ｔ字管は、ゴムリング等に滑材を塗布し、その取出し管を水平に取付けること。

３　サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を取付ける場合は、異物が入らないようにし、ボルトは片締にならないように平均して締付けること。また、締付けるときは、サドル付分水栓又はバルブ付割Ｔ字管を無理に動かさないこと。

４　ダクタイル鋳鉄管からサドル付分水栓で分岐する場合は、穿孔端面に防食のためコアを装着すること。

| |
|---|
| 5　サドル付分水栓は、電食及び腐食の防止のためにポリエチレンシートを使用し、サドル付分水栓全体を覆うように包み込み、確実に防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより密着及び固定すること。（サドル付分水栓等の外面防食（別図第23））|

〈解説〉

1　給水管の分岐にあたっては、ガス管等の水道以外の管と誤って接続しないように、明示テープ、消火栓又は仕切弁等の位置の確認、試掘等により当該配水管等であることを確認して施工すること。

別図第22　＜サドル付分水栓等の外面防食＞

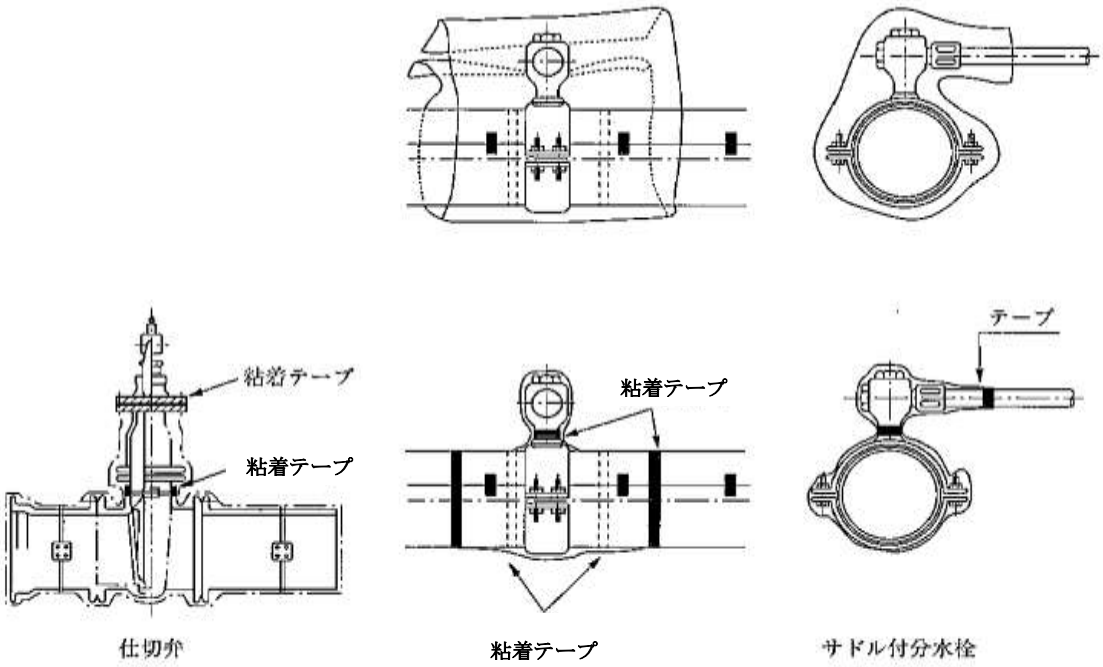


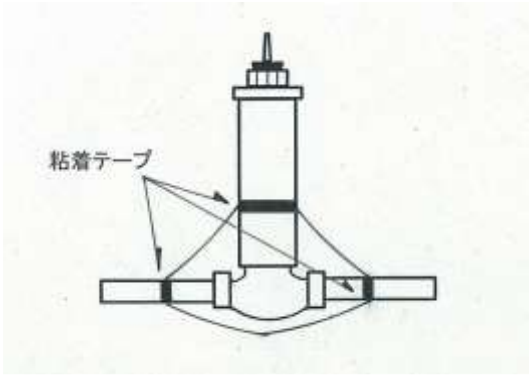


管理用止水栓

## ３・４　配管

### ３・４・１　配管施工上の留意事項

配管の施工にあたっては、次のことに留意すること。

1　管に外傷又は亀裂を生じさせないように、ていねいに取扱うこと。

2　管の布設に際しては、管内部に土砂等が流入しないようにすること。

3　管の接合は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第９）によるほか、管種、使用する継手、施工環境、施工技術等を勘案して、最も適切な接合方法を選択すること。

4　管の切断、加工、接合等は、管種に適した機械器具を用いて施工すること。

5　鋳鉄管の切断面には、腐食や赤錆の発生防止のため、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料(JWWA K 139)に適合した塗料を塗布し、合成樹脂塗料の乾燥時間（別表第17）を確保すること。

6　鋳鉄直管を切断して使用する場合は、施工上やむを得ない場合を除き、長さを１ｍ以上とすること。

7　工事の中断時又は一日の工事終了後には、管の端にプラグ等で栓止めをし、汚水等が流入しないようにする等、衛生面に十分注意すること。

8　管が構造物の基礎又は壁等を貫通する場合は、配管スリーブ等を設け、スリーブと管の間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。(配管スリーブの設置（別図第23))

9　配管は、先上がり配管とし、露出の横走り配管については１／100以上の勾配とすること。

10　立ち上がり管及び横走り管は、屈曲部のほか直線部分についても支持金具等で１～２ｍの間隔で固定すること。また、支持金具等は、他の金属と接触することのないようにすること。

11　水圧又は水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある箇所には、適切な離脱防止の措置を施すこと。

12　管布設の際は、鋳鉄管及び仕切弁等の付属設備について、電食及び腐食の防止のために外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。また、管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ね合わせること。(ポリエチレンスリーブ施工図（別図第24))

13　管の接合は、それぞれの管種や継手に応じた施工要領に基づき行うこと。

14　ダクタイル鋳鉄管の継手接合終了後は、全部のボルトが規定の締付けトルクに達しているかトルクレンチを用いて確認すること。

15　ダクタイル鋳鉄管を配管する場合は、ポリピッグ洗管を行うこと。(概ね10m以上の場合)

16　防護管を布設する場合は、土砂等が流入しないように端部を処理すること。

| |
|---|
| 17　改造工事等により不要となった既設配管を撤去とする場合には、「堀上撤去」または「残置」としゅん工図に記載するとともに、申請者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。 |

〈解説〉

３（１）生曲げ配管を行う場合に、トーチランプ等の炎をあてて曲げ加工をしないこと。
（２）曲げ配管が不適切な場合は、エルボを使用すること。

17　将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。

別表第17　＜合成樹脂塗料の乾燥時間＞

| 気温 | 乾燥時間 |
|---|---|
| 10℃ | 30分以上 |
| 20℃・30℃ | 15分以上 |

別図第23　＜配管スリーブの設置＞

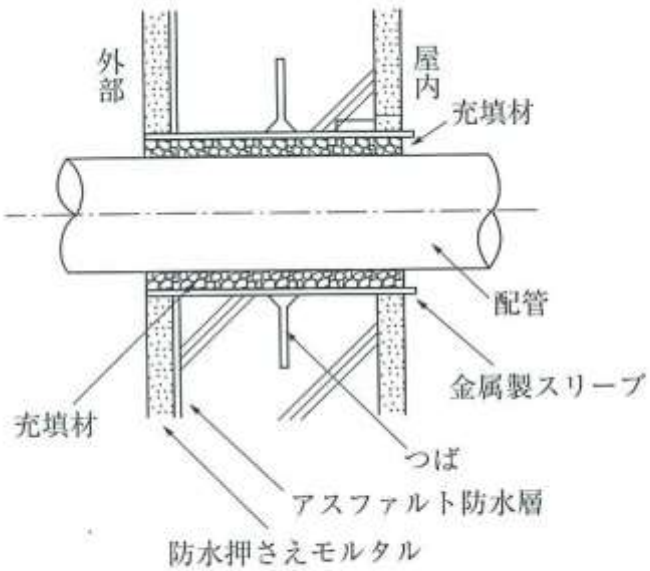

別図第 24　＜ポリエチレンスリーブ施工図＞

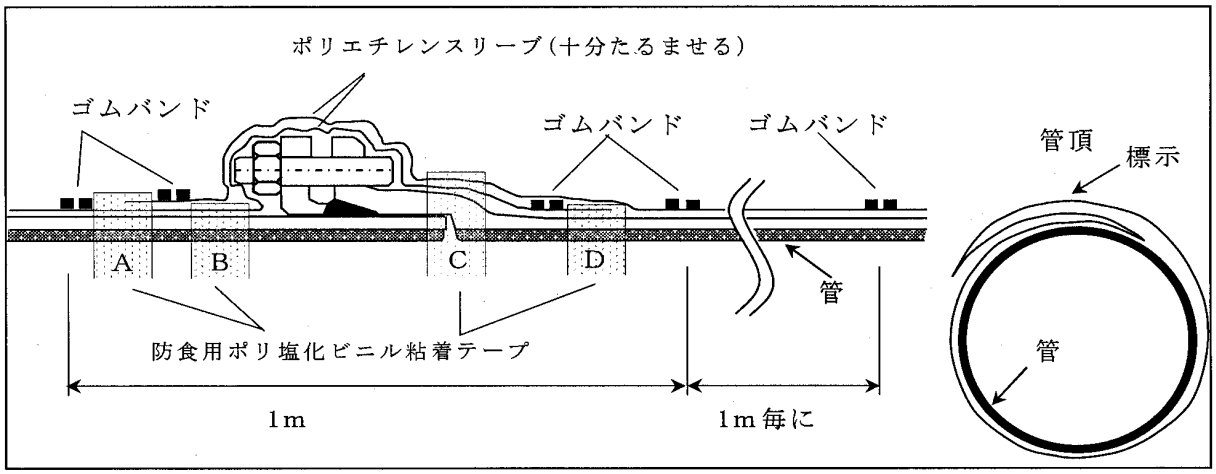


※１　ポリエチレンスリーブは、鋳鉄管に密着させて折り重ね部（３重部）及び標示部が管頂にくるようにすること。

※２　管の継手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。

※３　ポリエチレンスリーブ端部となるＡ･Ｄ及びＢ･Ｃは、ゴムバンドの他、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。

※４　直管部は、１ｍごとにゴムバンドで固定すること。

### ３・４・２　撤去工事の施工

撤去工事は、次によること。

1　不要となった給水装置を放置することは、漏水事故等を引き起こすおそれがあることから、配水管等の分岐部から撤去することが望ましい。ただし、所有者からの意向を確認した上で一次止水栓以降の撤去とすることはやむを得ないこととする。

2　給水管の分岐部分がチーズの場合は、当該チーズを撤去し、直管に布設替えすること。ただし、これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

3　給水管の分岐部分がサドル付分水栓の場合は、当該分水栓を閉とし、給水管との継手部分を取外し、上部と側部のキャップ止めを行うこと。

4　給水管の分岐部分が建込式分水栓の場合は、コマで閉栓した後に上部を取外し、キャップ止めを行うこと。

5　撤去後は、電食及び腐食の防止のために管及びサドル付分水栓等の外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。

6　撤去工事により不要となった既設配管を存置する場合には、しゅん工図に記載するとともに申込者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。

〈解説〉

6　将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。

## ３・５　弁、栓、メーター及び筐等の設置

### ３・５・１　仕切弁、止水栓及び筐の設置

仕切弁、止水栓及び筐の設置は、次によること。

1　仕切弁及び筐の設置

（1）仕切弁は、底部に仕切弁台を設置のうえ、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。(仕切弁標準図（別図第25）)

（2）仕切弁筐は、基礎を十分締固め、仕切弁筐台を設置し、その上に筐を設置する。

（3）仕切弁筐は、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。

（4）仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を５㎜以内とすること。

2　管理用止水栓及び筐の設置

（1）止水栓は、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。

（2）止水栓筐は、基礎を十分締固めて設置し、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。

（3）電食等の恐れのある場所においては、管理用止水栓をポリエチレンシートで覆うように包み込み、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープで確実に密着及び固定する。

（4）止水栓筐の蓋の向きは、流水方向を標準とする。

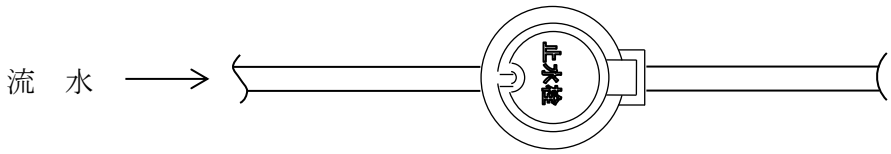


（5）予定栓とする場合、キャップ止は行わず流出側をビニールテープ巻きとする。

（6）止水栓筐は必ず鋳鉄製蓋とすること。

3　メーター直結止水栓は、メーター前後の標準配管図（別図第12）のとおり接合し、水平に設置する。

〈解説〉

2　(2)止水栓筐には、スピンドルが中心にくるようにスペーサーを使用すること。

その際、スペーサーはスピンドル上部から 10cm 程度に設置すること。

(5)通水が確認できるようにしておくこと。

(6)金属探知機による探索のためである。

別図第 25　＜仕切弁標準図＞

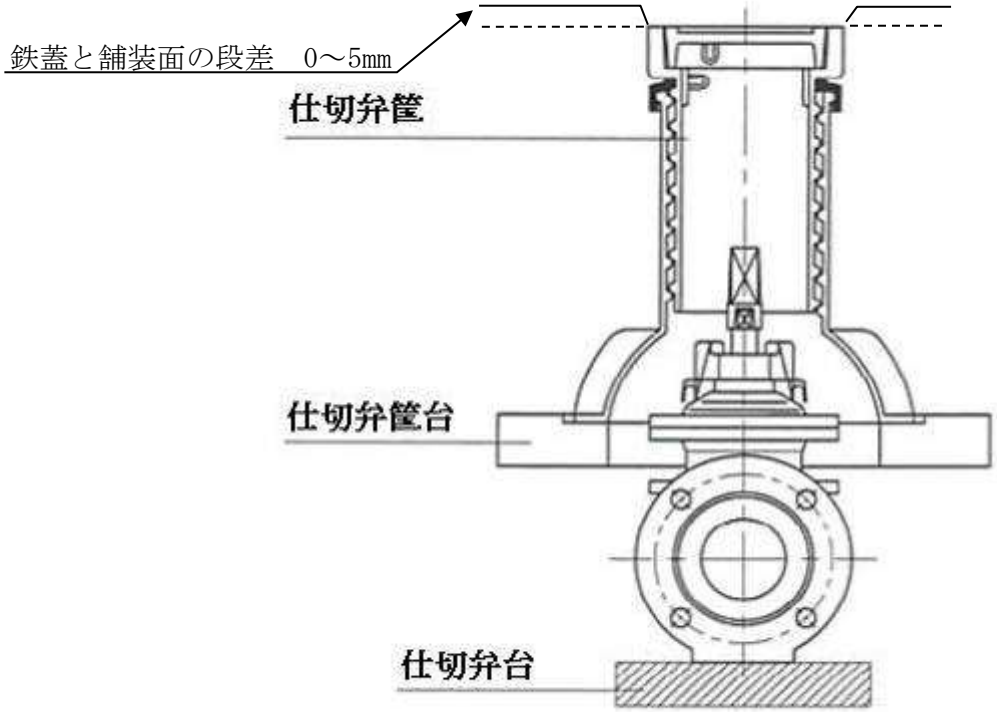

### ３・５・２　メーター及びメーターボックスの設置

メーター及びメーターボックスの設置は、次によること。

1　メーターを取付ける前に管内を洗浄し、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認して水平に設置すること。

2　メーターの遠隔指示装置への電送のための配線は、耐候性の可とう管に入れ、水等の侵入を防止すること。

3　メーターボックスは、水平に設置し、据付高さは地盤高に合わせること。

4　メーターボックス内に土砂が流入しないように、土留板等でふさぐこと。

5　メーターの逆取付や不進行を回避するため、

①　通止水に伴うメーターパイロットの回転・停止を確認すること。

②　通水によりメーター指針が順（正）進することを確認すること。

〈解説〉

1　メーターボックスの中に雨水等が流入しないように、地盤高より低くしないこと。

2　メーターボックスが凍上等により浮き上がらないように、設置する地盤及びメーターボックスの周囲を十分につき固めること。また、メーターボックスの接合部（調整枠、底板）から土砂が侵入しないように、プッシュリベットでしっかり連結すること。

3　メーターボックス上をやむを得ず車両が通行するような場合は、鉄製蓋等の使用も検討すること。

## ３・６　給水管等の明示

### ３・６・１　給水管等の明示

給水管等の明示は、次によること。

１　給水管の明示

（１）道路内に給水管を布設する場合は、埋設標識シート標準断面図（別図第 27）により、埋設標識シートを設置する。埋設標識シートの深さは、路面と給水管頂の半分の深さとする。（車道・歩道共）

（２）道路内にφ20～50㎜ の高密度ポリエチレン管を布設する場合は、管上部に管探知ワイヤを設置する。設置する区間は、分岐箇所からメーターボックス内のメーター直結止水栓手前までとする。

（３）敷地が広く、将来の給水装置の維持管理に支障をきたすおそれがある場合は、給水管の埋設位置について２点以上のオフセット測量を行い、位置を明らかにする。また、この場合、明示杭も併せて設置することが望ましい。

２　管理用止水栓、仕切弁、メーターボックス等は、２点以上のオフセット測量を行い、図面上で明らかにする。

〈解説〉

１（１）埋設標識シート標準断面図（別図第 26）を参照のこと。

（３）管探知ワイヤは、予定栓やメーターボックスまで設置し、予定栓の場合はワイヤ設置が確認できるようにスリット部から上に出し、ワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。メーターボックスの場合は内部からワイヤ設置が確認できるようにワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。ワイヤをスピンドル等に何重にも巻かないこと。

（下図参照）

上から青色キャップ止めが確認できること。

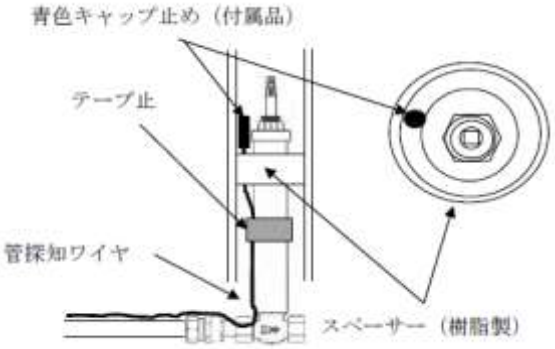


予定栓の場合

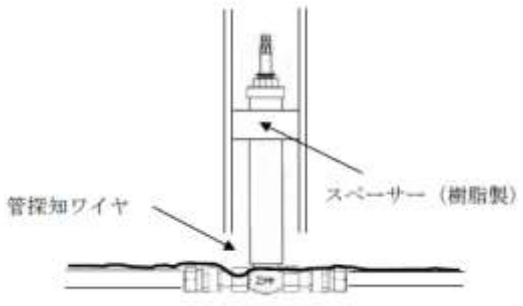


専用栓の場合

２　予定栓を設ける場合は、止水栓の位置を明確にするために水色の明示杭を設置することが望ましい。

別図第 26　＜埋設標識シート標準断面図＞

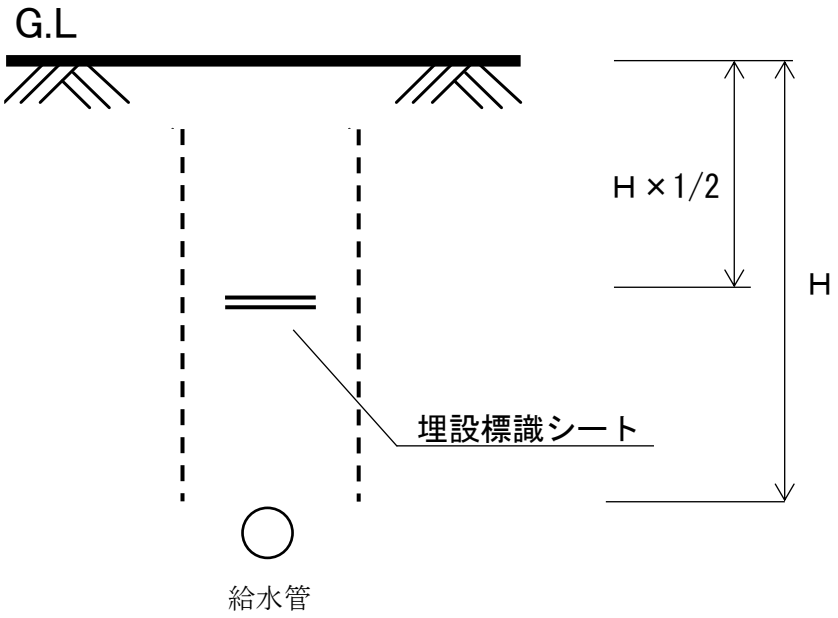

# 4　申込み等の手続と設計審査

## 4・1　申込み等の手続と設計審査

### 4・1・1　給水装置工事の手続

| |
|---|
| 1　給水装置工事の手続は、給水装置工事の手続フロー（別図第27）のとおりである。 |
| 2　工事事業者は、チェックリスト等を作成し、手続状況を確認すること。 |

別図第27　＜給水装置工事の手続フロー＞

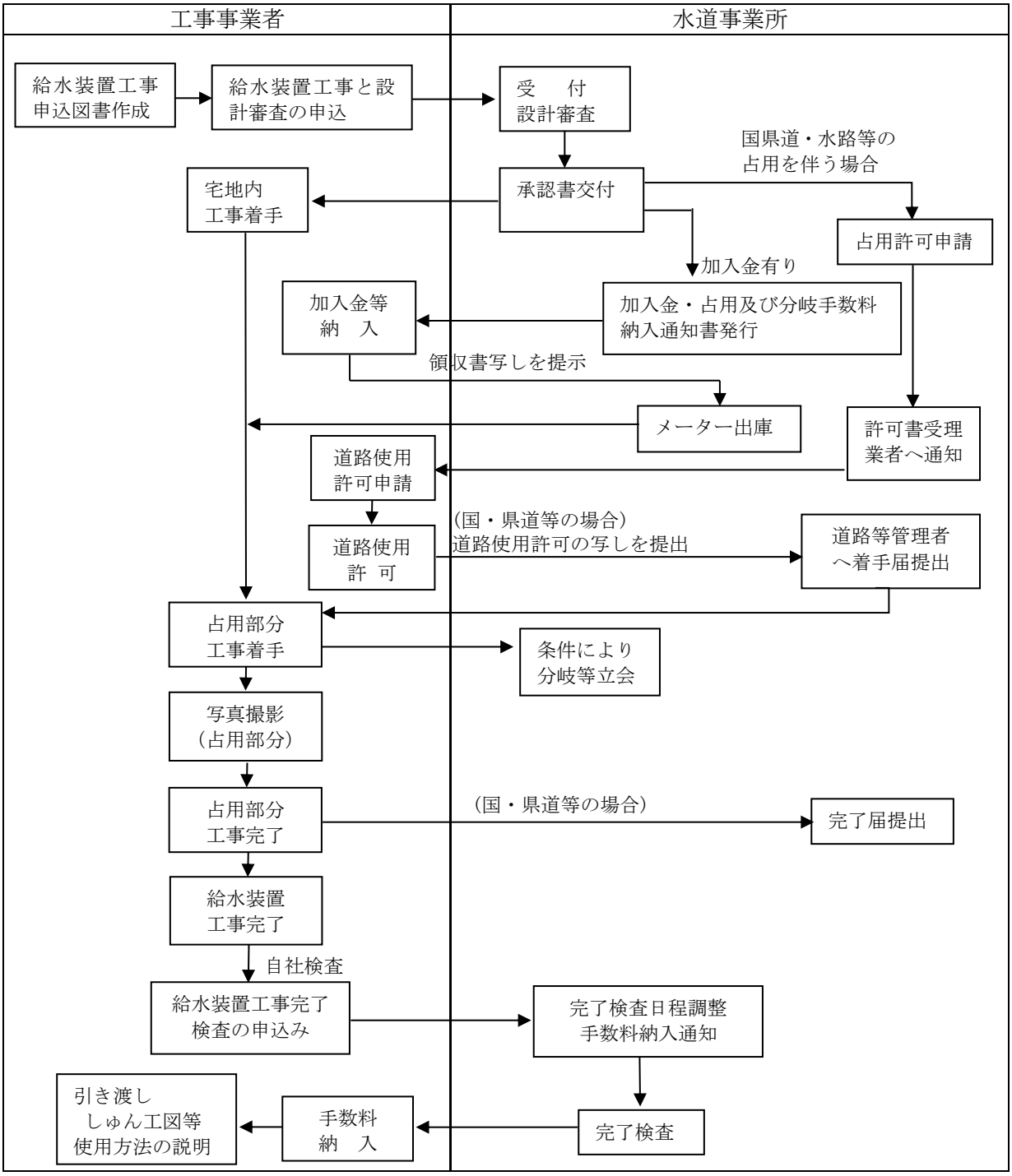

４・１・２　給水装置工事の申込み

１　給水装置工事の申込みに必要な書類は、次のとおりである。
（１）給水装置工事申込書(様式第１号)
（２）給水装置工事設計審査申込書(様式第２号)
（３）共同管からの分岐承諾届(様式第10号)
（４）土地の使用承諾届(様式第11号)　または 道路占用申請図(様式第９号)
（５）給水装置工事使用材料一覧表(様式第７号)
（６）給水装置工事設計図(様式第８号)
（７）その他管理者が必要と認める書類
２　申込みを省略できる給水装置工事に該当する場合を除く。
３　（ア）給水装置工事使用材料一覧表には分岐から２次側までの使用材料を記載すること。
（イ）メーター先に特殊な給水用具を使用する場合は、認証品であることを証する書類を添付すること。
４　水理計算は最高地点と最遠地点からの損失水頭を計算し、大きい方とすること。
５　次の場合は水理計算書の提出を省略することができる。
（ア）給水栓数や給水栓の高さ、給水管の延長が標準的な２階建て以下の直結直圧式の戸建て住宅等。
（イ）２階に直圧式トイレ（作動水圧0.05MPaを超えないもの）を設置する場合。（ただしその場合は、作動水圧を確認できる資料（カタログ、仕様書等）を提出すること。
（ウ）その他管理者が省略を認めた場合
６　２階に作動水圧0.05MPaを超えるトイレ（直圧式トイレ、フラッシュバルブ式トイレ、センサー式トイレ等）を設置する場合は、水理計算を行うこと。

〈解説〉

１　給水装置工事の申込みは、工事の委任を受けた工事事業者が行うこと。
（１）内容を必ず申込者に説明し、承諾を得てから提出すること。
（３）共同管に接続しているすべての使用者から承諾を得ること。該当がない場合は提出不要。
（４）該当がない場合は提出不要。
（６）「４・１・３　給水装置工事設計審査」を参考に、必要な場合は水理計算書を添付すること。
（７）給水装置所有者が変更となる場合、又は変更となっていたが届出されていなかった場合には名義変更届を提出すること。概ね半年以内土地所有者が変更となった場合に

は、登記簿の写しを提出すること。

2　申込みを省略できる給水装置工事については、「４・２　申込みを省略できる給水装置工事」を参照のこと。

### ４・１・３　給水装置工事設計審査と承認

| |
|---|
| 1　提出された書類が、法令、条例、各種指針等に適合しているか審査する。<br>2　管理者は、給水装置工事設計を審査した結果、適当と認めたときは給水装置工事設計審査承認書を工事事業者に交付する。<br>3　設計審査承認書の交付に合わせて、加入者負担金、道路等占用手数料及び分岐手数料に関する納入通知書を発行するので、速やかに納入すること。 |

〈解説〉

1　（1）　給水装置の構造及び材質が、政令第６条の基準に適合していることを審査する。

（2）　材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項に適合していることを審査する。

（3）　給水装置工事の申込みに必要な書類及び図面等が、適正であるか審査する。

3　（1）　各種手数料等は、「１・５　加入金・手数料」を参照のこと。

（2）　設計審査手数料は工事完了検査後に検査手数料と合わせて納入すること。

### ４・１・４　設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み

| |
|---|
| 1　工事事業者は、給水装置工事設計審査承認書の交付を受けた後に、次のいずれかの設計変更をしようとする場合は、当該給水装置工事の着手前に、再度給水装置工事設計審査を申込むこと。<br>（1）給水方式を変更する場合<br>（2）配水管等からの分岐位置を、概ね２ｍを超えて変更する場合<br>（3）配水管等からの分岐工法又は口径を変更する場合<br>（4）メーター位置を、概ね２ｍを超えて変更する場合<br>（5）メーター口径を変更する場合<br>（6）分岐対象管を変更する場合<br>（7）用途区分を変更する場合<br>（8）配管経路または配管方法を変更する場合<br>（9）２階のタンク式トイレを、直圧式トイレに変更する場合<br>(10) 特殊器具を追加する場合<br>(11) その他管理者が必要と認めた場合 |

〈解説〉

1　工事完了日の変更がある場合にはその旨を記載すること。

（2）施工前に管理者と協議すること。

（8）先分岐方式をヘッダ方式に変更する場合、またはヘッダ方式を先分岐方式に変更する場合を含む。

（9）申込み時に、水理計算書を添付すること。なお、最低必要水圧が0.05MPaである直圧式トイレに変更する場合は、タンク式トイレと同等の取り扱いとし設計変更は不要とするが、事前に資料（カタログ、仕様書等）を提出すること。

### 4・1・5　給水装置工事の取消し

承認を受けた給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事取消届(様式第２号)に当該給水装置工事の給水装置工事設計審査承認書を添えて提出すること。

〈解説〉

加入者負担金等が納付済みのときは、申込者に還付する。

### 4・1・6　占用許可の変更及び取消し

1　工事事業者は、給水装置工事の工期延期又は設計変更等の理由により、管理者の取得した占用許可の内容を変更する場合は、その旨を管理者に報告し、占用許可申請図等を速やかに提出すること。

2　工事事業者は、給水装置工事の取消し又は工期延期等の理由により、管理者の取得した占用許可を取り消す場合は、その旨を管理者に報告すること。

〈解説〉

1　占用許可の内容を変更することのないように、適正に工程等の管理を行うこと。

### 4・1・7　占用許可の完了の届出等

工事事業者は、管理者の取得した占用許可の内容を完了したときには、給水装置工事全体の完了が未了でも、すみやかに完了届及び施工状況の写真を提出すること。

## 4・2　申込みを省略できる給水装置工事

### 4・2・1　給水装置工事申込みを省略できる工事の範囲

給水装置の修繕工事は申込みを省略することができる。

〈解説〉

（1）修繕工事とは、漏水修理のように給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等

給水装置の原形を変えない工事である。改造工事と判別が難しい場合があるので、その場合は着工前に管理者に協議すること。

（2）小規模な給水管の配置替え、管種変更、切り廻し、散水栓の設置等であっても、工事申込みは必要である。

（3）一般住宅等（事務所・テナント等を含む）の建替え等に伴い、既設の給水装置を流用し、臨時用の給水装置へ改造する場合であっても、工事申込みは必要である。

（4）修繕工事完了後に、使用水量の減額申請等をする場合は、管理者に問い合わせること。

漏水修繕工事に伴い使用水量の減量認定を申請する場合は、

・修繕工事により漏水が解消されたこと（メーターパイロット停止）を確認すること。

・修繕完了時にメーター指針を確認し記録しておくこと。

### ４・２・２　申込みを省略できる工事の設計及び完了検査等

| |
|---|
| 1　申込みを省略できる工事については、設計審査についても省略できる。この場合、主任技術者が本要領に従って設計を行うこと。 |
| 2　申込みを省略できる工事については、完了検査についても省略できる。 |
| 3　管理者または主任技術者が必要と認めた場合、しゅん工図を提出すること。 |

〈解説〉

3　図面の右側に施行年月日及び「修繕工事」と記載して、施行後15日以内にに提出すること。

## 5　検査

### 5・1　管理者が行う給水装置工事の検査

管理者が行う給水装置工事の検査は、次のとおりである。

1　中間検査　完了検査時に確認できない部分の出来形の検査、又は水圧試験等の検査をいう。現場の進行状況に合わせ適切な時期に申し込むこと。中間検査実施の有無は、管理者の指示に従うこと。

2　完了検査　給水装置工事がしゅん工した後に行う検査であり、書類検査、現場検査及び写真検査をいう。給水装置工事がしゅん工した後、遅滞なく申し込むこと。

（1）書類検査　給水装置工事設計図に基づき、給水装置工事しゅん工図等の確認を行う検査をいう。

（2）現場検査　給水装置工事しゅん工図と現場との照合、機能試験、水圧試験及び水質の確認を行う検査をいう。

（3）写真検査　給水装置工事しゅん工図と工事写真を照合し、確認を行う検査をいう。

3　再検査　中間検査又は完了検査において不合格の部分があった場合に再度行う検査をいう。当該部分を修正のうえ、速やかに申し込むこと。

4　管理者が現場検査を行う場合は、必ず主任技術者等が立ち会うこと。

〈解説〉

給水装置工事の検査は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うものであり、工事事業者は、給水装置工事の進捗にあわせて必要な検査を受けること。

4　主任技術者は、中間検査又は現場検査に自ら立ち会うか、又は主任技術者がその責任において指名した者で、施行した給水装置が構造・材質基準に適合していること等、当該給水装置工事の内容について検査員に説明できる者を立ち会わせなければならない。

### 5・2　検査の申込み

1　工事事業者が、給水装置工事の検査を受けようとする場合は、早めに申し込むこと。なお、申込み方法はメールまたは水道事業所窓口及び電話とする。

2　申込みに必要な書類は、別表第18のとおりである。

〈解説〉

1（1）検査の申込みは、現場検査前に書類検査を行う必要があるほか、現場検査の日程調整の必要があることから、検査希望日の２日以上前に検査の申込みと必要書類の提出を原則とする。

（2）管理者は、申込みを受けた検査の日時等について調整を行い、速やかに検査日時を

通知する。

（３）メールで検査申込みする際は、suidou-2@town.iwate.iwate.jpに送信すること。なお、別表第18に定める書類をメールに添付すること。

（４）完了検査手数料は、「１・５　加入金・手数料」を参照のこと。

別表第 18　＜検査時提出書類一覧表＞

| 検査の種類＼提出書類 | | 完了(中間)報告書 | しゅん工図 | 使用材料一覧表 | 工事写真 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中間検査 | 出来形検査 | ○ | ○ | ○ | △ | 管理者の指示により中間検査を実施する場合 |
| | 水圧検査 | ○ | △ | △ | △ | |
| 完了検査 | 新設 | ○ | ○ | ○ | ○ | 止水栓、メーターのオフセットを図示すること |
| | 改造 | ○ | ○ | ○ | △ | 必要に応じて、止水栓、メーターのオフセットを図示すること |
| | 仮設 | ○ | ○ | ○ | △ | |
| | 修繕 | ○ | ○ | △ | △ | |
| | 撤去 | ○ | ○ | × | ○ | |

凡例　　○：添付　△：必要に応じて添付　×：添付不要

別表第19　＜写真撮影箇所一覧表＞

| 撮影種目 / 写真検査種別 | 分水栓 | 一次止水栓 | メーターボックス | 配管状況 | 撤去切り離し状況 | 自己・第三者認証器具 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全景接写 | 全景 | 全景 | 全景 | 全景接写 | 全景接写 | |
| (1) 新たに本管または共同管から分水する新設、改造、仮設工事 | ○ | ○ | ○ | △ | | △ | △ |
| (2) 既設の一次止水栓を流用する新設、改造、仮設工事 | | ○ | ○ | △ | | △ | △ |
| (3) 既設のメーターを移設する新設、改造、仮設工事 | | △ | ○ | △ | | △ | △ |
| (4) 既設のメーターを流用する新設、改造、仮設工事 | | △ | ○ | △ | | △ | △ |
| (5) 特別計量栓新設・撤去工事 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| (6) 分岐箇所からの全装置撤去工事 | ○ | | | | ○ | | △ |
| (7) 一次止水以降撤去工事 | | | | | ○ | | △ |

凡例　　○：添付　△：必要に応じて添付

## ５・３　工事事業者が行う自社検査

工事事業者は、給水装置工事のしゅん工後、管理者の検査を受ける前に、自社検査を行うこと。

1　給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認

2　施工した給水装置の水圧試験及び機能・水質の確認

3　管理者が行う検査に必要な提出書類の確認

〈解説〉

工事事業者に選任された主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督のほか、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことが責務となっている。

したがって、給水装置工事が適正に施工されたことの点検・確認等を行なわなければならない。

1　給水装置の構造・材質の確認

給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合していることを確認すること。

2　水圧試験及び機能・水質の確認

（1）管理者が行う検査と同様に行うこと。

（2）水圧試験において配管等の条件から試験ができない場合は、管理者と協議すること。

3　書類の確認

給水装置の大部分は埋設部又は隠ぺい部となることから、主任技術者は、使用された材料、施内容等について給水装置工事に従事した者から確認する等、提出するしゅん工図等の書類と実際の施工内容が相違ないことを確認すること。

## ５・４　管理者が行う完了検査

### ５・４・１　書類検査

書類検査は、提出されたしゅん工図等の書類の検査を行う。

１　管理者は、「５・２　検査の申込み」に規定する書類が提出されたときは、速やかに書類検査を行う。

２　書類に疑義や不備がある場合には、その結果を工事事業者に通知する。

３　書類検査において、その書類に重大な錯誤等があり現場検査の実施に支障がある場合には、現場検査を中止することがある。

### ５・４・２　現場検査

現場検査は次のとおりである。

１　メーター設置に係る検査

（１）水道メーターが正しい方向に、かつ交換に支障がないよう設置されていること。

（２）設置位置が検針及びメーター交換に支障がないこと。

（３）メーターボックスについては、凍結・凍上防止が行われていること。

２　給水装置の構造・材質・寸法の検査

（１）給水装置工事しゅん工図及び材料一覧表をもとに確認できる範囲で、構造・材質・寸法を確認する。

（２）露出管、メーター等凍結のおそれがある部分の凍結対策が適切であるかを確認する。

（３）埋設部や隠ぺい部分について、工事写真や主任技術者からの聞き取りにより確認するが、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削すること等により目視で確認することがある。

３　水圧試験

（１）給湯配管を除く給水管の水圧試験を行う。

（２）メーター設置場所等から水圧テストポンプにより加圧し、所定の時間水圧の低下がないことを確認する。水圧テストポンプは検査員が到着する前に加圧しておくこと。

（３）加圧する範囲は、上流側の第一止水栓から下流側の水栓までとする。

（４）配管等の条件から所定の水圧試験ができない場合は、事前に管理者と協議すること。

（５）試験水圧及び加圧時間は次のとおりである。

| 布設した給水管の最大口径 | 試験水圧 | 加圧時間 |
|---|---|---|
| φ25㎜以下 | 1.00 MPa | ３分以上 |
| φ30～50㎜未満 | 1.00 MPa | ５分以上 |
| φ50㎜以上 | 0.75 MPa | 10分以上 |

改造等の工事で既設の給水装置を破損するおそれのある場合には、試験水圧を別途協議することができる。

４　機能検査

（１）給水栓、増圧設備等の吐出量や動作状況等の機能を確認する。

（２）定水位弁、ボールタップ等により給水する場合は、吐水口空間（別表第16）が確保されていることを確認する。

５　通水検査

（１）各給水栓が水道メーターを経由していることを確認する。

（２）受水槽の場合、メーター適正流量の範囲内での流入となっていることを確認する。

６　水質確認

（１）ダクタイル鋳鉄管を10m以上新設する場合はポリピッグによる管の洗浄を行う。なお、これによらない場合は別途協議すること。

（２）末端の給水栓において簡易５項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を行う。

（３）残留塩素が、0.1mg/Ｌ以上であることを確認する。

（４）その他の項目においては異常がないことを確認する。

〈解説〉

現場検査の準備は、工事事業者が行うこと。

### ５・４・３　設計審査手数料と検査手数料

現場検査時に、申込みした給水装置工事の設計審査手数料と検査手数料の納付書を受領すること。受領した際は速やかに指定金融機関窓口にて納付すること。

| 工事種別 | 分 岐 口 径 | 設計審査手数料(円) | 工事検査手数料(円) |
|---|---|---|---|
| 新　設<br>改　造<br>更　新<br>撤　去 | φ20㎜以下 | 3,000 | 2,000 |
| | φ25～50㎜ | 4,000 | 3,000 |
| | φ75㎜以上 | 10,000 | 5,000 |

### ５・４・４　検査の立ち会いを省略できる工事

| |
|---|
| 撤去工事については、工事事業者の現場検査の立ち会いを省略することができる。 |

〈解説〉

検査の立ち会いを省略する場合は、工事申込み時に設計審査手数料と検査手数料の納付書を発行するので、受領した際は速やかに指定金融機関窓口にて納付すること。

### ５・５　管理者が行う完了検査の合否

| |
|---|
| 1　完了検査において、次のような不適合事項が確認された場合は、不合格とする。<br>（1）水圧試験において、試験水圧を定められた時間以上保持できなかったもの<br>（2）給水装置工事しゅん工図と現場の給水装置が整合しないもの<br>（3）凍結対策が不充分であるもの<br>（4）構造・材質基準に適合していないもの<br>（5）その他条例及び施行規程に定める基準に適合しないもの |

〈解説〉

1（1）軽微な手直し工事又は給水装置工事しゅん工図の訂正を行うことにより、管理者が必要ないと認めた場合を除く。

（2）当該事項について修正のうえ、３日以内に再検査を受けること。

（3）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

### ５・６　給水装置所有者への引き渡し

| |
|---|
| 工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。 |

〈解説〉

1　給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。

2　工事内容等について説明すること。特に器具の使用方法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。

## 6　給水装置工事図の作成

### 6・1　図の作成

| |
|---|
| 設計図及びしゅん工図は、正確かつ明瞭に作成すること。 |

〈解説〉

1（1）図の作成にあたっては、誰にでも容易に理解できるように大きくはっきりと表現すること。

（2）漢字は楷書とし、文字や数字等は複写した場合でも明瞭となるよう表記すること。

（3）給水管について、わかり易くするために他の線と比較して太く表示すること。線が交差する場合は、跨いでいることが容易に判断できるように表示すること。（設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第20・4）を参照。）

### 6・2　設計図及びしゅん工図の様式等

| |
|---|
| 1　図面は指定様式により作成すること。 |
| 2　図面は、CADソフトを使用して作成すること。 |
| 3　図面は、新設する給水装置を赤色表示、それ以外を黒色表示とすること。 |
| 4　図面番号等を記載すること。 |

〈解説〉

1　用紙の大きさはＡ３を標準とする。これにより難い場合は、Ａ２又はＡ１のいずれかの大きさとすることができる。

4　図面が複数枚となる場合は、図面タイトル右下にページ数を記載すること。（分母を全体ページ数、分子を当該ページ数とする。）

### 6・3　作図記号及び地図記号等

| |
|---|
| 1　図面の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第20）によること。 |
| 2　設計図及びしゅん工図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。 |

## ６・４　口径及び延長等の単位

１　給水管の口径の単位は、㎜とする。

２　給水管の延長の単位は、ｍ、小数点第一位止めとし、小数点以下第二位を四捨五入すること。

３　横断面図及びオフセット図等の寸法の単位は、ｍとする。

４　構造図等の単位は、ｍ又は㎜とする。

## ６・５　設計図及びしゅん工図に記載する図

１　図面の種類は、次のとおりである。

（１）位置図

（２）平面図

（３）配置図

（４）配管図

（５）立面図

（６）横断面図

（７）詳細図

（８）構造図

（９）オフセット図

(10) 参考図

２　改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となるものを除き全て記載すること。

３　自家水道等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分がある場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

４　自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

５　給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。（新設、改造工事を除く）

（１）配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。

（２）メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。

６　既設の図面に記入されていない情報（止水栓の種類、管種、口径等）についても、工事の際に確認できるものは記入すること。

７　自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

〈解説〉

1（1）位置図及び平面図以外は、必要に応じて作成すること。

（2）平面図、配管図、立面図、横断面図、詳細図及び構造図において、既設の給水装置及び配水管等は黒色破線で、新設する給水装置は赤色実線で表示すること。また、同時施工がある場合には他の給水装置工事の申請部分は赤色破線とすること。

（4）止水栓については、種類口径及びサイズを表記すること。

(10) 管理者が必要と認めた場合に提出すること。(例：やむを得ず受水槽給水とする場合の二次側配管図等。)

2（1）未承認工事部分がある場合、自家水配管等の既設配管を流用する場合等は、必ず立面図を記載すること。

（2）既設配管を流用する部分は、黒色破線とし、流用する旨を表記すること。

（3）大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。また、大規模施設の判断については審査係と事前に協議すること。

3　給水装置と自家水道がクロスコネクションとなっていないことを現地で確認するため。

5（1）道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。

（2）敷地内等に不要な管を存置する場合においては、図示しておくことが望ましい。

## 6・6　位置図の作成

図面に記載する位置図は、次により作成すること。

1　縮尺は、1／5,000を基本とする。

2　図面の左上に配置する。

3　施工地が位置図の中心付近となるように作成し、引き出し線で表示する。

4　付近の目標物を記載すること。

## ６・７　平面図の作成

図面に記載する平面図は、次により作成すること。

１　縮尺は、１／100又は１／200とする。

２　記載する内容は次のとおりとする。

（１）給水装置等

ア　分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等

イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等

（２）給水装置等以外

ア　給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等

イ　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等

ウ　他の地下埋設物（公共ますの位置等）

エ　土地の所有者名

３　集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。

４　複数の予定栓を一括で申し込む場合は１枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。

〈解説〉

１　100分の１とすることが望ましい。

２　（１）ア（ア）既設部分も含めて全て表示すること。

（イ）撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「存置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。

（ウ）１階以外（２階以上）については、余白に記載すること。

（エ）管種を表示する場合は、継手記号としないこと。

（オ）給湯器については給湯器の種類を記入すること。

（カ）給湯器具以外の特殊な給水用具等(加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。

（キ）管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。

（ク）仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。

（ケ）共同管の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、建物の名称又は所有者名を表示すること。

（コ）当該敷地内に共同ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、建物の名称又は所有者名を表示すること。

（2）ア（ア）敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。

（イ）小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎（エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等）等について表示すること。

イ　幅員、舗装の種別等を表示すること。

ウ　位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断図ともに水道以外の地下埋設物の記載は不要とする。

## 6・8　その他の図の作成

その他の図は、次により作成すること。

1　配置図　広範囲に作図する必要があり、平面図に表示しきれない場合等

2　配管図　ダクタイル鋳鉄管を使用する場合等

3　立面図　平面図の縮尺が１／100以外の場合又は１／100であっても平面図で書き表すことができない場合等

4　横断面図　道路（私道を含む。）内の掘削を伴う場合等

5　詳細図　水路又は軌道等を横断して給水管を布設する場合等

6　構造図　受水槽、地下式消火栓、空気弁又は排水弁を設置する場合等

〈解説〉

1（1）敷地が広大な場合、又は共同管の工事等で全域を平面図に表示しきれない場合に作図すること。この場合、メーターまで表示すること。

（2）縮尺は、作図範囲を考慮して決定すること。

2　平面図と同方向に作成すること。

3　配管が複雑で、平面図では確認できない場合等に作図すること。

鳥居配管となる場合は作図すること。

4（1）断面ごとに作図すること。

（2）縮尺は、１／100又は１／50とすること。

（3）記載する内容は次のとおり。

ア　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界、幅員、舗装の種別等を表示すること。

イ　他の地下埋設物の位置、種類、管種、口径等を表示すること。

ウ　配水管等の位置、種類、管種、口径、工事番号等を表示すること。

エ　当該給水装置の分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までを図示し、管種、口径、延長、埋設深さ等を表示すること。

5　適切な縮尺とすること。

6（1）適切な縮尺とすること。

（2）受水槽について

ア　構造、材質、寸法、吐水口空間及び壁面からの寸法、公称容量、有効容量等を表示すること。

イ　水抜き用の給水用具等から下流側について表示すること。

（3）地下式消火栓、空気弁、排水弁等について、弁室の形状、寸法、材料等を表示すること。この場合、弁栓類のほか配管も併せて記載すること。

6・9　設計変更の場合の設計図の作成

1　設計内容を変更する場合の設計図は、次のとおり作成すること。

（1）変更する部分は、当初設計を黄色で、変更設計を赤色で表示すること。

（2）変更しない部分は、当初設計と同じ線種とし、全て黒色で表示すること。

2　図面タイトルの表示は、次のとおりとすること。

（1）図面のタイトルを給水装置工事設計変更図と記載すること。

（2）当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、タイトル枠の右と下を黄色で、左と上を赤色で表示すること。

（3）当初設計と変更設計の図面を分ける場合は、当初設計図のタイトル枠の全周を黄色で、設計変更図のタイトル枠を赤色で表示すること。

〈解説〉

1　当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、線が重ならないように当初設計内容等をずらして表示すること。

6・10　立面図の作成

立面図は、次により作成すること。

1　記載する内容は次のとおりである。

（1）当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む）

（2）当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径

2　平面図と整合を図る。

3　水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。

4　給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。

5　管理用止水栓及び水抜栓は、口径・型式等を表示する。
6　仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。
7　集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。

〈解説〉

7（1）建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分を作図し、メーター脇には各戸の戸番号を、建物枠内には各戸の戸番号、タイプ名を記載すること。

（2）各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸の器具表を記載すること。

6・11　オフセット図の作成

オフセット図は、次により作成すること。
1　適切な縮尺を選定すること。
2　管理用止水栓、仕切弁、メーター等のオフセット図は、筐又は人孔の中心から２ヵ所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。
3　撤去工事で生じた継ぎ手や分水栓キャップ止め位置についても、同様にオフセット図を作成すること。

〈解説〉

3　新たに分岐工事等を行う際、次工事の設計施工の参考となるため継ぎ手位置等の離隔を正確に記載する。

別表第20　設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表

1　管種記号

| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
|---|---|---|---|
| 鋳鉄管 | CIPφ○○ | 波状ステンレス鋼管 | SSPφ○○ |
| 鋳鉄管（更生） | CIP-Lφ○○ | 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 | VPφ○○ |
| ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管○形 | DIP-○φ○○ | 耐衝撃性硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 | HIVPφ○○ |
| 塗覆装鋼管 | SPφ○○ | ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（軟質２層管） | PPφ○○ |
| 亜鉛めっき鋼管 | GPφ○○ | 高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（PE100） | HPPEφ○○ |
| ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | SGP-PBφ○○ | 鉛管 | LPφ○○ |
| ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | SGP-PDφ○○ | 架橋ポリエチレン管 | XPEPφ○○ |
| 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | SGP-VBφ○○ | ポリブテン管 | PBPφ○○ |
| 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | SGP-VDφ○○ | 銅管 | CPφ○○ |
| 石綿セメント管 | ACPφ○○ | 被覆銅管 | CP-Dφ○○ |
| 被覆可とう管 | FJφ○○ | | |

2　給水管等の表示

| 区　　分 | 線形・色別 | 区　　分 | 線形・色別 |
|---|---|---|---|
| 新　設 | （設計図-赤）<br>（しゅん工図-黒） | 設計変更部分（変更前） | 黄色 |
| 既　設 | 黒色破線 | 設計変更部分（変更後） | 赤色 |
| 撤　去 | 破線上を斜線 | 全装置撤去 | メーター以降全装置撤去 |

3　弁栓類・その他

| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
|---|---|---|---|
| 地上式単口消火栓 | | 割Ｔ字管取出し | |
| 地上式双口消火栓 | | さや管（○○は管種・口径記入） | 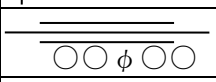 |
| 地下式単口消火栓 | 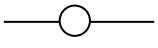 | ソフトシール仕切弁 | 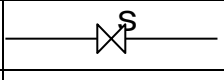 |
| 地下式双口消火栓 | 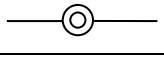 | 仕切弁 | 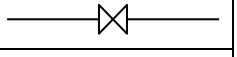 |
| 排水弁（弁室有） | | ストップ弁 | 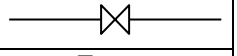 |
| 排水弁（弁室無） | 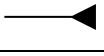 | サドル付分水栓 | 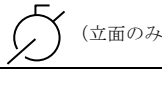 |
| 空気弁（単口） | 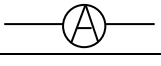 | 管理用止水栓 |  |
| 空気弁（双口） | | メーター（量水器） | |
| 片落管 | 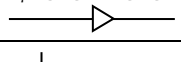 | 逆止弁(逆止付止水栓) | 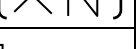 |
| 管の渡り | 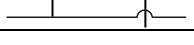 | 受水槽 | |

4　継手記号

| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
|---|---|---|---|
| A形継手 | 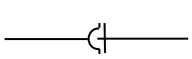 | 異種管継手（ＣＶＳ） | 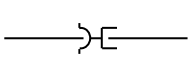 |
| A形特殊押輪 | 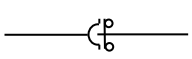 | 異種管継手(ＣＶＳ-Ａ) | 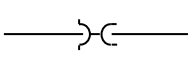 |
| K形継手 | 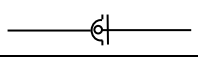 | 異種管継手<br>(ｽｯﾎﾟﾝMDV) | 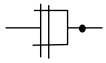 |
| K形特殊押輪 | 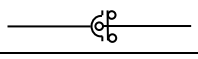 | 異種管継手<br>(ｽｯﾎﾟﾝMDV－K) | 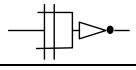 |
| 離脱防止型特殊押輪<br>（K型・３DkN) | 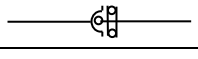 | 異種管継手<br>(ｽｯﾎﾟﾝﾛﾝｸﾞ MVF) | 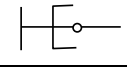 |
| ＯＴキャッチャー | 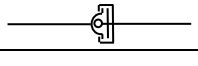 | 異種管継手<br>(ｽｯﾎﾟﾝｼｮｰﾄ MVF－K) | 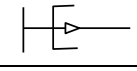 |
| ＮＳ形継手 | 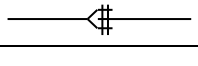 | フランジ継手 | 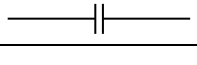 |
| ＮＳ形継手<br>（ライナ使用箇所) | 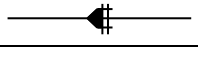 | シモク | 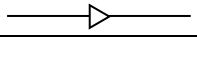 |
| ＳⅡ形継手 | 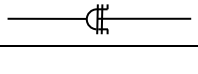 | ＬＡ・ＭＣ・ＫＧ継手 | 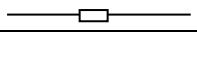 |
| ＳⅡ形継手<br>（ライナ使用箇所) | 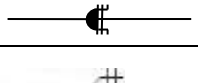 | 90°　エルボ | |
| ＧＸ形継手 | | 45°　エルボ | |
| ＧＸ形継手<br>（ライナ使用箇所) | | 被覆可とう管 | |
| Ｐ－Ｌｉｎｋ | 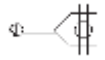 | 異種管伸縮継手 | 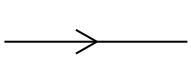 |
| Ｇ－Ｌｉｎｋ | 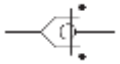 | 径違エルボ | 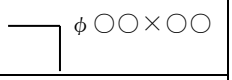 |
| Ｓ５０形継手 | 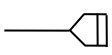 | チーズ | 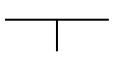 |
| Ｓ５０形継手<br>（ライナ使用箇所) | | 径違チーズ | 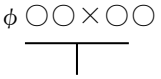 |
| Ｓ５０形継手<br>（抜け止め押輪) | 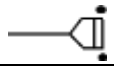 | ヘッダー | |
| | | ブッシング | 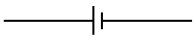 |
| | | ユニオン | |
| | | 径違いソケット | 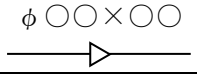 |
| | | 異種管継手 | 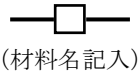 |

5　異形管記号

| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
|---|---|---|---|
| 十字管 | | 栓 |  |
| Ｔ字管 | | 割Ｔ字管 | 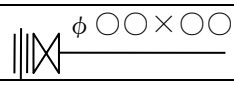 |
| 受さし片落管 | | 短管１号 | |
| さし受片落管 | | 短管２号 |  |
| 曲管 | | 排水Ｔ字管 | |
| フランジ付Ｔ字管 | | 短管１号片落 | |
| 継輪 | | 短管２号片落 | |

6　給水栓類（平面図）

（給水配管）　　（給湯配管）

| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
|---|---|---|---|
| 給水栓類 | 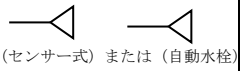 | 一般給湯栓類 | 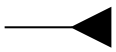 |
| 湯水混合水栓類 | 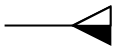 | 湯水混合水栓類 | 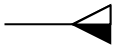 |
| 給湯器具等<br>（給湯以外は種別を表示） | 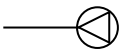 | 給湯器具等<br>（給湯以外は種別を表示） | |
| 水抜き栓 | 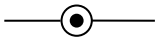 | 湯抜き栓 | 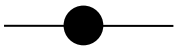 |
| バルブ | | バルブ | |
| ボールタップ | 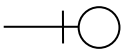 | 不凍水栓柱 | |
| フラッシュバルブ | 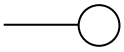 | | |

7　給水栓類（立面図）

| （給水配管） | | （給湯配管） | |
|---|---|---|---|
| 名　　称 | 記　　号 | 名　　称 | 記　　号 |
| 給水栓類 | 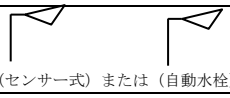 | 一般給湯栓類 | |
| 湯水混合水栓類 | | 湯水混合水栓類 | |
| 給湯器具等<br>（給湯以外は種別を表示） | | 給湯器具等<br>（給湯以外は種別を表示） | |
| 水抜き栓 | 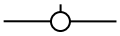 | 湯抜き栓 | |
| バルブ | | バルブ | |
| ストレート止水栓 | | ストレート止水栓 | |
| アングル止水栓 | | アングル止水栓 | |
| ボールタップ | | 不凍水栓柱 | |
| フラッシュバルブ | | | |

7　様式集

| | 様式の名称 |
|---|---|
| 様式第１号 | 給水装置工事申込書 |
| 様式第２号 | 給水装置工事設計(変更)審査申込書 |
| 様式第３号 | 給水装置工事設計(変更)審査承認書 |
| 様式第４号 | 給水装置工事取消届 |
| 様式第５号 | 給水装置工事完了報告書 |
| 様式第６号 | 給水装置工事完了検査済証 |
| 様式第７号 | 給水装置工事使用材料一覧表 |
| 様式第８号 | 給水装置工事図面 |
| 様式第９号 | 占用許可申請図 |
| 様式第10号 | 共同管からの分岐承諾届 |
| 様式第11号 | 土地の使用承諾届 |
| 様式第12号 | 水道使用開始届 |
| 様式第13号 | 水道停止届 |
| 様式第14号 | 水道名義・用途　変更届 |

様式第１号

# 給水装置工事申込書

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

申込者　住　　所
　　氏　　名　　㊞
　　電話番号

給水装置工事を次のとおり申込みます。
なお、この工事の一切を下記の岩手町指定給水装置工事事業者に委任し、行わせます。

| | |
|---|---|
| 工事内容 | ① 新設　② 改造　③ 仮設　④ 修繕　⑤ 撤去<br>（説明：　　） |
| 給水装置場所 | 岩手町 |
| 土地所有者 | 1　申込者と同じ<br>2　住所：　　氏名：　　㊞ |
| 建物所有者 | 1　申込者と同じ<br>2　住所：　　氏名：　　㊞ |
| 用途区分 | 一般用・営業用・臨時用 |
| 指定給水装置工事事業者 | |
| 申込条件 | ・この工事について利害関係人の同意を得ること。第三者から異議があった場合には、申込者においてこれを処理すること。<br>・管理用止水栓の操作を管理者に一任し、個人では操作しないこと。 |

添付書類　①工事設計審査申込書
　　②共同管からの分岐承諾届
　　③土地の使用承諾届 または 道路占用申請図
　　④給水装置工事使用材料一覧表
　　⑤給水装置工事設計図（必要に応じて水理計算書添付）
　　⑥その他管理者が必要と認める書類

※ 添付書類について該当無いときは省略することができる。

様式第２号

# 給水装置工事設計(変更)審査申込書

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

指定給水装置工事事業者
所在地
名　称　　㊞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工 事 内 容 | ① 新 設　② 改 造　③ 仮 設　④ 修 繕　⑤ 撤 去<br>(説明：　　) | | |
| 給水装置場所 | 岩手町 | | |
| 工事申込者 | | | |
| 工期(予定) | 年　月　日 ～　年　月　日 | | |
| メーター | １ 既設メーター継続　(No.　　)<br>２ 新規・臨時メーター出庫　(φ　mm ×　個)<br>３ メーター引上げ　(No.　　) | | |
| メーターボックスの状況 | ① 樹脂製　② コンクリート製<br>(状況：　　) | | |
| 道路占用 | | 鉛管撤去 | なし・あり（ Ｌ＝　m) |
| 水洗化の状況 | 水洗化済 ・ 今回の工事で水洗化 ・ 水洗化しない | | |
| 手数料等 | 加入者負担金 ・ 道路占用申請手数料 ・ 撤去確認手数料 | | |
| 設計変更内容 | ※該当する場合のみ記入 | | |
| 担当者<br>主任技術者または主任技術者が指定したもの | 氏　名<br>電　話<br>メール | | |
| 特記事項 | | | |
| 工事番号 | 第　　号　※水道事業所記入 | | |

様式第３号

年　　月　　日

（指定給水装置工事事業者）　　様

岩手町水道事業管理者
岩手町長

給水装置工事設計(変更)審査承認書

年　　月　　日付けで申込みのあった給水装置工事設計(変更)計画について、下記のとおり承認します。

| | |
|---|---|
| 工 事 番 号 | |
| 工 事 内 容 | |
| 給水装置場所 | 岩手町 |
| 工事申込者 | |
| 条　　件 | ・手数料等は速やかに納入してください。<br>・設計変更が生じた場合には、速やかに変更申請し、管理者の承認を得てください。 |

様式第４号

# 給水装置工事取消届

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

申込者　住　　所
　　氏　　名　　㊞
　　電話番号

　　年　　月　　日付けで申込みした給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 工事番号 | |
| 工　事　内　容 | |
| 給水装置場所 | 岩手町 |
| 指定給水装置工事事業者 | |
| 取　消　事　由 | |

様式第５号

# 給水装置工事完了報告書

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

指定給水装置工事事業者
所在地
名　称　　㊞

| | |
|---|---|
| 工 事 番 号 | |
| 工 事 内 容 | ① 新 設　② 改 造　③ 仮 設　④ 修 繕　⑤ 撤 去<br>（説明：　　） |
| 給水装置場所 | 岩手町 |
| 工 事 申 込 者 | |
| 工 事 完 了 日 | 年　　月　　日 |
| 鉛 管 撤 去 | な し ・ あ り（ Ｌ＝　　m） |
| 担当者<br>主任技術者または主任技術者が指定したもの | 氏　名<br>電　話<br>メール |

添付書類　①給水装置工事使用材料一覧表
　　②給水装置工事設計図（必要に応じて水理計算書添付）
　　③その他管理者が必要と認める書類
※ 添付書類について該当無いときは省略することができる。

水道事業所処理欄

| 検査日時 | 検査水圧 | 静水圧 | 塩素濃度 | 検査員 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| メーター番号(指針) | | 特記事項 | | 調　定 |
| （　　$m^3$） | | | | (No.　) |

様式第６号

年　　月　　日

（給水装置工事申込者）　様

岩手町水道事業管理者
岩手町長

給水装置工事完了検査済証

年　　月　　日付けで申請のあった給水装置工事について、検査しましたので通知します。

| | |
|---|---|
| 工 事 番 号 | |
| 工 事 内 容 | |
| 給水装置場所 | |
| 用 途 区 分 | |
| 指定給水装置工事事業者 | |
| 特 記 事 項 | |

様式第7号

# 給水装置工事使用材料一覧表

| 書　　類　　区　　分 | 当初　・　変更　・　しゅん工 |
|---|---|
| 工事申込者者（装置場所） | |

《分岐からメーターまで》

| | 製品名 | 口径・規格 | 製造業者 | 数　量 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 分岐・管・継手 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 栓・弁・その他 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

《メーター先から器具まで》

| | 製品名 | 口径・規格 | 製造業者 | 数　量 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管・継手 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 栓・弁・その他 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第８号

給水装置工事（設計・竣工）図

| 区　分 |
| --- |
| |

| | |
| --- | --- |
| 申請者名 | |
| 装置場所 | |
| 工事事業者 | |
| 竣工日 | |

水道事業所処理欄

| | |
| --- | --- |
| 静水圧 | |
| 水栓番号 | |

（Ａ３）

様式第９号

位　置　図

# 占 用 許 可 申 請 図

| | |
|---|---|
| 占用目的 | 給水管　　工事 |
| 路線名 | |
| 占用場所 | |
| 占用物件 | |
| 占用管延長(m) | |
| 歩車道の区分 | 歩道・車道・その他（　　） |
| 舗装の種別 | |
| 掘削面積(㎡) | |
| 復旧面積(㎡) | |
| 路面標示の復旧 | 有　　m・無 |
| 道路規制方法 | 片側交互通行・全面通行止め・規制無し |
| 申込者 | |
| 工事事業者 | 名　称<br>担　当<br>連絡先 |

平　面　図

横　断　面　図

本復旧標準断面図

様式第 10 号

# 共同管からの分岐承諾届

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

給水装置工事申込者　住　　所
　　氏　　名　　㊞
　　電話番号

　下記のとおり、共同給水管から分岐し、使用することで承諾を得たので届出ます。
　本工事により問題が生じた場合でも水道事業管理者に一切の不服申し立てしないことを誓約します。

１　共同管分岐場所　　岩手町大字

２　共同管の内　容　　管種：　　総延長：　　m

３　分岐する給水管　　管種：　　使用数：　　口

４　工事事業者

５　共同管所有者の承諾

| | 住　　所 | 氏　　名 | 承諾印 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

様式第 11 号

# 土地の使用承諾届

年　　月　　日

岩手町水道事業管理者
　岩手町長　　様

給水装置工事申込者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

給水管を埋設するため、下記のとおり、土地を使用する承諾を得たので届出ます。
本工事により問題が生じた場合でも水道事業管理者に一切の不服申し立てしないことを誓約します。

１　場　　所　　岩手町大字

２　土地の使用内容　　管種：　　延長：　　m

３　工 事 事 業 者

４　土地所有者の承諾

| | 住　　所 | 氏　　名 | 承諾印 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

要領様式第12号

# 水 道 使 用 開 始 届

年　　月　　日

岩手町長　　様

届出者
使用者との関係：本 人・ 家 族 ・親 族・家 主 ・その他(　　)

現 住 所 ……

ふりがな
氏　　名 ……

（日中連絡の取れる電話番号）
電話番号 ……

下記のとおり水道の使用開始を届け出ます

| | | |
|---|---|---|
| ふりがな<br>使 用 者 名 | (生年月日：　　年　　月　　日) | 電話番号<br>(　　)<br>携帯など日中連絡の取れる電話番号<br>(　　) |
| 使 用 開 始 場 所<br>**(アパート名など部屋番号までお願いします)** | 岩手町大字　　第　　地割　　番地 | |
| 家屋区分・使用人数 | 自宅 ・ アパート ・ 貸 家 ・ 畑 | 使用人数：　　人 |
| 使 用 開 始 年 月 日 | 年　　月　　日 | |
| 住　　民　　登　　録 | 済 ・ 登録予定 ・ 予定なし | |
| 用　　途 | 家庭用・営業用・湯屋用・ 臨 時 | |
| 水 道 料 金 納 入 方 法 | 納 付 書 ・ 口座振替 | ※口座振替の場合は『口座振替依頼書』(別紙)の提出も必要です |
| 納 付 書 の 送 付 先<br>**※使用開始場所以外への送付を希望する場合** | 〒<br>住 所：<br>ふりがな<br>氏 名：　　電話番号(　　) | |
| 緊 急 時 に お け る 本 人 以 外 へ の 連 絡 先 | 使用者との関係：同居の家族・同居していない親族・勤務先・その他(　　)<br>〒<br>住 所：<br>ふりがな<br>氏 名：　　電話番号(　　) | |
| 勤　　務　　先<br>(会社名と電話番号をお願いします) | 電話番号： | |

**《注意事項》**

**※ 水道の使用を中止する場合は必ず『水道停止届』を提出してください**

| ※ 水道事業所記入欄 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用者番号 | 水栓番号 | メータ番号及び検満年月 | 指針値(月日) | 電算入力処理 | | | | 開・閉栓処理 | |
| | | | | 予約 | 開・閉 | 検針 | 料金 | 依頼 | 処理 |
| | | 年　　月 | $m^3$<br>(　月　日) | | | | | | |

要領様式第13号

# 水　道　停　止　届

年　　月　　日

岩手町長　　様

届出者
使用者との関係：本 人・ 家 族 ・親 族・家 主 ・その他（　　）

現 住 所 ……

ふりがな
氏　　名 ……

電話番号 ……

下記のとおり水道の使用停止を届け出ます

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>使　用　者　名 | （生年月日：　　年　　月　　日） |
| 使 用 停 止 場 所<br>**（アパート名など部屋番号までお願いします）** | 岩手町大字　　第　　地割　　番地 |
| 家　屋　区　分 | 自宅 ・ アパート ・ 貸家 ・ 畑 |
| 使 用 停 止 年 月 日 | 年　　月　　日 |
| 使 用 停 止 の 理 由 | 町内へ転居 ・ 町外へ転出 ・ 一時停止 ・ その他<br>（　　） |
| 転 出 ・ 転 居 先 | 〒<br>住 所：<br>電話番号： |
| 納 付 書 の 送 付 先<br>**※転出及び転居先以外への送付を希望される場合** | 〒<br>住 所：<br>氏 名：　　電話番号<br>（　　） |
| 勤　務　先 | 電話番号： |
| 水 道 料 金 納 入 方 法 | 納 付 書 ・ 口座振替<br>精　算（　　年　　月　　日　　時　　分集金） |

※ 水道事業所記入欄

| 使用者番号 | 水栓番号 | メータ番号及び検満年月 | 指針値(月日) | 電算入力処理 | | | | 開・閉栓処理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 予約 | 開・閉 | 検針 | 料金 | 依頼 | 処理 |
| | | 年　月 | $m^3$<br>（　月　日） | | | | | | |

要領様式第14号

# 水道名義・用途 変更届

年　　月　　日

岩手町長　　様

届出者
使用者との関係：本 人・ 家 族 ・親 族・家 主 ・その他(

住　　所 ……

ふりがな
氏　　名 ……　㊞

電話番号 ……

下記のとおり水道の名義・用途の変更を届け出ます

<table>
<tr><td colspan="2">水　道　の　場　所<br>（アパート名など部屋番号までお願いします）</td><td colspan="3">岩手町大字　　第　　地割　　番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　事　由</td><td colspan="3">使用者変更 ・ 所有者変更 ・ 用途変更</td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更内容</td><td>ふりがな<br>旧　名　義　人</td><td></td><td>使用者番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな<br>新　名　義　人</td><td></td><td>使用者番号</td><td></td></tr>
<tr><td>水道料金納入方法</td><td colspan="3">納 付 書 ・ 口座振替　※口座振替の場合は『口座振替依頼書』の提出も必要です<br>（１．新規　２．登録済　）</td></tr>
<tr><td>納付書の送付先<br>※使用場所以外への送付を希望される場合</td><td colspan="3">〒<br>住　所：<br>氏　名：　　電話番号<br>（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">用　途　変　更</td><td>変更前</td><td colspan="2">変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">家庭用 ・ 営業用 ・ 湯屋用 ・ 臨 時</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　理　由</td><td></td><td>変更後の使用人数</td><td>人</td></tr>
</table>

| ※ 水道事業所記入欄 | | |
|---|---|---|
| 水　栓　番　号 | 巡　回　路 | 電算入力 |
| | | |

## 8　雑則

### 8・1　雑則

1．適用の定義

この要領に定める以外に疑義が生じた場合は、岩手町水道事業管理者の指示によるものとする。

2．経過措置

この要領の施行前において、施工された給水装置は、この要領により施行されたものとみなす。

3．施行期日

この要領は、令和８年４月１日から施行する。